

平成29年12月18日

**ラ・ムー茨木彩都店新築計画・打合せ**  
**第 5 回 議 事 録**  
 (平成29年度)

日時	平成 29 年 12 月 17 日 (日) 14 時 00 分 ~ 17 時 00 分	配布 資料	土砂等運搬経路図(2枚) ※工事説明会の資料とは言えないものである
場所	彩都西コミュニティセンター多目的室		

## 出席者

【開発者】3名

【住 民】38名(別紙名簿の通り)

【茨木市議会議員】1名

## 会議内容

## 【彩都西自治会協議会 \*\*会長】

本日、皆様には年末の多忙な時期に急な話で申し訳ございませんが、12/11に開発・宅地造成許可が茨木市より出されました。開発者より工事説明がしたい、11/11の宿題(工事に関する)に対する回答ということであろうかと思いますが、先に私の方から質問をしてから話を進めていきたいと思っております。まず、開発者からのあいさつをお願いします。

## 【開発者 \*\*課長】

大黒天物産の\*\*でございます。皆様、このお忙しい中、急にご案内をさせていただいたことを謝罪をさせていただきます。申し訳ございません。それと11/23に仮囲いが倒壊したことに関し、皆さまにご不安とご迷惑をおかけしたことに対しても、改めて謝罪をさせていただきます。申し訳ございませんでした。仮囲い工事を施工いたしました森組建設工業の担当者(渋滞で遅れています)も参りますので、原因と対策について述べさせていただきます。

## 【彩都西自治会協議会 \*\*会長】

まず、私の方から疑問点(これは茨木市に対する疑問点でもあり\*\*課長にも話をしました)について質問します。私たちは、(茨木市開発指導要綱の)開発・宅地造成許可に係る協議・手続フローに従って進んでいると思っています。その中で、一番大事にしているのが「関係住民への説明、関係住民との協議・調整」で、それらが整って、「協議経過報告書」の提出から許可に至る流れであると解釈しています。本日の工事説明が終わってやっと、このフローのスタートと思いますが、なぜか茨木市は12/11に許可を出しています。ということは(出されている)協議経過報告書とはいったい何か? ということで、公文書写しの交付申出にて協議経過報告書を取り寄せて確認しましたところ、平成29年10月11日付で提出されています。これは、いったい何ぞや。5/21に打合せ③があり、この時、開発・宅地造成工事については業者が決まったらということで、森組建設工業に決まり打合せ④を開催したのは11/11です。(出された)協議経過報告書は5/21(打合せ③)までの議事録しか添付されていません。5/21(打合せ③)までは「大店法」の話しかしていません。開発・宅地造成の話し合いは11/11がスタートです。茨木市はこれで(10/11提出の協議経過報告書)良いと言われたのですか?

## 会 議 内 容

### 【開発者 \*\*課長】

11/11(打合せ④)に協議させていただいたことに関して茨木市様に口頭で説明いたしましたが、その時は書類としての提出は求められませんでした。先日、\*\*会長様よりこの件の指摘がございましたので、茨木市の\*\*\*\*課様に確認をしました。\*\*\*\*課様よりは「地元の方々からの質疑も確かにある」ということでしたので、「11/11の協議記録と本日の協議記録を併せて提出(追加添付)をさせていただきます」ということを茨木市様にお伝えしました。

### 【彩都西自治会協議会 \*\*会長】

茨木市(\*\*\*\*課)は書類がそろっていないのに何で許可を出したのか。今、言われたように茨木市に良いと言われたら(これ儲けもんだと)誰でも出しますよね。住民・自治会等が出す書類は一字一句間違っていれば修正がはいります。今回のように、後でこっそりと書類を差し入れることが罷り通るのでしたら、茨木市にクレームをいれなければなりません、そのように言われたのですね。

### 【開発者 \*\*課長】

改めて提出することで\*\*\*\*課様より了解を得ています。

### 【これより質疑応答】

Q. : 住民 A. : \*\*氏 \*A. : 森組建設工業の監理会社 M. : \*\*会長

- Q. 5/21(打合せ③)までの大店法に関する議事録を開発・宅地造成の協議経過報告書として出していますが、何でそのような内容で提出をしたのですか。茨木市のチェック体制もでたらめですが、大黒天物産の企業体質もおかしいと思います。
- A. その件に関しましては、申し訳ありません。私のチェック漏れでございました。改めて、自治会様からのご指摘を受けて(10/11頃に指摘をした事実はありません)、11/11の工事の説明会?をさせていただくということで、大黒天物産の企業体質と仰られましたけども、申し訳ございませんが私がきっちりチェックできていませんでした。
- Q. 今日、この場は工事説明会ですか。工事説明会の資料はこれだけ(土砂等運搬経路図)ですか。工事説明会であれば、この資料だけでは説明できないでしょう。こんな説明会で住民の了解がとれるわけがないでしょう。これで「工事説明会をやりました」と茨木市に話に行って、ありばいを作って、なし崩し的に作業ができると思っているかもしれないが、今日、この場が工事説明会であれば、これでは工事説明会の資料とはならない。騒音・振動の環境問題対策の説明も今日、されるのですか。されるのであれば、説明の根拠になるものが添付されていなければ工事説明会の体をなさない。このような内容で工事を始めるのはおかしい。
- A. 前回(11/11)、自治会様の方々に工事説明会というのお聞きいただいて…。
- Q. ちょっと待った。工事説明会がその時点(11/11)でなぜできるのか。市の方から建設許可が下りているのですか。申請の受理をされただけでしょう。今回このような方法でやります等の申請を受理されただけでしょう。
- A. え～工事の許可。許可が出ました。
- Q. (11/11に)工事許可が出るわけないでしょう。工事許可を出すのは、そういった手続き的に工事説明会や地元協議を整理したものが「こうなってます、ああなってます」これは、開発者側と地元住民との協議の結果というのは、双方が確認をして「これで間違いがない、ヨッシャ」ということになって、それが添付書類として付くはずなんです。今までの経過を見て

## 会 議 内 容

ると、自分のところのおざなりな説明に対して(住民は)ここから先、了解してないですよ。そういう過程で許可が下りるわけがない。(12/11に)茨木市は許可を出したようだけど、われわれとしては納得がいかない。11/11に工事説明会をやったというが、その周知はどういう形をとられましたか。

A. 自治会様に・・・あの～。

Q. 自治会とは。

A. え～協議会様に・・・。

Q. 自治会協議会？\*\*会長に連絡が入ったのですか。

M. 業者が決まったとの連絡を受け、打合せ④を開催しました。

Q. 11/11は工事説明会ではないでしょ。

A. いえ、工事説明会です。

Q. そうですか。はっきりしなさいよ。11/11に工事説明会をやったというのなら、今までの過程は全部ひっくりかえりますよ。週明けに市長のところへ行って「これまでの許可を全部取り消せ」と住民運動がおこりますよ。

A. 一応、11/11が工事説明会です。

Q. 11/11に工事説明会があったなんていう報告は一切受けてない。

ありましたか(ありませ～ん!)。どういうこと。

Q. 11/11の時には「工事業者が決まった、騒音対策については持ち帰って検討します」そこで止まってたはずなんです。

Q. その手の説明が、工事説明会という認識なんですか。森組建設工業さんいかがですか。森組建設工業さんがこれから対応されるはずですが、これで持つと思われてられますか。これが森組建設工業さんがいつもやられる工事説明会の内容ですか。施主と施工会社の関係から言ったら、工事説明会の資料は森組建設工業さんがお作りになるはずなんです。そこに施主からの指示なりが入ってくるわけです。それが本日の工事説明会の資料としてでてこないといけない。そういう状況の中で、工事説明会というのはおかしい。意味をなしていない。このような工事説明会で乗り切ったことがあるの。森組建設工業さん教えてください。

A. 今回は11/23の仮囲いの倒壊に関して、現場責任者がその原因と今後の対策に関しての説明と、あと、こちらの全体の工事に関しては、騒音の問題や安全の問題に対して積み残しがあったので、今日改めてご案内させていただきました。

Q. 積み残しがあったと言うけども、前回の工事説明会の資料はどんなもん。手元にあるでしょ。前回は工事説明会と主張されるのであれば、私が知りたいことなどが網羅されてなかったらおかしい。そしてなおかつ、時間切れやなんだかんだのなかで「懸案事項になりましたね。じゃ、もう一回やります」という形の中で、第2回目の工事説明会というけれど、私が認識している限り、情報として得ている限りでは、11/11は工事説明会の体をなしていないし、工事説明会ではないという認識なんです。そして今日急に、市のほうから許可が下りたということで急遽、工事説明会をやるらしい。なんじゃいな。いうことで私は来たんですがね。でっ、何か資料が出るかなと思ったら、前回ね11/11か何か知らん、お宅のほうでは工事説明会だと認識されているかもしれないけれど、その時に話題として車両はどんな経路を通るんやという質問があったやと聞いています。それに対する説明資料としての図面がここに出とる。

## 会 議 内 容

というかつこなんです。で、これもまた説明不足なんです。質問の前提は何だったか、把握されていますか。質問者の真意をどういうふうに理解されていますか。施工業者は亀岡です。したがって、この辺から入ってきて、こっちへ出ていく。これではね、工事中の工事用車両の運行経路の説明でも何でもないんですよ。森組建設工業さんの社員の通勤経路はこれかもしれません。実際、掘削工事が始まりました、コンクリートを打たないけません、コンクリートを持ってきます、コンクリートの型枠を作るのにその資材を入れます、車両で運びます、その経路が明記されていないでしょう。それに係わって掘削が始まれば、掘削時の土の運搬をせなあかんはずですね。少なくとも3万立米、と書いてあるけれども、3万立米とは地山数量なの、それともふけた数量、それも今日確認したかった。地山数量なんかふけた数量なんかによっては、運搬する車両の必要台数が変わってきますよね。そうすると1日当りの作業台数というものが出来て、そうなった時に地元住民としては交通量との関連、非常に問題がでてくるんですよ。1日に100台来るのか、20台で済むのか、10台で済むのか、そういったことが説明会の時に出される資料から読み取って判断できるのが前提なんです。そういったところへんが詳しい、11/11が工事説明会と仰ったけれど、その時にそういう資料を出していない。出てないし、今日もこれだけの資料なんです。これで工事説明会は成り立たない。何を考えているか知らんけど。騒音の問題でも100dBがどうのこうの話が出て。「いやーそうじゃない80dBぐらいですわ」と書いてある。80dBしか出ないという根拠はどこにある。特定建設作業の規制の中での規制値はなんぼやと思う。それから、騒音防止のための対策として「毛布を掛けて騒音対策をする」とはどっからきた話よ。未だかつて、毛布を掛けて騒音対策をしたという話は知らない。聞いたことがない。それと、掘削機・削岩機の使用機械の具体的な明示がされていない。作業計画書に記載しなければならないはずだが、その整理・準備は済んでますか。その整理・準備する内容を明示するのが工事説明会です。それがなくて工事説明会はやっぱりおかしい。その辺のことが分からないなら、もういっぺん全部整理しなおしなさい。何ら、うちらはお宅らが描いている工程で物ができなくてもいいんだよ。ねっ、24時間営業の件についても「深夜営業しません」と書いてある。議事録の中でよ。ところがよくよく読むと、「将来的に24時間営業をやるんだ」というような感じに受け取られる。それは何か、申請書類の中身を変えない、中身を変えたら時間がかかるから。時間がかかってもいいじゃない。やりませんというならやらん形の中の営業時間帯を出して、というふうに言いたくなるんですよ。今のやつ見てると。だから、もう一回確認します。今日は、いづれ始めます、やりますと仰ってる工事の工事説明会ですか、そうじゃないんですか。

- A. ご指摘の事に対して、明確な回答ができないのは申し訳ないと思うんですが・・・
- Q. できないのなら今日やめちゃえよ！
- A. 弊社としましては、前回のご指摘等があったことに対して、回答が明確になってなかった部分もありましたので、騒音に関する、先程毛布ということが確かに議事の中にありましたけども、それ以外のことで本来でいえば、防音パネルの問題に関して持ち帰らせてくださいということが・・・
- Q. それであれば、そういった関係の補足説明に今日来てると仰ってるけれども、補足に足るだけの資料が出にゃおかしいじゃない。相手は素人や、わからんやろ、出しても意味がない

## 会 議 内 容

と思ったんか、出さんでもいけるわいと思ってるのか、本来それは失礼なことですよ、地元住民に対して。施主側として、請負者として、一つものをなそうとする時には、そういった手続きを踏まないと、20年前、30年前の仕事じゃないでしょう。大店法なんか出来たって、これは15年、20年前の話ですよ。今やられてるやり方は、25年前、30年前のやり方よ。私の考え方で言うと。懸案事項がありました、その説明は今日です、なら、その懸案事項に関わる資料を出してください。何も無い、それで補足説明会ですか、新たな事柄がないと説明はないんですか、やらないんですか。

A. 求められた内容に関しては説明します。

Q. それ、いつやるんですか。

A. 今、予定はありません。

Q. また、なし崩し的に工事を始めるんですか。

A. 工事は予定しています。

Q. えっ！工事始める。

Q. 説明会しますと案内が来たのが、今回初めてなんです。1回目から4回目まで、自治会代表と話されてると思うんですけど、近隣住民の代表者としての、下打ち合わせですよ。説明会行ってないですよ。近隣住民全員呼んでの。で、それで説明会を行いましたとなるのか、これがちょっと理解できないんですよ。近隣住民の意見を取り入れて、説明会を行いましたということで市に申請されたんですよ。

A. あの～、協議っていう部分で言うと、住民の方々への周知徹底というところまでは求められていませんでした。求められる部分は、立地法という法律で営業の問題ですね、それから、その中では店舗営業するにあたっての、例えば騒音の問題とか、工事の部分と営業の部分の二つありまして・・・

Q. いえいえ、一体ですよ。立地法で届出を出すということは、開発するその時点で、開発の許可が下りる以前に、近隣住民から出入口がどうなって、配置がどうなって、というのがまず決まらないと開発できませんでしょう。出入口の問題どうするんですか。開発進んでから、立地法で説明会しました、この位置にしてください。壊してもう一回作り変えるのですか。通常は立地法も絡めて、開発前に全体の自治会代表との下打合せをもって、開発前に近隣説明会を行う、そこで、配置に関する問題点とかを吸い上げてもらって、出入口、営業時間の問題等も継続して進めながら、開発のほうを確定させて、開発工事着工じゃないんですか。

A. 開発に関しましては、今仰られたように、まだ建築確認申請というのを一切出してないんですね。

Q. でも、道路の切り下げ、掛かりますでしょう。

A. 道路の切り下げに関しても、道路法の届出申請はまだしていません。仮設用の出入口ということでの申請で、工事用の出入口での申請しかしていません。

Q. ということは、今回の開発というのは、切土に関する開発のみということですね。

A. はい。と、一部擁壁ですね。

Q. 擁壁を造るということは、落差が出てくるということなんで、一般の駐車場の出入口もその時点で確定しますよね。

会 議 内 容

- A. ただ、それが道路の使用許可ということで、申請はまだ出していません。
- Q. それは、大阪府になるのか、茨木土木になるのか、その辺は別としても、要は計画としては今の建物の位置を変えませんよというのが大前提ですね。
- A. 建物の配置に関しては、立地法で変えるとなると届出の変更になるんです。
- Q. 変えるとなると、なぜ開発の申請前に説明会を開いて、代表さん以外の方の意見を吸上げようと思わないんですか？
- A. ある程度提案という形で出したんですけど・・・
- Q. 私ら資料も何ももらってませんよ。
- A. 実際に出入口の問題であったり、建物の位置であったりというのは、立地法の説明会の時に改めて皆さんのところには、先程仰った住民の方への周知という部分はですね・・・
- Q. それ、一回で終わらせなくても何回でもええ話ですやん。
- Q. 今、仰っていただいた方の話が正にそのもので、茨木市開発指導要綱施行基準の第11の中に、関係住民への説明というのがあるんですね。どういうことを説明するかというと、住民への説明項目、1. 事業関係者の紹介 2. 開発行為等予定地に関する事項 3. 開発行為等の予定地の対象法令等 4. 予定建築物の概要 5. 開発行為等予定地の土地利用の概要 6. 造成の概要 7. 放送電波の受信障害 8. 工事の施工に関する事項 9. その他・・・というのがちゃんと市から出てまして、宅地造成開発するにあたってはこれをちゃんとやって、その第12に協議結経過報告書というのがありまして、開発者は施行基準第11に定める説明等を完了した場合は、次に掲げる事項を記載した報告書（以下「協議経過報告書」という。）を市長に提出しなければならない。(1)説明の実施日 (2)説明を受けた関係住民の住所及び氏名 (3)説明を行った者の氏名（同席者含む） (4)説明の内容及び使用・配布した図書 (5)説明に対して出された意見 (6)出された意見に対する措置又は開発者の考え方 (7)関係住民の名簿一覧表及び範囲を示す図 (8)その他市長が必要と認めるもの というのを協議結果報告書として出すことになってるんですね。それが、さっき私が問いただした、その\*\*さんは、自分は協議結果報告書を見てなかったからと仰いましたよね。要は、1回目、2回目、3回目の話は皆さんがご存知のように、造成に関することは一切書かれてなかった。でもそれを市に出した。市はそれを受理、OKを出した。でも今仰られたように、説明を本来だったらしましたという内容を付けて出さなきゃいけないのに、それを市は受けてしまったし、\*\*さんも自分はそれを見落としていたわけですよ。じゃ、誰が出したんですか、まず。その書類を。
- A. 前回、ここに出席していました・・・
- Q. 新洲さんですか。新洲さんの、お名前は？
- A. \*\*。
- Q. \*\*さんですか。
- A. 今、10/11と仰ってたんですが、市の方は11/11の説明会を・・・
- Q. 説明会の案内が来てませんから、住民は参加してません。自治会代表さんのみです。それは調整であって、説明会ではありません。
- Q. それで、11月と今日の内容を後で添付するようなことを今仰ってますけれども、私、\*\*\*課の\*\*さんに聞いたけれども、10/11の日付で出していますよね、協議書を。

## 会 議 内 容

A. 出しています。

Q. 「日付がそれやから、後付けにはできない」と仰ってましたよ、\*\*さんは。

A. ですから、彼らとしては、11/11に説明会をするということは報告していましたので「それ迄は当然許可は降ろさない」と仰ってたんですね、当然なんですけど。でっ、11/11以降に、新洲の方で説明会の内容を口頭で報告をして「分かりました」ということで受理いただいたというのが実情です。

Q. 報告したというけれども、報告書はいろいろあるんだけど、懸案事項がいろいろありまして、全部〇だっとなんて報告できないでしょう。どんな報告の仕方をされたの。そんだけ地元から問題提起されているのであれば、市だって話を聞けばそこで許可出せることないんですよ。なんぼ考えても。少なくとも今日の意見の流れからすると、\*\*さんが仰ってるような手続きを完全に踏んで、そういう完全な資料を全部読み取って、市のほうが行政上の立場から判断をして、そして申請に対する許可という段取りになっていくはずなんですよ。今の説明では、説明しました、許可が下りましたというけど、どんな説明の仕方をしたん。

A. . . .

Q. 前回11/11が工事説明会だと仰ってますけれども、手順から言ったらその後に地域住民と協議があって、その後に報告書が出るはずなんですよね。あそこで、こういうようなトラックの通り方だったら何だかんだ言ってはりましたけれども、それに対していろいろ懸念事項がいろいろいっぱい出たはずなんです。何をいったい協議して、何を報告されたのですか。協議の結果、どういう結果になったと報告をされてるんですか。いや、それが工事の説明会だ、それが終わったという主張で、そういう体だとしても、何に協議したんですかその11/11の時に。何で、勝手に報告書を出して、今さっきも仰ってたんだけど、どういう報告書を出されたんですか。

A. いや、報告書は提出していません。口頭で説明しただけなんで。それで、茨木市は「説明会をされたということは分かった」ということでした。

Q. (え～、説明会はしてないですやん)協議の内容をきちんとここでやったということを茨木市は確認をとってないということですね。(ええ加減なことを言うたらあかんぞ。担当者にその辺を、先程仰ったようなことを確認して、裏返しやったらたらどうするの)というか、今の言い方だったら、説明会しました、茨木市はそれでOKですと言ったのですか。協議の事は何も問われなかったということですか(中身もないのに、そんな回答することないですよ。そういう回答をすることであれば、その市の担当者はもう駄目ですね)。

Q. それで今の回答の仕方を見てるとね、11/11の議事録で左折入場・左折出場、回転も含めてその話のやりとりの話の中で、お宅が対応された茨木警察署の担当者と、住民が対応した担当者の部署が違うということがあります。ただ、左折入場・左折出場という基本原則は一緒ですよ。ところが、なぜかしらんお宅が対応された警察の方は、少なくとも府道の右折入場については「しょうがねえな」というようなことを答えたという文章構成にはなってるんですがこれはね、文章の全体の流れからすると全部お宅の希望、うちはこうしたいんだああしたいんだということ、そういった協議をしましたよという事実絡めて、うまく作文しているようにしか私は認めないんだ。左折入場・左折出場というのは、これは大原則なんだ。変えられる訳がない。警察署の中でも、担当者が違うからと言って、こういう違う判断が出

## 会 議 内 容

る訳がない。出したんなら、これ、交通行政が成り立たないから。そういうことからしても、この議事録の中身はおかしい。それと同じことを今あなたは説明している。11/11工事説明会をやりました、さっき聞いたら工事説明会をやりましたというけれども、この議事録を見ると代表者だけや。地元説明会という時は全員に周知して、全員が来たら全員を対象にするのが地元説明会だ。代表者だけとやったからでは、これは地元説明会の体をなしてないんですよ。それで説明資料も何もなしでやったからってそれが何の説明になるの。何も聞いてないぞ私たちは(これでどういうふうに説明していいかわかりません)。

- Q. 百万歩譲っても、それが説明会だと勝手に主張するんでしょうけど、報告書も出してないのに、何で市はOK出したのか、私にはよくわからん。
- M. それね、後は市長・副市長というレベルまで私は言ってます。今回に絡んでるすべての部長へのメールではもうだめなので、市長に文書で渡すしかないんですけど、帰ってくるのは担当課からなので、「法に違反していないものは拒む訳にはいきません」の一点張りです。虚偽の協議経過報告書が出されているのに・・・
- Q. いや、説明会しましたよという前提が崩れているんでね。説明会しましたと言うてるけどね、テナントさんは言うておられるけども、してないんでね。あくまで、自治会代表者との擦り合わせ調整であって、説明会を一回もしてないんですよ。今回が初めてなんですよ。
- A. 住民の方々全員に周知をして説明会をなささいというふうには求められていなかったの。
- Q. どっから。
- A. 先程読まれた文章の第11・開発地域を包括する自治会等の住民組織ということで求められましたんで、自治会様・協議会様とお話をさせていただいて、それを報告させていただいたということです。
- Q. 通常はね、開発工事するにしろ、大店立地法は、全部名簿まで入れたやつを提出しないと駄目やんですか。
- A. 大店立地法は、新聞ですすね、ある一定の範囲のところに周知させなさいと、折り込んでということで、それはルールとして明確に決まっています。
- Q. でも、開発の場合でもこれだけの規模の開発行為をしようと思うと、少なくとも、やまぶき3丁目、4丁目、それからのぞみ丘のあたりに関しては、各戸、要は、ポスト投函でもして、こういう説明会を開きますんでとあってしかるべきなんじゃないんですか。
- A. 申し訳ありません。そういうことは、弊社としてはやってなかったですね。
- Q. いや、やってなかったではなくて、普通に、要は、周りに迷惑をかけるというところをいくと、こういう説明会をします、参加してください、意見を聞かしてください、それで来られない方は別として、来る人はやっぱりその部分でいろいろ意見が言いたいということがあって来るわけですから、そういったところは施工者がするのか、施主がするのか、どちらでもいいとは思いますが、申請を頼んでいるところがやってもやってもいいとは思いますが、各戸回ってポスト投函して、周知したらよかたんじゃないんですか。それもしなくて、前回までの4回のやつが説明会ですというのは、どうも納得いかないです。であれば、第1回の時に次回から(自治会代表以外の)住民の方にも参加させていただいて、これを説明会とさせていただきますということで、各自治会代表に住民に周知してもらって、日にちを決めて、という形にしないと説明会ではないです。



## 会 議 内 容

- A. あの～、結果として、今、住民の方々に周知ができてないというのが事実です。ただ、弊社としましては、通常は自治会様、開発に関しては自治会様とおやりとりをさせていただいて、ということで開発は進めさせていただいております。
- Q. やりとりをしてね、自治会代表は「どうぞやってください」という話になったんですか。
- Q. 住民は来ていらんと言うてるのに、「来ていらん」という報告をつけて市はOKくれたんですか。
- A. 住民の方々とは「来ていない」というような議論とか協議はしていません。
- Q. いうてるやん、前から、「来ていらん」言うてるやろ。それを聞き入れずに、勝手に申請してOK出て進めますって、おかしいやろ。
- Q. それって、少しね、自治会協議会に対して失礼じゃないですか。何か、自治会協議会がOKって言ったから、私たちあれで、市役所行って口頭で「いや、自治会ええって言うたんや」「あ、ほなったらしょうないな～」ということでハンコ押されたと私には聞こえるんですけど。自治会協議会に対して失礼じゃないですか。今日も、勝手に自治会代表にだけ集まってもらっての話し合いを、急遽、ポスティングしてみんなにお声を掛けたんです。たぶん、そういうことになるだろうと思って。そうでしょう。説明会じゃないではないですか今までは。打合せです。
- Q. すみません。把握してないこともあるんですけど、茨木市に対して報告、第3回分までしか出されていないんですよ(私が作ったのをコピーしてそのままです)。何か聞いたところ、説明会したと仰ってるの4回目なんですよ。4回目のが何で出てないのに茨木市に説明会をしたという体になってるんですか。
- A. 一応、口頭での報告でご理解いただきました。
- Q. 報告書も出さないで、どんな市の手続きですか。
- Q. 本当に、口頭でOKやったんですか、市役所は。
- A. 口頭で報告はしました。
- Q. それは失礼じゃないですか。私たちね、書類出すのにね、さっきの話じゃないけど日付があかんじゃなんじゃ、私もコミセン関わってますけど、コミセンの収支がどう、監査が入った、ほんとうに嫌な思いばかりして市と対応してきたのに、一般の業者さんには、「ええよ、口頭でええよ」で終わりですか。初めて聞いたわ、信じられへん。
- Q. それは、担当課の誰ですか。
- A. \*\*\*\*課の・・・
- Q. \*\*\*\*課いうたら大きな課ですけど。
- A. 私もお会いしましたが、この件で\*\*会長からご指摘があり、お電話で\*\*さんに連絡させていただきました。「確かにこの内容で受理しました」ということでした。
- Q. その\*\*さんが口頭でOKといったんですね。
- A. はい、\*\*さんです。
- Q. 口頭で言いに行ったのは、新洲の方なんですか。
- A. はい、\*\*、\*\*です。
- Q. \*\*さんと\*\*さんという人が市役所へ行って口頭で「OK出ましたわ」「なら、しょやないな～」とハンコを押したのが\*\*さんですか。

会 議 内 容

- A. いや、「OK出ました」っていう・・・。
- Q. でも、許可おりたんでしょ。
- A. 許可は下りました。
- Q. 許可が下りたということは、OKが下りたいということじゃないですか。
- Q. 口頭でそんなことができるというのは、だいたいからおかしいんですよ。口頭でできんのやったら、みな口頭でしますよ。みな口頭でやったらええやん、こんなもん。いい加減な審査やって、そんな、税金支払う必要あらへんやん、そんなもん。
- Q. 茨木市に口頭で説明したのは、その新洲の\*\*さん。書類を作成したのも\*\*さん。
- A. そうです。
- Q. あなたは、(ちょっと途中から来たけれど)内容知らなかったと、さっきちらっと仰ってたですけれど、何でその書いた方、今日来られてないんですか。
- A. 今日は工事に関してということで・・・。
- Q. その作成した人、その人なんでしょ(ハイ)、でたらめな作成したんは。
- Q. 今までずっと来られて、今日に限って来られないというのはおかしい(全員騒然)。
- Q. 市の報告は、説明会をちゃんとしましたと報告をしたのですか。それとも、自治会代表との打合せが終わりましたと説明したんですか。
- Q. それはね、4回目のはね、報告してないってことは、4目が説明会って主張しているんです。でも、その報告書は市に出してないって言うてる。
- Q. 口頭ですよ。口頭での報告だったんですね。
- Q. だから、説明会っていうのは、今回が初めてなんで、説明会しましたという報告を口頭で言ってもそれ、虚偽ですよ。
- Q. そうです。しかも、その分の書類は出してないって言うてるから、いったい茨木市は何に對して説明会をしたと判断したのかよくわかんない。
- A. 前回は、あの～、地元からもラムーの店舗に対しての造成計画の質問事項を事前にいただいておりましたので、それに合わせて・・・。
- Q. だから、それは、あくまで自治会代表者との擦り合わせ、打合せの内容であって・・・。
- A. 住民の方との・・・。
- Q. 住民との説明会は開いてないですね。
- A. 開いてないですね。
- Q. さっき、工事説明会って言ったやない。
- A. はい、工事のその説明をですね・・・。
- Q. じゃ、11/11はそれまでの過程で、自治会代表者と懸案事項であったやつの説明をしに来てる説明会でしょ。住民を対象にした建設前の建設工事に関わる工事説明会じゃないでしょ。
- A. 住民の方への対象とした説明はしていません。
- Q. してないでしょ。あなたさっき説明会だと言ったんだよ。11/11はこの建設のための説明会だと言ったんだよ。
- A. 住民の方々を対象としての説明会をしなさいというご指示は茨木市さんの方からないので。
- Q. 特定建設作業で近隣には説明するという事になってますよね。開発の許可が下りるということは、それ以前に説明しないとだめですよ(その辺、法破りじゃないの)。それ、偽造し

## 会 議 内 容

て出すんですか。各戸回りました、説明会しました、騒音防止法で決められてますよね。茨木市の方でも、(あの～開発の・・・)開発でなくて重機を使う作業の際に、届出を出すときに、近隣住民への説明の実施っていうのを書かなければならないと思うんですけど、(すみませんそのところは・・・)施工者さんは分かっているとしますわ。

Q. それが分からないんだったら、その辺もう一回さあ、勉強し直してね、今日みたいな会議を開くという気持ちになられたら。お宅の方から今日の開催、日程が指定されていますよね。じゃ、さっきの説明からすると、工事説明会的なものでなくていいんだという認識でおられたのが何で今日の説明会を開催することになったんですか。それは、\*\*会長からの要請があったからそれを受けてやったんですか。

A. 前回の時に、明確な回答・・・。

Q. 前回じゃなくて今日の結果。今日の開催の意思、どういう気持ち、計画の中でこうなったんですか。

A. 今日の皆さんへのお集まりいただいた説明の内容というのは、開発工事の安全対策についてどうかということと、それと、騒音対策について、前回明確に回答できていなかったところがあったので、それをご説明させていただきたいということで、皆さんにご案内させていただきました。

Q. 基本的に、さっきの方が仰ってるように、騒音規制法なりに書かれてる地元住民への説明会という姿勢ではない。何か話があっちいたり、こっちいたりする、さっきから聞いていると。ある時はあっちのほうへ、ある時はこっちのほうへもってくるし、のらりくらりという説明のなかで、説明の中身が変わっているようで、それはない、何回もいうように、今日は地元住民への説明会ですと、今までの経緯はいろいろありましたけれども、説明会ですと仰るんであれば、さっきも言ったようにこの資料では体をなしてない。再度、改めておやりになったらどうですか。

A. 前回の時に、住民説明会・・・。

Q. 前回じゃなくて、今日私の言う意見に対して。今日の意見。前回、私たちはそういう発言をしてません。今の私の発言に対して、どう考えておられるんですか。

A. いや、今のところ、あの～・・・。

Q. 工事説明会だってさ、資料がないのに質問のしようがないのよ。確認のしようがないのよ。いろいろ気になることがある、その事柄に対して確認する手立てがない、考え方が分かんないのよ。

\*A. 工事説明会は本来、請負う工事業者さんが住民の皆さんに対して一番説明ができる。今回においては、森組建設工業さんが主催して工事の説明をするのが筋だと思います。今、お求めになっている資料、裏付けになるいろんな資料は今日の段階において全くできておりません。森組建設工業さん自体、今この場におらないんです。あの～、全く、かみ合わぬ・・・。

Q. (前3人の内)左のおじさん誰(このあと騒然)。

Q. これ、工事、いつからする気なんですか。

Q. 今日、森組(建設工業)来てないんですか。だって、さっき仰ったじゃないですか。交通事情によって森組遅れますと。まだ来られてないんですか、左端の方はどなたですか。

Q. 下請けだよ。

会 議 内 容

- A. 塀の、あの～、責任者です・・・。
- Q. あ～、塀の責任の方なんですか。道路の許可証ももらわないでやった人ですか。工事するのに、道路の許可もとらないでやってた人ですか、あなたは、ほ～。
- M. 昨日、森組の現場代理人が来ると（\*\*部長は来られない）と言ったじゃないか。
- Q. 何で下請けなんや、話が違うやないか、どないなってるねん、工事の説明するのに何で施工業者来てないの、馬鹿にしとんかい、これが工事説明会か、あなたの方が、今日の日にち決められたんでしょ、その場逃れの説明ばかりすなよ、今日の説明会やると言ったのお宅だろ(その他、苦情いろいろ有)。
- Q. 12/13に書類配ってきて、12/17に来いって、社会人としてどうかと思うよ。
- Q. 何を考えとんの。それで、今日の交通量調査、お宅がやってんのアリバイ作りか。同じところで、10月に全国交通量調査やってるから、その資料集めなさい。
- A. いや、前回の時にご指摘があって・・・。
- Q. いやいや、前回の時の指摘はいいけども、あれで今日やるよりは、全国レベルでやった、もっと中身の濃い、車両の種類まで分けた交通量調査が、データがあるから、それをちゃんと整理しなさい。それをベースにものを考えるこっちゃ。今回の参考になるかもしれない。
- A. 今回、高速道路が開通したということで、前回、ご地元の方から高速が開通する前後を比較という情報もいただきましたので、それで今回やらしていただいています。
- Q. 立地、店舗の配置とか、駐車場の入口とかでいろいろ懸念事項が出てたはずなんですけども、それに対してろくには回答いただいてないですよ。立地法をさっさと出すというのは、どういう意味なんですか。
- Q. 立地法を出すには、宅地造成の開発許可が下りてなければ出せませんよね、順番的に。
- A. いや、それは別の法律なので・・・。
- Q. 法律は別でも、関連があるんじゃない。
- A. 関連はあるんですけども、開発の許可が下りないと立地法の受付をされないということはありません。
- Q. いや、受付がどういうことじゃなくて、まだいろいろ懸念事項があるというのに、さっさと立地法出すということは、どういう心づもりなんですか。
- A. 前回のこともあったので、建築確認、まあ実際には、建築確認であったりとか、道路占有許可、入口という作業に関しては、出していません。今、皆さんからご意見があったので、建物の配置の問題とか出入口というのは、住民説明会？をもう一度開くということで対応ができるんですね。
- Q. その説明会っていうのは、今回本当に腹立たしいのは、13日に\*\*さんの名前で書類出されていますよね。説明会しますと(ハイ)。それで13日の午前中に、あの～、のぞみ丘さんの分はコピーしてないんですけど、プレミアムと(やまぶき)3丁目と4丁目の分、全部コピーしてもらって、3丁目の会長さんと4丁目の役員さんに17日に説明会があるから、回覧では間に合わないの、全戸配布しましょということで、寒い中、頑張って全戸配布したんですよ。でっ、チラシがぱっと入ってお隣さんが「連絡先も書いてない、\*\*さんて名前はあるけど」、「質問したくても、質問しようがないじゃないですか」と言っていました。何で13日に出して、17日にしたのですかがまず一つ！こんな年末で、皆、くそ忙しい中、時間を割いてここ

## 会 議 内 容

に来ているのに、森組さんは来てないし、もういい加減じゃないですか。今度の立地法説明会も1週間前までに周知すればいいんですよ。1週間後にやりますと言ったって、みんな予定もいろいろあるんやから、せめて1ヶ月前とか、3週間前とか早めに知らせてもらわないと、大事な要件なんですから、困るじゃないですか。だって、新聞を取ってない人どうするんですか。見れないじゃないですか。今回だって、周知徹底できてないんだから、それくらいの誠意を見せる予定はあるんですか。まず、今回の件、何でこんなぎりぎりに13日から17日になった返事と、今度の1月の説明会(1/28迄に開催義務)、もう、いつするか決まっているんですか。

A. まだ、今、会場に関して協議中です。

Q. それは何時ごろ発表する予定なんですか。また、1週間前ぎりぎりですか、今回みたいに。

A. 今のご意見は承ります。なるべく早くということは理解しました。

Q. さっき、その方の。そういう曖昧な逃げたような回答ばかりして、先送り、先送りで、なし崩し的に決定しないのよ。お宅のやり方は、回答の仕方は、それは非常に不誠実です。地元住民にとっては迷惑施設なんよ。ラムーさんが来るということは。当初から、ねっ。それをお宅がやるんだ、やるんだと仰る、その中で、落としどころ、地元の協力が得られた範囲内で一生懸命、頑張ってるんですよ、どうか話に乗ってくださいな形で、流れていくんだけど、(過去4回の)議事録を見る限り、その過程であなたの答えは今と一緒に、先送り、曖昧、もこっとした答え、全部事柄の本質をはねて、横に逃げて、という対応ばかり。だもんだから、何時までたっても結論が出ないんですよ。地元からの判断としての結論が、説明すべき情報を流さない、一方的に自分たちの計画だけを押し進めようとする、そういう姿勢がありありと見えてるから、地元からは結論が出ない。地元が判断できない。

Q. 不誠実っていうのは既に今まで何回も言ってる、全然変わってないんですけども、さっきも「意見、検討します」って、そういう発言って、ここにいる人に唾を吐く行為です。さっき説明会、説明会と仰ってるんですけども、箕面の方にいただいたのは自治会宛にいただいているんですけど、これは工事の説明会として、地域の人たちの周知のやり方としていいんですか。まあ、何か、近隣の方には個別に判断されてポスティングされたみたいですけども、誰への説明会なんですか。

A. あの～、今回は、1回目から4回目まで、自治会の会長・副会長様にお話をさせていただきましたので、5回目に関してもその予定でお話し準備を考えていました。ですので、前回、協議させていただいた内容で、不明瞭になっていた部分の説明をさせていただくというのが今回の会議です。

Q. ということは、協議は終わってないっていうことは認識されているんですね。

A. ですから、前回の時に残ってた部分を、まあ、例えば仰ってたように、学校の前のあの～、副校長様にもご挨拶に行ったんですけども・・・。

Q. あなた、行かれてないんですね。

A. 僕は行ってないです。

Q. 何で、許可が下りてから、その懸念事項の最終的な協議をするんですか。

A. 許可の前に行きました。

Q. いや、今日ここに、今日ここで説明するつもりで来られたんでしょ。いろいろ残ってる案件

## 会 議 内 容

を。つまり、それは自治会うんぬんと協議できてない部分があるから、説明しないとイケないと思ったからでしょ。それが、何で許可が出たその後に、そんな説明をすることになるんですか。きちんと協議終わってないのに、さっさと許可が出たということですか。

A. 前回の時は、学校に対して対応をして下さいという・・・。

Q. でっ、どうなったんですか、聞いてないですよ。もう一つは、茨木の方で9:00～14:00で工事用車両通行と言われていることに対して、変更というようなことを仰ってましたけども、箕面の方は9:00からしか通らないでほしいというのを、教育委員会あるいは副校長の方から言ってると思うんですけども、それは聞いてないの。

A. ええ、7:30から9:00の間は通らないで下さいと・・・。

Q. というか、それに対して何も聞いてない。どう協議あったのか、どうなったのか、それが何故今日なんですか。そんな、許可が下りました、なんで、学校へ行ってこういう協議しました、これでどうでしょうというのがないのに、後付けで、何でそんな説明するんですか。さっきも仰ったけど、4回それぞれ時間を作って集まっている人を馬鹿にしていると思います。だから言ったでしょ、唾吐く行為やって、こういうの。あなた、それ認識されてないと思いますけど、だから、13日に集まれとこうやって顎で使うようにして、呼び寄せるんですよ。地域の人たちのためにとか言うけど、もうその発言すべて唾はく行為です。どう思っているんですか、これに対して。

A. いや、急にお集まりいただいたことに関しては・・・。

Q. いや、急にの話だけではないですよ。今までの経緯で、いろいろこういうことはどうですかと言っても、じゃ、次回までに検討してきますといったことも、ろくな回答をよこしてきたことがない。さっきも仰ってた、回数経るけれども、何にも、のりくりり、のりくりりと、4回、5回と続いてきてるわけですよ。たぶん、ここぞと見まわしてみても、あの場に出た方、結構おられると思いますけれども、たぶん、回数を経るほど、あなた達の信用度というか、どんどん、どんどん急降下ですよ。だって、あなた自身、唾はく行為してるもん。どう思っているんですか。

A. いや、唾吐いてるつもりはありません。

Q. あなたは吐いてないかどうか知らないけども、周りから見ている人たちは、みんなそういうふうにとってるということですよ。それとも、そういうとらえ方する奴がおかしい。

A. そういうことは、思っていない。

Q. では、どう思っているんですか。あなたのとった行動と今のこいう状況を。えっと、何回目か忘れましたが、萩原市議が「信頼関係が全然できてないから、何とかしなさい」と言われたと思う。それに対する答えがこれですか、出店したらもう終わりですか。

A. ただ、あの～、皆さまのご要望も、僕は、いくつかお受けさせていただいている部分もあると思うんです。

Q. 何ですか。

A. 営業時間の問題もそうですし。24時間しないということで・・・。

Q. でも、大店法では、24時間って書いてあるじゃないですか。

A. その件も、前回の時にお伝えしたんですけども・・・。

Q. えっと、約束したと言ってるんですけど、それは社長の名前で書面いただけるんですか。

会 議 内 容

- A. それも、\*\*会長とさせていただきます。
- Q. 口頭だけの約束は、信用できない。
- A. それは、そういうことはしません。
- Q. じゃ、持ってきて。文書持ってきたら考えますわ。
- Q. いや、私は、オープンになりましたという、あなたは居なくなるんじゃないかと・・・。
- A. ですから、あの～、前に申しましたように、自治会様との協議が整わないで営業時間の変更はしないということで・・・。
- Q. それは、あなたの言葉でしょ。どこに文書が書いてあんのよ。
- Q. 元々は、24時間で許可とられてるでしょ。許可下りてるから今からでも変えられますでしょ。出し直してよ、大店法のあれ、出し直してくださいよ。
- Q. 今、既存店さんでも、ビルインのやつなんかやったら、20時で終了する店もありますよね。
- A. 関西では、そういうお店あります。
- Q. ありますよね、摂津店さんは。コーナンの中に入ってるやつ。20時でしょう。
- A. 摂津店は、えっと、22時やったか、23時・・・(あっちは24時です)。
- Q. いや、20時。
- A. いえ、20時じゃないです。
- Q. お宅のホームページ上に、20時って書いてましたよ。
- A. 摂津店ですよ、いえ、もっと遅いです(24時って・・・)。
- Q. あっ、ちゃうわ、岸和田か。岸和田のやつは、20時となってましたよ。
- A. 岸和田店は、もともとビルの中で、私どもだけが・・・。
- Q. ビルの中やったら、それでできる話でしょ。ということは、ここは近隣住民がこの時間にくれっていうんだから、その時間を限度いっぱいまでで、例えば23時までで構いませんやないか、23時で出してくれたらいいですよ。24時間、後で変えられる方法ではなくて、23時でやっといたら、24時間に変えたいという時には、もう一回出し直ししなければならない話、なりますでしょう。その担保がほしいから、短い時間で出してくださいと・・・。
- A. あの、担保に関しては、仰るのはよく理解しています。それは、えっと、私の方で考えます。
- Q. だって、お宅ら24時間営業で出したら(信用できへんねん)、簡単に変われますやんか。
- Q. 考えますと仰ってますけど、大店法で24時間許可取られてね、そちらの都合で「自治会の方の都合で夜中の0時で終わるいう、それは、要望聞いとこか」と、いずれは24時間しますよという含みを持つてるというのが、みんなね、クエスチョンマークで、疑心暗鬼なとこです。
- A. そういうご意見というのは、もともと自治会様から出たご意見やったと思うんです。私は、まず24時間させていただいて、私共が管理できないのであれば、短くさせていただけないですかと・・・。
- Q. いやいや、そもそもの発想が違うんですよ。
- A. そうなんです。ですから・・・。
- Q. 短い時間から延ばしたいんやったら、再度、説明会を開いて、延ばさしてくださいというのが、当たり前の話ですよ。
- A. ですから、営業時間に関しては、当初の考えは、基本は24時間やらしていただきたい・・・。
- Q. いや、24時間やりたいんやったら、ロードストリートの国道沿いの広いとこ、どっか探して、

会 議 内 容

やったらええですよん。

- A. ですから、皆さんのご意見が多かったので、私としては、24時間というのをを取下げさして  
 いただいて・・・。
- Q. だったら、立地法の届出も、24時間ではなくて(そう)、時間を区切ってください。
- Q. あの～、大店法の提出の書類を見て、びっくりしましたよ。24時間って書いてある。
- A. あの、その件は、提出の、再提出(?)の前に、皆さんにご説明させていただきます。
- Q. ご説明、説明、出した後に説明やったんと違うんですか。ちょっとおかしいぞお前。
- Q. 11/11の議事録の冒頭にね、深夜営業0時から6時迄はやめるって書いてあるんですよ。この  
 やめるという回答をされた背景を考えると、この会議の前までに、いろいろ出てましたけど  
 も、24時間やめてくれよ、深夜営業やめてくれよ、暴走族が入ってきて大変だから、溜り場  
 になるからやめてくれよ、という意見の中で、いろいろ打合せをしてきた、要望をしてきた  
 という過程があってこの回答ですよ。そういう要望があってやってきたことは協議じゃな  
 いんですか、お宅の認識として。
- A. そう、もちろん、協議をさせて・・・。
- Q. 協議ですね。協議をした結果、深夜営業をやりませんよということですね。だったら、ここ  
 までくる間に、協議として時間帯が決まったものを、何で、再協議して時間帯が変更します  
 なんていう言い方ができるんですか。地元住民と協議して、時間帯変更があり得ますてなこ  
 とを書いて、ここで24時間やりませんとは言ってるけども、将来的には24時間の可能性の含  
 みを残しているだけの話だ。だけど、その言い回しの前に、地元住民と再協議してと書いて  
 ある。再協議あり得ないやろ！
- A. 申し訳ないんですが、前回までに、ご地元からそういうご意見があったんです。
- Q. 何の意見が？
- A. 協議をして、問題がないんやったら24時間やったらどうですかと。
- Q. いや、そんなん、誰が言うたん、誰が言うたの、会長、あんたが言ったの。
- Q. 違うでしょう。
- Q. (会長!)責任とりいや!!!
- A. 僕は、前回、皆さんとの協議の中で、24時間をまずやらしていただいて、問題が出れば、  
 うちの管理能力がないんで短くさせていただきますというお話をさしていただいたんですが  
 、ご地元の方々の意見「それは逆だと」まず短い時間でやって、ラムーの営業に特に問題が  
 ないんやったら、延ばしたらどうやと、というご意見があったんで、それを・・・。
- Q. 誰の意見、誰がそんなこと言ったん、会長、あんたですか。
- Q. いや、あのね、(過去の)いただいた資料を読んだ記憶の中では、そんな議事録一つもない。  
 地元住民がそんなことを言った議事録、ひとつもない。
- Q. 何を根拠に仰ってるんですか。
- A. 協議の中で、そういうのが出てました。
- Q. あなたの記憶の中の話ですか。
- A. いえ、そうじゃないです。
- Q. 議事録、残ってるんですか。
- A. 残っていると思います。



会 議 内 容

- Q. いつの議事録ですか。何回目の議事録ですか。
- A. たぶん、3回目だと思いますが・・・。
- Q. 3回目の議事録持っておられる方、誰かいらっしゃいませんか、書いてありますか。  
(そういう表現はあります)
- A. ありますよね。はい。そういうご意見もあってですね、私共としては、24時間っていうことを・・・。
- Q. それって、その場の打合せの時にいられた方々の総意だったんですか。
- A. ご意見の中の一つですね。
- Q. 一つを、自分の都合のいいようにピックアップしはったわけですね。
- Q. 総意じゃないじゃない。
- A. いや、そう仰りますけれども、私共としてはやはり24時間を短縮させていただいてることに  
関しては、皆さんへの一つの私共の思いであると思っているんですが。
- Q. そこは、あくまで、打合せ、擦り合わせであって、住民全員の意見の中での擦り合わせでは  
ないですよ。
- A. そういうのは、実際営業部門なので、営業の事なので、立地法の説明の時に住民の方々から。
- Q. 私個人の意見としたら、9時～23時にしてほしいです。通学時間帯を越えてからの営業開始、  
深夜0時にならない、23時くらいまで、これがもう目いっぱい！
- A. はい、そのご意見は、今日、議事として残します。
- Q. できれば、23時でも遅いくらいやから、もっと短くしてほしいぐらいですわ。
- M. いや、周りのアヤハディオ、コスモス、フレンドマートは、9時～21時でしょ。遅くやって  
るところでも22時ちやいます。
- Q. それやったら、みんな夜中の12時までさしてくださいというんですよ。そうなったら、もう  
大阪の街と一緒にすわ、夜中まで明々してもうて、ベッドタウンやないですよ。
- Q. 話が、建てる前提になって進んでるようなんですけど、それでいいんですか。
- M. 良くないですよ。あのね、防波堤になってくれないところがあるのが具合が悪いんですよ。  
茨木市が防波堤になってくれないとあかんのですよね。全然なってくれない。この話は、  
6/1に市長に直談判し、彩都西まちづくり憲章まで作って、市長の意見が浸透していると思っ  
てた。\*\*\*\*部長以下に。その\*\*\*\*課の対応がこれです。
- Q. 最後確認ですけども、今回のこの説明会は、開発工場の説明会じゃないですよ。施工店  
がいないってことは。
- A. 前回の積み残しについての説明をと・・・。
- Q. ですよ。ですから、4回までの自治会代表とのやり取りの中に、他の住民も参加して調整  
してるという認識でいいですよ。説明会ではないですね。てっことは、何を言いたいかと  
いうと、施工店の説明会を、改めて開いてくれるんですね。
- A. 今は、考えてないです。
- Q. じゃあ、特定建設作業の(重機の)説明はどうされるんですか。特定建設作業の作業計画を出  
される時の説明会の実施、これは、騒音規制法で定められている部分があるんですよ。個別  
訪問か説明会をしなければならぬ、その時に、騒音の対策として、どういう対策を取りま  
すと言うことを、明確に、役所の方に出さないといけないんですよ。個別訪問されないんで

会 議 内 容

- したら、私ら皆で、役所に説明会を行ってませんと、許可出さないでくださいと、言わざるを得ないんで。
- Q. だいたい、普通工事するときに、施工業者が、住民に向かっていろいろ説明するのが普通でしょう、普通じゃないんですか。
- Q. 過去、いろんな会社がやってるけど、お宅みたいなどこ初めてや。
- Q. でっ〜、森組(建設工業)ですか。森組の下請だけ座らして、森組やいうて、結局森組じゃないじゃないですか。私、森組の方かなと思って(責任とれるんか)、何かあったら、あなたの責任になるんですよ。その横に座ってる人。全部、森組の責任、全部あなたにいくんですよ。今、証拠の写真撮ったから(どうなんだ)。
- Q. 前回言った。もうちょっときちんとした仕事したほうがいいですよ。前回も言った、私、雑な仕事ですねって。
- Q. 雑な仕事してるから、あんな、ほとんど風が吹かない日に塀が倒れるんじゃないですか。私も、最初聞いた時びっくりしましたよ。悪いけど。あんな風なんて、彩都の風じゃないですよ。彩都の風は、もっと、もっと吹きます。あれ、すごくお天気のいい日で、いいね、新名神のウォーキングの日で、こんなねぼかぼか陽気がいい日だなんて思って彩都まで帰ってきたら、塀が倒れた。何なのって思いましたもん。でっ、そうして聞いてたら、道路の作業の時に取らなければいけない許可も取ってなかったと。ねっ、じゃ、森組何考えてるんやろと思ったら、森組の人に今日説明してもらおうと思ったら、肝心の森組来てないじゃないですか。普通、だいたい工事する時は、施工業者が近隣の人を集めて説明するのが普通でしょ。
- M. 今日、何で現場代理人来れなかったん。部長が来れないというのは聞いた。部長は、毎日、現場に付けへんねから、現場代理人が来ますというから、それで、私OKしたんやないか。これでは全然、説明会にならへんやないか。これまでの4回のように、無意味な集まりや。何で今日、連れてこんかった。
- Q. これだけの人集めてね、詐欺やないか。どうやって信用せえ言うね、言うてみ。
- Q. 企業として、ちゃんと住民の皆さんに説明して、信頼関係を持ってやっていくのが普通でしょう。
- Q. その信頼関係がね、今度お店を開いた時のね、消費者になるんじゃないですか。こんなんだったら、あんなとこの品物なんか買えないわということになるじゃないですか。今、工事に対しての近隣住民かもしれないけど、将来は消費者になるんですよ、私ら。お宅の会社のお客様ですよ。そんな人たちに対して、こんな態度はないやろ。
- Q. 企業として、どうするんですか。
- Q. まあ、お宅は本部の大黒天の社員じゃないから、私、知りませんで終わりかも知りませんけどね。
- A. そんなこと思ってません。言いません。基本的には、私も大黒天の社員ですから。
- Q. 企業として、どうされるんですか。これが、大黒天物産のやり方ですか。
- Q. 一部上場企業のやり方ですか。
- Q. 今日の説明会の結果報告、まっ、こういう説明会をやりましたよということを、どういうやり方でされるんですか。市の方へされるんですか。
- A. \*\*\*\*課には、今日の内容を報告をします。

会 議 内 容

- Q. また、口頭でするんですか。
- Q. その時の説明の仕方としては、前回の説明の仕方と同じように、つじつま合わせの説明をされるんですか。これだけ紛糾した、工事説明会の体をなしてない、いろいろ意見があったということは正直に話されるんでしょうね。やりましたというアリバイ作りだけで、市の了解を取られるというやり方をするんじゃないでしょうね。それが、後でわかったら、ほんと、先程あったように詐欺行為ですよ。工事説明会に絡む事業者側の詐欺行為ですよ。これは、事業差止めの訴訟の一番引っかかる話ですから、それだけ注意しといて下さい。
- Q. あの、自治会、いいダシに使われたな～。
- Q. 事業差止め、地元住民から、仮にかけた場合に、変な話をしとったら一発、事業差止めに引っかかってきますから。これは、住民側にとってはいい話やけどね。二つ、三つ、聞いたいいことがあったんだけども、工事説明会と言う前提でね。聞きたいことがあったんだけど。1週間位で削岩が終わる、削岩機を使う時間は1週間くらいで終わると書いてある。
- A. いや、そんなことは書いてないです。
- Q. 書いてある。議事録持ってきて言ってるんだから、1週間で終わるとなってるでしょ。
- Q. 工事説明会はしないということですね。
- Q. 森組さん呼んで、説明会されるんですか、されないんですか。
- A. 今のところ、予定してません(なんで!).
- Q. しないんですね。では、どうやって施工方法の説明を近隣住民にするんですか。
- A. 申し訳ないんですが、近隣住民の方に周知ということは・・・。
- Q. しなくていいの。茨木だけはしなくていいの?。すごいね～、ひどいね～。
- Q. (1週間で終わるといふのなら)どういう地質があるか、そういったこと全部調べたの。ボーリングやった。
- A. ボーリングはやりました。
- Q. その時に、どんなものが出た。
- A. 岩も出てるといふ報告は貰ってます。
- Q. どの程度から。
- A. 全部はやってないですから。
- Q. 説明するのは施工業者ですよ。施工者を呼んでない、これからも呼ぶ予定がない、今日のこれは何なんですかね。
- A. 先程申しましたように、えっと～、前回の塀の倒れた・・・。
- Q. でも、今日は工事説明会と、あなたは仰ってるんじゃないですか。
- A. この間の時に、皆さまにお配りした内容の事実に関しては2つ挙げさせていただきました。
- Q. いやいや、違う違う。安全対策は施工店がするべきもんじゃないですか。あなたは、施工業者じゃないでしょ(ハイ)。施主さん側の人ですね(ハイ)。
- A. ですから、警備計画であつたりとか・・・。
- Q. 警備計画も、施工業者ですよ。説明できるんですか。
- A. その他、それは準備してました。
- Q. でっ、今日されたんですか。いないじゃないですか、施工業者。
- A. こちらからしてもらいます。えっと～、森組さんを、えっと～、監理していただいとこ

会 議 内 容

- ろなんで、こちら、えっと～、コンサルの人です(コンサルではありません)。
- Q. 施工監理をされるという方ですか。
- A. いえっ、コンサルです(コンサルではありません)。
- Q. 施工監理の人間でないと説明できないんじゃないですか。
- \*A. 今、根拠、資料、そういうものに基づいて説明を求められた場合には、全く、答えにならないんで・・・。
- Q. いや、だからね、今日これは何の場なんですか。
- A. ですから、こないだ、塀が倒れたことに関して・・・。
- Q. これは、謝りの会見ですか。それだけですか。そんな会議で、こんなようさん人数集めまんのかいな。だから、今日、これは何なんですか、この場は。
- A. ですから、前回にも皆様にご迷惑をかけたことに対する・・・。
- Q. だから、もう、詫びはもういい。趣旨は何ですか。
- A. それと、前回の変更点、それから、えっと～、ガードマン等の配置の変更点、それから、先程、仰ってましたように、えっと～、箕面側の道路の副校長さんとの話に関しての報告もありました。
- Q. 報告だけですか。
- A. その予定でした。
- Q. でも、施工店来てもらわないと話にならないですよ。説明会ではないですよ。
- Q. 施工業者の説明はないんですか。それは、茨木市がしなくてもいいって言ったんですか。
- A. しなくていいとは言っていないですが、しなさいとも言われてません(えっ～、場内騒然)。
- Q. 騒音規制法と振動規正法で、岩盤出てくるのわかってますやんか。今までの議事録見ると、油圧ブレーカーを使って砕くと、書かれてるんですよ。油圧ブレーカーって、バックホーの先につけるアイオンですよ。そんなもん、真横に老人ホームがあって、使うっていう考え方自体がおかしいですよ。騒音がそれで80dBに収まるって、ありえないですよ。
- A. あの時は、100ということを書いてたんです。100dB。
- Q. それに布団を掛けるという話も聞いた事ないですし(毛布ですよ、毛布)。 あっ、毛布か。
- \*A. それは、そういうことも、できますということで。
- Q. どこにそんな対策あるんや。囲いで、防音対策取りますっていう話ですけども・・・。
- \*A. 従前来の、比較的効果のある1つの対策ですという言い方をしたんです。防音パネル・・・。
- Q. 高さ、どれ位までいくんですか。防音パネルは、高さ、どれ位までいくんですか。
- \*A. えっ～、防音パネルは、高さが・・・、2.7m。
- Q. 2.7mでしたら、今の法面よりもだいぶ下でしたよね。
- \*A. 上で、その～、岩に当たった時に、その機械を囲うという意味です。
- Q. 防音パネルで。
- \*A. はい、重機を囲う。その音の原因の所で。
- Q. 今、一番上の地盤面から、何mの位置で岩が出てきているんですか。
- \*A. えっとねえ～、岩が帯状に出てます。岩は、底は、今分かっておりません。底は。
- Q. 底は、だって、だいぶ深いでしょうね。
- \*A. はい、深いと思います。

会 議 内 容

Q. 底は、地球の下よ、ず〜っと。

\*A. 岩が、地上に出ている位置だけは、把握しております。

Q. 一番浅いところで、なんぼぐらいで出てるんですか。

\*A. 1.5m位で出ると思います。

Q. 1.5m位で出たとして、それを囲う、2mの囲いを立てようと思ったら、どうやって杭打つんですか。倒れますでしょう。

\*A. いや、パネルで、作業員がおらにゃいかんのですよ。単管で結ぶんです。

Q. いや、風吹いた時に、倒れますでしょ。

\*A. いや、まあ、風吹いたらどれだけでというデータを持ってないから、非常に申し訳ないんですが、お答えができません。

Q. ちょっと、一言。さっき、アイオンと仰った、プミアムの工事をやった時に、竹中土木さんが、掘削機械としてアイオンを使用機械として提出したんだ。でっ、うるさくてどうにもならんので、何とかならんのかと、私文句言いに行ったことがある。そしたら、機械が変わったのよ、アイオンじゃ話にならんので。そういうのが、今、仰ってる岩盤の対応ですが、掘削の時の、でっ、その時に、特定建設作業絡みの騒音の話が出てましたけども、11/11の議事録を読む限り、測定しないと書いてあるね〜、騒音値、これ違反でしょう。騒音測定値は、特定建設作業の環境基準を守り、かつ、現場では(騒音・振動の)測定をし、測定結果を事業所に何時でも閲覧できるようにしておくとなってるでしょ。騒音測定しませんと返事しとる、こんな作業、やめなさいよ。

Q. 今、工事される上の所有者と、この土地の所有者が同じ人です。だから、少々騒音になっても「ええやろ」という判断されてます。ただし、事業者は別の人です。私、過去3回程、行ってます。やかましくなりますよというたら、「うん〜」って、トップの施設長いう方ですけどね、悩んではりましたよ。あくまで上の土地の所有者・建物と、今度開発する土地が同じ人ということなんです。

Q. だって、家主さん一緒やもん。大家さん一緒やもん。文句言われへんよ、上の老人ホーム。文句言われへん。

Q. 減衰効果、どれだけあるの。それはわからんということやな。

\*A. はい。それを持っておりませんので。

Q. はっきり、そういうものを把握したうえで、説明の資料としてください。それから、2.7mなんて低い。

\*A. はい。

Q. はい、ということは、次もまた説明会はあるんですか。やらざるを得ないですな。

Q. 施工業者による説明会はする必要がないし、市にもしなければならんと言われてない、ということなので、じゃ、住民の方から市に要望します。施工業者によつての説明会をお願いしますと。でっ、茨木市はそうかもしれませんが、同じ距離に箕面市のマンションが沢山あります。住宅もあります。箕面市の方も出て来ておられますけど、箕面市はその辺きびしいですね。箕面市の役員さん、施工業者の説明がなければできませんよね。ちょっと、箕面市に訴えてください。茨木市はもういい加減やから。箕面市の\*\*市長に訴えて下さい。

Q. まあ、宅地の時なんかも、説明はきちんとしてます。こんな雑じゃない。市の手続きも。

## 会 議 内 容

- Q. 申請出すのは茨木かもしれないですけど、実際、迷惑被るのは、箕面市も同じくらいの距離なので、大店法その他になると、同じ距離の範囲内に対象の方も沢山いらっしゃいますので、箕面市に訴えて下さい。箕面市の方にも要望書を出します。茨木市がそんなにいい加減なんやったら。そんなに、いい加減なんですね。
- Q. 1km以内は、箕面市もだいぶ入ってるんですよ。半分、半分だと思います。
- Q. まあ、たぶん箕面市は、茨木市の土地に建つものだからとって、遠慮しておられると思うんですけども、もう、遠慮なんかしてたら駄目だとも思いますよ、茨木市はええ加減やから。
- \*A. 実は、言いにくいことを、この場で、実は、開発許可29条が下りたということで、森組建設工業さんは、もう、着工の準備をしております。
- Q. 準備してたってええやん。止めたらええやん。
- A. それで、それが、明日からもうやると。はい(場内騒然！)。
- Q. えっ、ちょっと待ってください。ちょっと待て、ちょっと待て。説明、受けてませんよ。重機の特定建設作業の各戸、近隣、直近周りも説明も受けてませんので、それどういう風に書類を出されたんですか。偽造ですか。説明会、各戸訪問しましたというのは偽造ですか(詐欺やないか違うんか)。
- \*A. そういう意味じゃございません。
- Q. (特定建設作業届は)1週間前に出さないといけないんですよ。
- \*A. いや、29条許可が・・・。
- Q. それは開発でしょ。
- \*A. 特定建設作業届なしでするなんて思っていないです。ちゃんと届を出してやります。
- Q. 重機の作業に関しては、1週間前ですよ。その中に、近隣住民に各戸訪問か、ちらし配布か、説明会の開催かどれかしましたか、してませんか。
- \*A. あの、もう、した上という前提で、工事業者は、そういう認識でおるわけです(場内騒然！)。
- Q. してませんや。前提とはなんや。工事業者が説明する義務があるんですよ。施主さんが出すものではなくて、説明すべきは、森組さんが説明しないといけないことなんです。
- \*A. そう思ってます。
- Q. それを、説明してる思ってたなんて、森組さん、出て来てませんやんか。
- Q. 今日、森組さんが来てない理由はなんよ。一番初めに、私は、今日は工事説明会だよと確認しましたよね。そしたら、そうだと仰った。ところが、ずっと議論した、いろいろ意見が出た、その過程の中で、「こないだ倒れた塀のことで説明しようと思ってます」てなことで、工事説明会と異質の回答をされてる。ねっ監督さん。倒れて見てる話じゃないんだよ。それじゃね、工事説明会になってない訳でしょ。何回も言うけれど。ということは、やり直しなんですよ。特定建設でいう、申請の過程で、やはり地元の自治会なり、町内会の間で、場所によっては、建設協定結ぶんだよね。ラムーさん、建設協定結ぶ気あるんですか。
- A. ないです。
- Q. ないってことないじゃん。結ばないかのだよ。知らん事、ちゃらちゃら変な答すなよ。後でもめるぞ。言っとくけど。
- A. まあ、内容にもよりますけど、協定を結ぶというあれはなかったです。

## 会 議 内 容

- Q. 協定の中身も、書き方がいろいろあるでしょ。ただし、協定の中身の書くのは何かといえば、施工説明会の中で、やらなわかりません、施工時にならないとそういう事柄の発表はしません、したがって、それが起こった時にこうしますねと、こういうことが想定されるからその事柄についてはこういう風に事前的に両方考えます、採用します、それが工事協定書でしょ。それを双方出すんですよ。それをしなければ、本来は、地元説明会やった、建設説明会やった、工事説明会やったという本質が伴わない。ということなんで、今日のやつは、何でもなかった。忙しいのに、寄せ集められて、わけのわからん説明をしてもらったわ、ということしか書けない。
- Q. とりあえずは、明日からの重機作業は、止めてもらわないとしゃあないんとちやいます。でないと、お宅らが重機作業をするということは、私らは、役所にすぐ電話入れます。説明会も、各戸訪問もされてませんということ。
- A. すみません。あの～、ちらし配布は・・・。
- Q. されてません。されてません。やまぶき3丁目です。4丁目もされてません。のぞみ丘もされてませんねえ。
- A. はい、あの～、多分してないと思います。
- Q. 何でしてないんや。近隣住民やろが。しょうもない回答しなさんな。全部、自治会が負担をしなければいけないんですか。
- A. 範囲の外の方と思うんですが。
- Q. すぐそこやで。のぞみ丘は、範囲に入っていないというご意見ですか。3丁目、4丁目すぐ隣やないか、道路挟んで。そこも入っていないということですか。どこ見とんや。何m範囲で考えてるんですか。何m範囲を想定されてるんですか。
- A. 隣接部分。
- Q. 隣接じゃないですよ。隣接は、近隣挨拶、家屋調査の対象であって、騒音と振動に関しては、隣接じゃないですよ。何m範囲ですか。
- A. すみません。ちょっとそこは、把握していませんね。
- Q. こういうお粗末な会を、工事説明会にしようと言われてたんですよ、当初は。自分がやればまあなんとか、その説明の体になって・・・。
- A. 説明というか、前回の時の・・・。
- Q. 説明会で今日、呼んでるんでしょう、これ。
- Q. 工事用車両は、うちのマンション(のぞみ丘)を目の前をずっと通っていくんですよ。
- A. この、えっと～、ルートを通り、はい・・・。
- Q. ルートですよ。A棟・C棟・ずっとうちのまわりダンプを、1万台やったら、日に直すと、70台ですわ。時間に直すと、10分に1台、ダンプ通るんですよ。それを説明せずにやるということなんでしょ(帰ったらむちゃくちゃ言われまっせ)。そう、今日でも、むちゃくちゃ言われて、わし来たのに。ほんまにね、管理組合の理事長から言われたんですよ、「何を考えとんねん、自治会長、何しとんねん、ふざけんな」って。
- Q. 理解のいかんことばかり言われてるから、それを持って帰って説明して、皆さんに怒られてんよ、こういう場に来た人らは。その原因なんやていったら、みんなお宅らの回答の仕方が中途半端なこと。

会 議 内 容

- Q. いや、だってこれさっき言ったちやらんぼらんなこれをね、説明会にしたかったんでしょ。するつもりだったんでしょ。だから、開店したら、24時間を出したっていうことをいいことに、こっそり24時間営業にするんでしょって、全く信用のないわけですよ。あなたの蒔いた種です、これ。だから、さっきも、こういう状況に対してどう思っているんですかって言ってるのに、答えないでしょ。だから、ばかにしてるんですかって言われるんです。
- Q. あなたは、会社を代表して来られてるんですか。
- A. はい。
- Q. それは、じゃあ、大黒天物産の意思表示なんですか、これは。こういう態度で、こういう自治会、近隣住民に対する接し方、というのは、大黒天物産のやり方っていうことでいいんですか(そういうことですよね)。
- A. 大黒天物産のやり方というか、私が至らないのは・・・。
- Q. でもそれは、あなたが代表として来られてるということは、それは大黒天物産の顔ですよ。
- A. ええ、もちろん、私が大黒天物産の責任者で、議事の内容も役員会にきっちり報告しています。
- Q. それは、どうでもいいです。あなたの対応がこういう風にとられてる対応しかできてないんですけども、これが大黒天物産の在り方だと取られてるってのは、もちろん承知されてるだろうし、これが大黒天物産だという看板を背負ってここで答弁されてるんですよ。そういうことなんですね、大黒天物産って会社は。うんうんっていうのは、それでいいんですか。
- A. どういう風に、お取りになられるかは別として、僕はきちっと会社として、こちらに伺っています。
- Q. あのね、明日から工事が始まるのなら、せめて森組さんがご挨拶でも、その横に座っておられるのが普通じゃないですか、人間として。申し訳ないんですが。ねえ、普通そうでしょう。明日からと、今聞いて、びっくりしました。明日から工事させて下さいというのにね、施工業者が隣に座ってないこと自体、おかしいじゃないですか。
- Q. 子どもらの安全、どうやって守るのや。
- Q. だって、もし何かあったら、いや～、わたし出てなかったんで知りませんねんと、現場監督に言われそうな気がします。悪いけど。
- Q. 今日、都合で来られてない人、お子さんいっぱい持ってはる人いますけども、あそこ、通学路になってますわ。どうするんですか。何も、周知、連絡してませんよ。
- Q. そんで、(学校と)協議するって、いったいどうなったんですか。
- A. えっと、交通誘導員をえっと・・・。
- Q. いえいえ、その工事の時間、工事時間、作業開始時間、何時から、作業員さんの来る時間。
- \*A. 8時～17時です。
- Q. 箕面の方は、9時って言ってるんですけど、それはもう構わないんですか。
- Q. 通学の時間は、もっと早いんですけどね。
- \*A. 8時～17時の工事・作業時間で、車、車両は9時からです。
- Q. なら、作業員さんは、9時から来て、8時からどないやって作業するんです。
- \*A. いえ、7時までに来るつもりでおります。来さします。ごめんなさい、7時30分までに入る。7時30分～9時は、通行できないという。



会 議 内 容

- Q. え～、私遅れてきたんで、その報告はどの段階であったんか知らないけれど(今、初めて)。全然、その協議なんかしてないじゃないですか。これ、前回からの・・・。
- A. いえ、あの～、副校長さんと協議させていただきました。
- Q. どこの副校長よ。いや、\*\*校長先生も、地元自治会と、住民としっかり協議して下さいねと業者さんに言ってるんですよ。
- A. 茨木、西小学校の。でっ、警備員の配置をもう1か所増やしてください、というのが、\*\*校長からのご指摘事項でした。それは、ご了解させていただくということで、お伝えしています。
- Q. それ、今日、ここでの報告で終わりなんですか。協議じゃないですね、結果報告ですよ(ハイ)。(\*\*校長先生に)こういう風に言われましたと、に対して大黒天物産としては、こういう風な対応をしますという結果の報告ですね(ハイ)。
- A. あの～、マンションからの通学路になっておられるので、横断歩道をトラックが横切るので、そこは安全対応をして下さいという風に受けましたので、そこに、対応させて、お付けしている所に交通誘導員の配置計画として出ささせていただきました。
- Q. 1日何台ダンプ走りますか、というのがやっぱり聞きたいんですよ。
- Q. 答えられないんですか。
- \*A. いえ、ダンプの台数は、平均20から30台です。
- Q. が、往復するんですよ(そうです)。でっ、1回当たり何時間かかって、トータルで何台が通りますかっていう話なんですよ。
- \*A. 1往復2時間です。
- Q. 1往復2時間(ハイ)。
- M. あのね、私これ、10月に、この通り計画書を作って、やってくださいねって、\*\*さんに渡したわね。何で、これ作られないんよ。この通り書いていたらみんな納得するやんか。工事の時間のことはどうするんですか、工事車両の運行は、1日の車両台数は、期間は、何処へどうやって行く、全部ここに書いてある。これを配布すりゃ終わりやないか、とりあえずは。なんでしないの。
- A. 前回のご説明は・・・。
- M. 前回の時、これと違うやんか。私の4月、5月の質問事項の回答がやっと11月やったやんか。
- A. 11月の時にこの内容を・・・。
- M. この内容と違うやんか。これ、これ、茨木市のどうでもええ要綱や、これ。法律に違反しない要綱やけども、このとおり説明してくださいと私お願いしたでしょ(ハイ)。何で作らへんの、こんな簡単な事。えっ、事業関係者の紹介、開発者、設計者、工事監理者、工事施工者、代理人等の紹介・・・、何かあったらどこへこれ連絡するの。みな警察へしましょか。(そう、警察へしよ) 茨木市だめやから。(そう、警察、警察・・・) 警察へいきますか。だから、順番にこれを作って、きちっと説明をして、何回、私これを教えてあげたんですか。この通り作れって。何で作れへんの。もう何か月経つもの、2か月も経ってる。えっ、11/11、開いてくださいという要望があって、これが住民にとって、これが一番大事なんやから、協議結果報告書というのが。これさえきちっとやってくれたら、安心するわけですよ。4万立米の土砂でっせ、地山で。ふけたらどんなんですか。

会 議 内 容

- Q. あの～、法面は全部取るんですか(ハイ)。そういうことですよ。
- Q. 20～30台じゃないでしょ。だから、1万台くらいになるでしょ。(1万台くらい)すまんの  
 でしょ。それをね、日数でね、月曜日から土曜日の日数でね、計算するとね70なんですよ、  
 約。20～30、見通しがね甘いんですよ(トラックの台数です)。トラックの台数ですよ。
- M. トラックの台数なんてどうでもええやんか。何回通るでかしょ、何回引き殺されそうになる  
 かということやんか。
- Q. そう、ちょうどうちの所で回るんですよ、のぞみ丘の所で左折するんですよ。そこんところが  
 が一番危ないじゃないですか。
- M. だから、そういうところは、こういう風に立って誘導すると、ねっ、歩車道境界へ子供が行か  
 ないように誘導するとか、なんぼでも、それをきちっと出してもらわんと。
- Q. のぞみ丘は関係ないと仰いましたよね。のぞみ丘が一番関係あるんですよ。
- M. 森組さんの監理の立場として、私も同じ建設会社ですわ、今、質問されている方も建設会社  
 の方もおられますが、こんなん、はじめてですわ。ちゃいます、ねえ。
- Q. これ、もしかして、トンネル抜けた箕面の当りで待機するんですか。
- M. いや、彩都内は、待機、一切だめですよ。トンネルであろうがどこであろうが。これは、  
 長谷川工務店も、大林組も、竹中工務店も、みんな、これを守ってくれてます。彩都内で  
 路駐してる車は、それを知らない中部地区の物流センターのトラックとかと思いますけども  
 、彩都内で止まっていたら、電話して直ぐに飛んできます(写真撮って警察に行きますよ)。  
 直ぐにとんできますよ、これはほんとに市役所は飛んできます。
- Q. その辺も施工店は認識してるんでしょうね(ハイ)。
- Q. 箕面の方は、駐禁になってないんですね。いろんな施工会社とも、駐禁になってないけど、  
 あそこで時間潰しするなという約束をずっとしてきてるんですけども、そういった、これ  
 までの経緯は、ご存じなんですか(イヤ)。えっと、(箕面)市の教育員会とか、彩都の丘学園  
 と何を話されたんですか、じゃ。
- M. 実際に話しに行った者が、今日おらない。どうせ、\*\*さんでしょう、話しに行ったん。  
 新洲ちゃいますのん(新洲です)。今日、何で居れへんの。一番肝心の二人が居れへん。
- Q. そう。工事説明会じゃないんですよ、今日は。やり直せ。前回のやつの補足にただけや。  
 資料がなくて説明会にならん。
- M. もう、\*\*課長には言いません。森組を監理する会社の方、考えて下さい(ハイ)。
- Q. いや、これ、ちゃんと計画、どういう風に囲いをして、どういう飛散防止対策を取って、  
 騒音対策どうしてってという図面なり作ってもらって、ここにガードマン配置してって、こ  
 ういう地図じゃなくて、工事計画立てますでしょ。それでもって説明してもらわないと、着工  
 させられないでしょう。
- Q. すいません。一番右端の森組を監理なさる方、おたくの風貌から見て、この業界に何十年も  
 おられたと思いますけど、この規模の工事で、地元の説明会、施工業者がしなかったという  
 事例あるんですか。隣に施主さんいてはるから言いにくいでしょうけど。ご自身の立場も考  
 えて下さい。何十年ってこの業界にいらっしゃるんでしょう。
- Q. いいですか。11/11の資料を見ると、地山の数量とかいろいろ書いてあります。さっき、地質  
 的なことをお聞きしたら、岩盤が出てくるということですね(ハイ)。そしたら、岩盤の地質

## 会 議 内 容

の内容、岩盤は岩盤なんだけれども、花崗岩なのか何なのか、岩種によって、ふけ量が変わってくるんで、そうすると、先程のトラックの運搬台数、これも変わるんですね。70台やと思ってたら1日350m<sup>3</sup>、5m<sup>3</sup>積んで1日350m<sup>3</sup>ぐらいのもんですよ。ところが、ふけ率が変わるといって、350m<sup>3</sup>ですまんですね、台数を増やさないと。そういうこともあるから、調査をちゃんとするんであれば、岩種なり、なんなり、ちゃんと押さえたうえで、施工計画の検討なりを煮詰めておいていただかないと、えらいことになりますよ。

- Q. マンガンの洞穴、ありますよ。
- Q. 花崗岩の影響で、熱変質が起こります。そうした場合、この辺りは、硬化変質はないって回答してるけど、どこでないって調べてきたんや。マンガン鉱の廃坑があるという事は、あるんですよ、硬化変質。マンガン鉱てのは、重金属、土壤汚染の中でも最大問題がある鉱石です。そういうものが出てくる可能性があるんですよ。
- Q. 小学校の時、通り道で遊んでました、あの辺で。
- \*A. 汚染の調査はやりました。えっと～、汚染調査はやりました。
- Q. やった(ハイ)。たまたま、やったところの岩盤にそれはなかったと・・・。
- \*A. 岩盤のその、岩盤の種類、この、それが出来ているかどうかはちょっと疑問なんですけど。
- Q. あの～、産総研の自主ナビっていうのがある。一番、花崗岩の熱で変質対応を受けやすいのが今の岩盤です。これかなと思うやつ、私が想定してるものであれば、ふけ率はかなり大きい。それと、アイオン(ジャイアントブレイカー)の絡みになるけども、私が想定してる岩盤だと、かなり、叩いた時の音が出ますよ。さっき言ったように2.7mぐらいの囲い堀じゃ数値関係、把握してないでしょ。規制値、批准できない。囲い方にもよるし。案外、上に行ったら、上で囲うと言ってるけども、(音は)上に逃げるし。
- Q. 隣マンションでっせ。上に逃げたら、マンションの方に聞こえてきますよ。だから、静的破碎に変えてくださいや。
- M. 第2回目の時に、\*\*さん、新洲の\*\*さんは「今、いい静的破碎剤あるんですよ」と、アルカリやからあんまり私は使わんようにしとんやけど、「ほんとに水性でいいのがあるんです」って、議事録に載ってますわ。それ、使こうて下さいよ。アイオンなんて使うの、愚の骨頂や、これだけの住宅街の中で・・・。
- Q. そないゆうたら、そう言うてはりましたで。ええやつがあるって(ええやつがあるって、確か2回目)。言うた。囲いも何もせんええやつがあるって。
- Q. すみません、もう一度確認なんですけれども、茨木市がしなくてもいいという工事説明会、業者による工事説明会は、近隣住民の願いとして、していただけませんかとお願いしてもしないってことですね。しないってことですね。先程、しないと仰って、もう一度確認です。あの～、しろじゃなくて、していただけませんかという近隣住民の願いなんですけど、それはしていただけないということですね。
- A. 今は、予定はしていないんですが・・・。
- Q. だって、明日からスタートするんやから、予定じゃなくって、もうその場で、今日ぐらいに言っていたかなくちゃ、しかたないじゃないですか。
- Q. 法的に、隣接建物だけ説明したらいいよという根拠はどっから出て来てるんですか。隣接地にだけすればいいよっていう根拠はどこからきたんですか。

会 議 内 容

- A. あの～、すみません。それは、施工会社の方から、隣接の所に・・・えっと～。
- Q. それは、工事の挨拶、行っただけですよ（ハイ）。騒音が発生します、こいいう対策取りますという説明は一切してませんよね（シテナイデスネ）。ていうことは、重機作業したらだめですよ。
- Q. それをしないと駄目なんですよ。でっ、それをやるか、やらんの踏ん切りをつけるのは、さっき、森組建設工業さんにウンヌンと仰ったけども、資料作ったり、詳細な内訳をものを書いて、しようとするのは確かに森組建設工業さんがおやりになるかもしれないけども、こういう説明会を開催する、説明会の対象者はどこにする、そういったことを決めるのは事業者です、ラムーさんです。あんたのところの会社の姿勢が全部そこに出てくるんですよ。今迄、24時間どうのこうのやった時の地元の意見からすると、こうなっちゃいかんな、ああしたらいかんな、こういうやり方したら地元迷惑かけるよな、その辺どう対応するのかってことを、ラムーさんがいろいろアドバイスして書かさないかん立場なんです。ところが、さっきから聞いてると、施工計画的なものは建設会社がやります、監理会社がやります、それじゃね、立場上、私は、あなたの言ってることは、全く信用できんということよ。
- Q. \*\*さん、もう一度ちょっと確認なんですけれども、のぞみ丘は対象外なんですか。
- A. えっと、工事施工の挨拶には、のぞみ丘さまには行って・・・。
- Q. 挨拶はね。ただ、重機作業の範囲には入ってますよ。
- A. すみません。ちょっとそこは・・・。
- Q. 発生源から80m範囲内、入ってますやんか。
- Q. (やまぶき)3丁目、4丁目も来てないって仰っておられるんですけど。たぶん、直近のファミリーマートの通りだけ挨拶に行っただけでしょ。3丁目の会長さんは来てないって仰ってますし。
- A. それは、ファミリーマートさんの並びの所に、えっと～・・・。
- Q. それは、工事の挨拶であって、特定重機作業に関する、要は説明ではないですよ。各戸、回りましたというのは。てっ言うことは、それを作業したら法違反ですよ。てっ言うことは、ラムーさんが、明日からの重機作業を止めて下さいというのを、施工店の方に指示しないと駄目です。もう、ここで法違反とわかってるんだから。
- Q. あと、すみません、一つ確認なんですけどもね。\*\*さんに怒られるかもしれないですけど、今日、(のぞみ丘)管理組合の理事会があったんで、呼び出されて、私、ごっつい叱られたんです。直近、何を言うとんねんという話でね、全戸配布してないやないってね、それで、\*\*さんは、事故があった日、当日行かれたんですか。でっ、その時に、(のぞみ丘)の役員にちょっとお話を聞いたんですけど、\*\*役員ですね。
- A. 当日、おられた方ですね(おられた方です)。ちょっと僕、お名前は・・・。
- Q. 「あなたじゃなくて、役員呼んでいただけませんか」と言うたら「いつでも役員、こっちへ来て貰えます」ちゅうことを、仰られたという事をお聞きしたんですが。
- A. 「役員が」っていうことですか・・・。
- Q. はい、ラムーの役員様ですね(あなたのもっと上司よ)。
- A. 役員が来るとは言わない。
- Q. あなたが言ったんじゃないんだろ(ハイ)。その時に説明した人が言ったんやろ。

会 議 内 容

- Q. \*\*さんは、あなたと直接お話しされてますよね、あなたとお話をしたと。「役員を呼んで貰えませんか」「いつでも呼びますよ」と仰られたという事を、私聞いているんですけど。でっ、今日言われたんが「もう呼んでもらわんでいいです、私たちが自腹で行きますんで、」アポイント取ってきてください」って言われたんです。「管理組合として行くからって」、アポイント取っていただけませんか。「直接話がしたいと、これおかしいやないか」と理事長から、「私、もう、岡山まで行くと、アポイント取ってきてもらえませんか」と言われてるんです。取っていただけませんかでしょうか。
- A. はい、わかりました。その件も、報告はもちろん、あの～すべての報告は全部・・・。
- Q. 全ての報告は、もう、だから、2回、3回、4回目・・・なさってるのは分かってる、だから、向こうの方(役員)もわかってる、だから、役員が、うちの理事長がもう行きたい、全然話を通じてへんと、協議会、申し訳ないんやけど、もうのぞみ丘はもう我慢ならん(はい、わかりました)、もう行きたい言うて、でっ、行ってもらってもいいですか(住民ひとりひとり、個人の自由ですから、どんどん行ってください)。でっ、話がしたい。申し訳ないですけど、のぞみ丘はもう怒ってるんです、これもう話にならんと、お前じゃ話にならんと言われたんです、今日ね。いや、ほんまに、ふざけんなって、もうひどい、こないだ3時間キッチリね話しとつても、お前じゃ話にならんさかい、わし行きたいって、仰っておられるんです。だから、アポイント取って、もう\*\*さんじゃもう話にならんから、言い方変かも知りませんが、この議事録とか、配布も自治会が配布しとんのもおかしいじゃないかちゅうて、何でその費用自治会で払ろてるねんちゅう話ですね、6時間来てコピー取ってるのにね、どえらい言われようですわ。だって、全戸配布、412世帯、9,10頁コピー取ろ思たらね、6時間ですよ。ずっと、張り付いてコピー用紙入れてやってるのに、どえらい言われかたですわ。一生懸命やってるのがあほみたいでね、でっ、そんなこと言われて、行くわって、アポイント取って、私は仕事で無理なんでね、理事長は行くなって、仰っておられるんで、早々にアポイントを取っていただいて、もう岡山へ向かいたいと仰っておられるんで、どうか、明日からやられるんかわかんないですけど、他の自治会で、行かれるちゅう方がいらっしやるんでしたら、もう、一緒に車で行ってもうたらいい。もう、話にならん。というか、勘弁してほしいもう、ねっ(返事もらいなはれや)。
- A. 分かりました。
- Q. あの～、すいません。あと、彩都西自治会協議会としてですね、まあ、今までずっと\*\*さん窓口でやってこられたんですが、信用あるんですか。いやっ、\*\*さん窓口で話されるつもりですか。
- M. いえ、ちょっと、その辺はまた考えます。
- Q. ずっと、同じ状態なんですかねえ。今日、私は個人的には・・・。
- M. 大店法の説明は、まさか\*\*さんだけじゃないでしょうな。
- Q. いや、私だけです(ええっ)。
- M. それはあかんで。今度は、市役所も呼びます、絶対に。今日なんて来なあかん、市役所。
- Q. 説明していただけるのはいいかもしれないですけど、発言に信用がなかったら、我々、なに信じてええんか分れへんのですよ。そんな方と窓口で話されても、意味がないんちゃうん。
- Q. えっと、茨木市がへボをしたかはよくわかんないんですが、許可が出てしまってるんですけ

## 会 議 内 容

- ども、覗く限り、協議してないですよ、協議。それは、どういう手順で許可が出たのかいうんは、これは結局、何で出たんですかね。
- Q. 説明会したっていうことになってるからでしょう。
- Q. それでね、協議して、報告書出すっていう事になってるんですよ。
- Q. 説明会を4回目でしたっていうのを口頭で言ってるから。ああ、そうかって・・・。  
報告書出てない、その協議の。協議の報告書出てない。ああ、出したんか知らんけど、どんな報告を出したんかっていうのは、さっき仰ってたように、今回こういう協議をして、こういう形の決着がついたから報告しますってというのが筋やのに、どういう風に出されたのですか。
- Q. 協議するしないは関係なくて、「説明会開きました。そんでこういう意見がありましたよって」いうことで許可が下りるんですよ。
- Q. それは、宅地開発？
- Q. 大店立地法も(立地法もそうですか?)。極端に言えば、どこまでテナントさんが住民の意見を呑んで、譲歩するかだけですわ。
- M. あのね、開発に関してはね、第3回目(9/21)迄の(打合せでの)返答は、業者が決まってないのでお答えできません、だから11/11が初めての開発に関する打合せです。でっ、(公文書の)コピーを取りに行ったら、1回目から3回目迄の私の作成した議事録のコピーが、別紙の通りとして後についていた。だから、(受理した)茨木市には、呆れかえっている。
- Q. 協議書作ったのは、(新洲の)\*\*さんですか(そうです)。
- M. ただ、(大黒天物産の)社長印が押してあるというのは、\*\*さんが押したの。
- A. 私が押しました。
- M. (協議結果報告書の中、見たの。何回も言った。最近、あの人(\*\*さん)おかしいからチェックせいよと、何回も言いましたやん。違うの？
- Q. 4回目(の打合せ議事録)が出てないっていうのが、そもそもおかしい。
- M. 4回目が出てればね、まだ、何とかなるんやけど。結論は、今日、まともにちゃんと資料を作って来てくれてたら、住民と接触したなと思えるんやけど・・・。
- Q. 4回目ないのに、何を説明したというんや。
- M. 茨木市は、こういう場を持ったら(だけで)ええみたいで、そんなら初めから(打合せなんか)せんかったらよかった。私も失敗したな思って。3/7に話を聞いて、1ヶ月も経たん内(4/9)からスタートして、どんどん、どんどん毎月詰めていって、やったんですけどね。
- Q. 3回目までは、茨木市の窓口担当課的な方が参加して・・・。
- M. (茨木市は)誰も来てない。
- Q. いや、来てますよね。名前は出てません。議事録に書いてるのは来てないの。議事録に書いてあるやん、何人か。11/11であれば・・・。
- M. 毎回来てくれているのは、(複数の)市議会議員さんです。
- Q. 市議会議員さんか。
- M. 当初、市議会議員さんから「あなた方も出なさいよ」って言ったら「何で出なあかんねん、私らは当事者じゃない」、そんなんですわ。去年と担当の方が変わっちゃったんでね。去年までの担当の方やったら、毎回来てくれてたんやけど。今年の担当の方は「当事者じゃない

会 議 内 容

から」って、来てくれない。

- Q. 私、時間がないので中座さしてもらいたいんですけども、最後にもう一回確認さいてください。後ろの方からも確認がありましたけれども、「今日は、工事説明会だったんですか。いや、そうじゃございません、もう一回やります、いう風に返事をしていただけるんですか。いや、今日は工事説明会ですと仰るんですか。ただ、それが、ここでのこの場での回答もそうですし、茨木市への説明の時に、どういう説明をされるんですか。その辺、ちょっと聞かしてください。
- A. あの～、茨木市への報告は、議事録という形で、えっと～、僕の意見がどうじゃなくて、この内容をずっと列記して提出します。てっというのが一つ。それから、えっと～、説明会に関しては、今のところ想定していません。
- Q. 何で。それが、11月の時のあなたの報告にも絡むんだよ。11/11の会議の時の報告、これの議事録は出してないんでしょう。
- A. ですから、出します。
- Q. 出しますじゃないよ。出して初めて「こういう状況で、説明会が終わりました。打合せ会が終わりました」というのが報告じゃないんですか。
- A. 後で出してくださいと、茨木市から言われているので、えっと～、第4回目を出します。
- Q. じゃあ、何で、今日のこの会は、工事説明会だと言う位置づけができるんですか。
- A. 前回の時に、工事説明会という事で、施工会社も含めて・・・。
- Q. 施工会社、いませんやないか。
- A. 前回、第4回の時には施工会社はおりました。
- Q. その時は、自治会代表との調整でしょう。打合せでしょう。説明会じゃないですよんか。
- A. いや、自治会代表との協議で茨木市さんはいいと・・・。
- Q. だから、それは、説明会でも何でもなく、一番直近の迷惑する人も関係なしに、自治会代表と、要は、みんながどう思っているかと吸い上げたやつを調整してもらってるだけの話ですよんか。
- A. はい、そうですね、ご調整しいていただいています、はい。
- Q. それ、地元住民への説明会じゃないじゃん。工事説明会にはならんじゃん。
- A. 申し訳ないんですけど、住民の方々に周知徹底して、説明会をしなさいというご指導はいただいてない。
- Q. どっから。どっから指導得てない。
- A. 茨木市さんから。
- Q. 茨木市は、法律的には必要ないの。
- A. 今まで、そういうことで・・・。
- Q. お宅が、やらなかったっていうこと(ハイ)。他の所で(ハイ)。そんないい加減な中途半端なやつことをやってきてるの。
- A. はい。立地法はそういうことがキッチリと求められているので、あの～、新聞折り込みで、この範囲でっていう事でやります。
- Q. では、施工店が、施工する業者さんが、工事に影響を及ぼす範囲の周知徹底は、何時されるんですか。各戸訪問されるんですよね、説明会開かないってことは。

会 議 内 容

- A. ちょっと、そこは想定していませんね。実際に、弊社が、開発、この規模の開発を・・・。
- Q. 規模関係ないんですよ。要は大きな重機使う、その際には、絶対にしなきゃ駄目なんですよ。
- A. すいません、そこは・・・。
- Q. 騒音規制法と振動規正法でするようになってるんです。
- \*A. 特定建設作業に必要な法規を守らなくやるというようなことはしません。
- Q. ですよ(ハイ)。それを無視すると、違法ですよ(ハイ)ということをご認識してくださいね。だからそれを各戸回られるのか、それとも説明会として、もう一度今度は、施工会社さん主催でされるのか、どっちなんですか(ハイ)というのを聞いてるんですよ。のぞみ丘でしたら、400戸、各戸全部回るんですか。影響範囲、入ってますよ。500戸以上ずっと、個別に回って、回りましたという書類を添付して出されるんですか。説明会開けば、来なかった人は、別に文句がないやという事で通るんですよ。
- \*A. えっと、法に則って、ちゃんとそれに対応してやります。
- Q. 何をもってちゃんとするんや。
- Q. いや、重機の作業する1週間前には届け出さなアカンでしょう。
- \*A. 出してると思いますが・・・。
- Q. いや、今出してるやつは虚偽ですやんか。
- \*A. いや、出してるとは思いますが・・・。
- Q. いや、今出してるんであれば虚偽ですやん。説明受けてないんだから。直近に工事しますという挨拶だけでしょ。
- \*A. いやいや、その説明をどういう風にされたのか、もう一度確認させていただきます。どういう風に届けてるのかをもう一度確認します。
- Q. いや、だって、のぞみ丘さんとこ来てないでしょ(来てないですよ、入ってないですもん)。
- \*A. その説明が前回以降、やったと言ってるのか・・・。
- Q. いや、前回は、だから、自治会代表との打合せですやん。住民の説明が必要なんですよ。自治会代表への説明が必要とはどこにも書いてないんですよ。各戸配布するか、説明するか説明会を実施するってなってるんですよ。説明会、実施しないんであれば、各戸回ってください。
- \*A. あの～、法に則って、きちっとそこは・・・。
- Q. いや、それが終わらないと、それが終わって初めて届け出して1週間後からしか工事できないんですよ。ていう事は、各戸回ってたら、年内着工無理ですやん。
- Q. 明日から、工事止まるんでしょうね。
- Q. 明日から、止まるんですよ(止まらない)。
- \*A. そこは、あの～。
- Q. いや、明日から止まるんですよ(ハイ)。止めるんですよ(ハイ)。それは、ラ・ムーさんとして。
- A. するかってどういうのは、確認します。
- Q. いや、説明受けてないって言ってるんやから、動くんであれば、役所の方に連絡入れて、無理やりでも止めさします。だから、それを、今ここで説明してるんですから、施主として工事を止めて下さいと言ってるんですよ。
- A. あの～、法に抵触するんであれば・・・。



会 議 内 容

- Q. 抵触するって言ってますやん。
- A. はい。だから、それを確認します。
- Q. だから、明日の作業は止めるんですね。確認終わるまで。
- A. 確認します。まだ、止めるかどうかっていうのは・・・。
- Q. いえ、いえ、いえ、だって、確認するまでに作業やってて、抵触するってなったら、お宅ら訴えますよ。今、法に抵触するって言ってるんですから、こちらは。確認するのであれば、確認が終了するまで、止めて下さい。違います。法に則ってますという確認が取れるまで、止めるだけですやん。午前中で確認が終わるんやったら、午前中、止めてくれたらいいですよ。昼から、たぶん、のぞみ丘さんのところが、説明受けてませんと、役所に電話入れるだけの話なんで。
- Q. \*\*さん、あなた責任者でしょう。
- A. はい。ただ、今仰ったように、施工に関しては森組さんの方が・・・。
- Q. 発注者でしょ。発注者責任で、法に抵触するから止めて下さいっていう風に施工者に言うだけの話ですよ。だって、説明受けてないって言ってますやん。回ったのが、直近のどこしか回ってません、隣接しか回ってませんで、さっき、仰りましたでしょう。てっ言う事は、説明してない、配布もしてない、周知もしてないっていう事ですよ。騒音・振動に関する内容を、どういう重機を使って、どういう音が出て、どういう振動の恐れがあって、その対策をどうしますかっていうことを近隣住民に説明してないっていうことですよ。そのこと自体が、騒音・振動規制法に抵触するんで・・・。
- \*A. あの～、特定建設作業の規制の対象となる場合に、これを省いて、近隣の周知徹底を省いて作業さしません。
- Q. だから、重機は動かないという事ですね。
- Q. 近隣の方に説明って、どの範囲までなんですか。教えて下さい。
- \*A. それも規定で何十メートルってありますから、音の・・・。
- Q. 発生源からの距離が決まっていますよね。
- \*A. だから、その範囲は、法に則った通りやりますんで。
- Q. だから、明日の作業は止めるんですね。
- \*A. それを確認するまでは作業するなということは、徹底さしてもらいます。だから、違法行為しません。
- Q. ですよ（ハイ）。だから、回ってなかったら、回って、そこから届出を出し直して、そこか1週間に再開するってことですね。
- \*A. そこは、届けを出してOK出ないとしないし、そんなこと違反してやることはありません。
- Q. 今、違法行為はありませんと仰いましたけど、仮囲いが倒れた件に関しても、結局、許可を得ずに、違法行為で(車を)止めてしまっていた。それを私が\*\*\*\*課に聞いたら「知りません」、\*\*\*\*課に聞いたら「うちの管轄じゃないから警察に聞いてくれ」、警察に聞いたら「個人情報だから教えられない」と言われたんですね。そして、私もう一回\*\*\*\*課に電話したんですよ、ちゃんと確認してくれと、それで、\*\*\*\*課が確認して初めてそこで、無許可でね、すいませんねえ、ご本人いらっしゃるのに申し訳ないですけど、無許可で(工事用車両が)おかれていたという事が分かったんですよ。でっ、そこで思ったのは、結局

会 議 内 容

違法行為しませんとか、ここまでお話しされてるけれども、きちんとした説明がないなかで仮囲いが始まって、違法な行為で工事が始まり、そして仮囲いも倒れる。そこで、私たち、びっくりして、こんないい加減な工事はやめてくれと、私、書面活動させてもらったんです。ねっ、お友達みんなにハンコをもらって、このままだったら困るという事で、私の知り合いの人にいっぱいハンコ押してもらったんです。そして、\*\*会長にも渡したんです。ねっ、だから、きちんとした説明をしてね、手順を踏んだうえで工事がGOするんだったら、私たち、別に文句言わないですよ。だって、別に、ラ・ムーさんがあそこに店舗開くの違法じゃないですものね。工事するのも、違法じゃないと思います。いくらしてもらっても構わないんですよ。でも、きちんとした手順を踏んでないから、仮囲いも倒れるし、こんないい加減な説明会にもなるし、今、違法行為しませんって言ったって、どうやって信じればいいんですか。だって、1回目、2回目、3回目、新洲さんも、結局工事の説明をしてないのに、新洲さんは、もう、それでいいと思って提出した訳でしょう。市は、それを受けてしまった訳でしょう。\*\*さんはそれを知らない訳でしょう。全部が、全部、ねっ、\*\*さんは何も把握されていない、全部、丸投げじゃないですか。新洲さんに丸投げ、森組さんに丸投げじゃないですか。ここで説明できること、何もないじゃないですか。ねっ、それで私たちはね、信じて、じゃやってくだいなって、安全大丈夫だねって、誰が言えるんですか。そうでしょう、私、市にもめっちゃくっちゃ怒ってるんですけども、税金払いたくないぐらいすごく怒ってるんですけど、ねっ、市もいい加減やけど、すみませんけど、最低限のことやってないから怒ってるんですよ。そこの認識はないんですか。

\*A. 仮囲いをさしていただくことは、あの～、了解を得てやったつもりでおります。

Q. つもりってなんや。つもりって。

\*A. 要は、前回(11/11)、仮囲いはさしていただくことをこの場で、了解を、私得ております。

Q. でもね、仮囲いね、倒してもいいですよと、誰も言ってないですよ。

\*A. いやいや、倒れたことに関しては、今日、謝罪をさしていただくと、その、あの、でっ、参ってます。でっ、仮囲いが倒れてしまったその原因は何なんや、今、直してありますが、今度は倒れない、間違いなく倒れないかと、これの説明をさしていただくために、呼んでます。それから、その倒れた後の対応に、あの～、歩道に車両が載っておいてありました、たしかに。その時に、警察の規制の下で、警察官が横に居って、その状態で作業を進めさしていただいたと思いますが・・・。

Q. いや、仮囲いを建てるときに、止めてたと言ってるんです。

\*A. ああ～、そうですか、それはちょっと誤解です。あの～、間違いです。

A. その件に関しては、\*\*会長からも随分お叱りを受けたので、その後直ぐに、あの～、森組の\*\*部長を叱責して、彼から、こちらにもう・・・。

Q. だから、ねっ、それも細かい話はいい訳じゃないけど、いろいろ、あの、その、協議書のねっ、違法、何ていうか、協議書も目茶苦茶、ねっ、仮囲いも目茶苦茶、今日の説明会も目茶苦茶、でっ、今度の説明会ねっ、森組さんが主催でやるって言ってない、ねっ、目茶苦茶がどんどん溜まってるのに、ねっ、何で誠意を見せないんですか、ここで。じゃあ、今までのをひっくるめて、もう一回、ねっ、ちゃんと持ち帰って、ねっ、仕切り直してやりませうか、一言言ってくれたら、ここにいる人たち、納得するんじゃないですか。今までののは、ほ

会 議 内 容

んと申し訳ないってね、ちゃんと、もう一回仕切り直してやりますと言う位の。だって、そうでしょう。不信感いっぱい溜めての・・・。

- Q. 逆の言い方、していいですか。あの、ちゃんとした仕事って何ですか。今まで、その、協議の書類を勝手に出したりして、許可出たから工事やると、何をきちんと仕事されたんですか。最初の時、実はこれ、彩都粟生南5丁目の方に最初打診があって、こういう話に来てるって、\*\*会長にもお話ししたんですけども、「地域のみなさんのために、精一杯がんばります」みたいなこと言って、「是非、お話しさしてください」というような、あなた仰ってたけれども、どんなきちんとした仕事してん。市とのプロセスは、何か、勝手に、こそこそ、こそこそ、やったかやってないようなことをやりましたみたいな体で出して、多分、今、これ、私の心の代弁、多分、他のみんなも同じやと思います。ゲスなやつ、ゲスな企業来るの残念やわ～って言うのが、皆、本音やと思います。何、仕事したんですか、きちんと、あなた。お客様のたためにとか、地域のたためにとか言うけど、それに対する仕事は具体的に何したんですか。市をこうやって、ちょろまかして工事の許可とるのが、それがお客様のたための仕事ということですか。何故、黙るんですか、そこで。

A. あの～、頭から否定を受けてしまっているの・・・。

- Q. まあ、そうでしょうね。あなたのやってることがそうだもん。私はそんなことはしてない、そんな取り方をするのがおかしいというのは、あなたの勝手か知らないけども、少なくとも今まで何回かやってる自治会のみんなも全員、同じような雰囲気とってて、今日、ここで、初めて聞いてる人達も、同じような印象を持つてるということは、あなたがどういふつもりで仕事してようが知らんけども、結局、そういう仕事しかしてないっていうことですよ。(まあ、証拠を残したくないから、この2枚しか書類がないんでしょう。)

まあ、そうでしょうね。今までも、そういった節、いっぱいあるもん。

- Q. まず、この会議の議事録は、誰がとってるんですか。

A. 双方でとってます。自治会さまの方も、毎回、おとりになってます。

- Q. 録音はされてるんですか(ハイ)。今、録音機はどなたがもたれてるんですか。

A. 私は持ってます。

- Q. 今、録音されてるんですね(ハイ)。(自治会は、2台してます。)

- Q. えっと、私の質問に、ちょっと、答えてほしいんですよ。

A. どういう仕事をしてるかって言う事ですか。

- Q. こういう意見として、地域のみなさまに役に立ちたい、ああだこうだと言っはるけど、そう仕事を、そういう目標に向けた仕事として、あなた、きちんとした仕事として、何をなされたんですか。我々から見たら、もう、こそこそこそこそ、市をなんていうか、騙すというか、抜け駆けするような手順を踏んだりとか、そんなんばかりしか見えないんですけど。

A. どういう風にお取りになられるかは別として、でも前回の時に、安達様の方から、え～、茨木の小中学校の所に、え～っと・・・。

- Q. あなたは行ってないやん、彩都のところを。あなた自身、あなたが行きますって言ったのに。コンサル任せですか。

A. まあ、あの～、代理には行ってもらいましたし、それから施工会社とも直接話は・・・。

- Q. だから、結局、さっき言っはった、施工会社にお任せだとか、何だかんだとか言っけるけ

会 議 内 容

- ど、それが大黒天物産のやり方なんです。
- A. でも、最終的な施工者責任っていうのは当然理解してますし・・・。
- Q. でも、何か、市に出した書類は知らなかったとか、見てなかったとか、コンサルが勝手に出したみたいな言い方を・・・。
- A. いや、それが、私の責任じゃないってことは申してない。
- Q. あなたの責任だったら、きちっと仕事をしてないことを認めたことですよ。市に出すべき書類は見てませんでした、誰がハンコ(社長印)をつたかは知らんけども、とりあえず、ハンコポンと押しましたと、それ、ちゃらんぼらん仕事ですよ。
- A. あの～、ご指摘は理解しています。
- Q. もう、付き合うのがめんどくさくて嫌やねんけど・・・(ハイ)。それに対して、どう思っってはるんですか。だから、さっき言ったように、馬鹿にしてんのって(そんなことはない)。でも、あなたの行動は、さっき言った唾吐く行為と一緒にです。
- A. 分かりました。そうお取りになられたんは仕方がない。私の不徳の致すところですよ。
- Q. まあ、そうですね(ハイ)。
- Q. いや、その、お話しするんにあたって、何を信用していいかわからないんですよ。
- Q. あの～、信用関係築くの、完全に失敗してるんですよ(そうですね)。この方が。
- Q. でっ、あなたの発する言葉に対して、何を我々信じたらええのかわからない。全部ウソとしか、今の我々の状況では捉えられない。約束も守ってもらえるかどうかもわからない。
- Q. 24時間はやめますって言ったけど、私らみんな、それ、市に提出する書類のために、とりあえず24時間やめると言ってるんちゃうかなと、皆疑ってますよ、それに、信用してないから。まあ、それでも、どうぞ、もう市から貰うもんは貰ったから言うて言ううんやったら、勝手にしなはれとしか、もう言いようがないです。そういう事なんですか。もう、市から貰ったから自治会なんか、めんどくさいし、邪魔やと。
- A. いえ、そういうつもりはない。
- Q. じゃあ、何やねん。この、13日に書類発行して、17日に集まりに来いって。今日は、朝から用事があったけど、まだ昼飯も食わずに、ここ飛んできたんで。市から許可を貰ったからって、ずいぶん雑な仕事の進め方ですね。
- A. いえ、そういうつもりはない。
- Q. でも、そうでしょう。日程の調整もなしに、ここ来いって、顎で使って。最初に言った、社会人としてどうかと思うって、そういう事です。
- A. 日程の急遽開催につきましては、申し訳ございませんでした。
- Q. こんな企業が来るのかと思うと、がっかりする。
- Q.ほんと、再度お願いなんですけど、施工業者さんによる説明会はなさらないんですね。
- A. 今のところ、その予定です。
- Q. なさらないんですね。
- Q. いや、結局、この人じゃ決めれないんですよ。全決定権は、私にありますとか言ってるけど。
- Q. じゃあね、私も彩都に移り住んで、引っ越してきて13年です。一番最初のまち人だと思ってるんです。この13年間、いろんな開発を見てきました。いろんな業者さんの工事とかいうのを見てきました。各マンション。でも、施工業者さんは必ず工事説明会を開いて、工事の説

## 会 議 内 容

明をしていただきました。今、お話を聞いてたら、茨木市はそういう条例とか指導がないからしないと仰ったことは、他の、今迄の、(彩都の)開発に関する施工業者さんは、そういう指導がなくても、会社として、会社倫理として、住民さんには説明しなければいけないと思って、説明しておられたと理解していいですね。貴方達は、法律に違反してませんと仰るっていうことは、今まで13年間、いくつもの開発見てきました。いくつもの業者さんの説明を聞いてきました。それは、その会社の、会社倫理として、住民説明会をしなければいけないと思って、開いていただいたということとして理解していいですね。

- A. あの～、法律に定められていることは、基本、もちろんなんですが、最低限守るということは当り前のことです。それは、当然対応しにいきます。
- Q. だから、しなくていいと思っておられるんじゃないですか。でも、他の所は、開発業者さんは、必ず、施工業者の工事説明会というのはありました。
- A. はい、11/11の時に施工会社さんを交えて・・・。
- Q. それは打合せでしょって。説明会じゃないでしょ。
- Q. あのね、正直ね、大黒天さんのラ・ムーっていったら大きな店舗じゃないですか。はっきり言ってね、そこの小さなミニストップの、あそこのコンビニ、あんな小さなお店さえ、施工業者さんは、ちゃんと、近隣説明会なさいましたよ。だから、私たちは、茨木市は必ず住民説明会なさいねって、指導していると思ってて、今日初めて聞いてびっくりです。正直。しなくていいっていう事ですね。だから、しませんって、さっき仰ったじゃないですか。そういうふうに理解していいんですね。いいんですね。
- A. 11月の時も、本日の時も、皆さんのご意見でね、もう、あの～、えっと、不手際だというのは、あの～・・・。
- Q. いや、不手際とかそんな話じゃなくて、今、お聞きしてるのは、近隣説明会はしていただけないんですねって言う事です。その確認をしてるんです。今まで、ずっとしていただいていたのは、それは・・・。ていう事ですよ、。法律に違反してないからしないという事ですね。そういう風に理解していいんですね。そういう事ですね。
- A. 今のところは、計画はしてないという、今のところはですね。
- Q. でも、さっきからしない、しない、今のところ、じゃあ、もししなければいけなかったら、何時していただけるんですか。明日から、工事する言うてはりますやん。
- Q. えっとね、今まで、他市で、説明なしで、大黒天さん、店出されてきたんですか。
- A. そうですね、はい、あの～こういう開発の説明会・・・。
- Q. いや、だってね、こんだけ山削ってするって初めてじゃないですか、この近隣だったら。
- A. もちろんです、近隣だったら。
- Q. そうでしょう。近くだったら。だって、あと全部、どっかの工場が潰れて、東大阪店なんか、何とか言う工場が潰れたから、あそこ更地であったから、そこでしょう。じゃあ、何もさあ、あの～、その開発する必要なかったじゃないですか。店舗建てたらいいだけじゃないですか。
- A. 後ろ田んぼだったんで、開発はやりました。
- Q. 田んぼ違います。
- A. いや、あの～、後ろの・・・。
- Q. \*\*\*\*というのが潰れたんです。

会 議 内 容

- A. その後ろの600坪というのが田んぼだったんです。\*\*\*\*\*さんは道路際だけだったんで、後ろの田んぼも全てなんで、開発・・・。
- Q. でも、埋めるだけじゃないですか。削らないやん。
- A. いや、そうです。田んぼなんで埋めるだけです。でも、それも開発でした。
- Q. でも、近隣説明会なさらなかったんですか。
- A. しませんでした。それは、事実です。
- Q. でも、全然ね、規模が違うじゃないですか。
- A. まあ、あの～、削る土の量とってというのは、全然違います。
- Q. でしょう。\*\*\*\*\*は、大きな敷地で、更地で、随分そのままだったじゃないですか。
- A. そのとおりです。
- Q. 一つ聞いていいですか。これだけの新興住宅地のど真ん中に建てるというのは、今までにあったんですか。
- A. はい、あの～、これだけ大規模な土砂の搬出っていうのはないですけど、住宅街での出店というのがあります。
- Q. 新興住宅街ですよ。
- A. 住宅街ですね。
- Q. あります(ハイ)。どこですか、それは。
- A. え～、周りの所に住宅があるっていうんであれば、滋賀県の守山っていう所もそうでしたし。
- Q. 国道沿いちゃいましたか。
- A. 国道沿いじゃないです。県道沿いです。
- Q. メインストリートですよ、守山の、裏ですよ。全まちが、住宅地の中でっていうのがありますかって聞いてるんですよ。要は、通り抜けできるメインストリートではなくて、入り組んだまちの中の、住宅地の真ん中で、大きな店舗出されたことありますかと。
- A. ここが、入り組んだまちというのは認識してないですね。あの～、彩都トンネルが開通して。
- Q. でも、彩都トンネル開通してもほとんど使ってるの彩都の住民ですよ。箕面彩都であり、茨木彩都であり。
- A. 今回の場所は、あの～、住宅じゃなくて、こういう商業が建てる地域指定されておられる所なんで、正直、えっと、先程言いました滋賀県の店舗なんかの方が、あの～、まあ、隣接の部分というのが多いかと思います。
- Q. え～、これがね、171号線やったら文句もなんも言わないんですよ。わざわざ、ぐるっと回った所で、24時間営業を考えておられたって言うのが、まず、理解ができないんですよ。でっ、トンネルができたから、抜けれるでしょというのは、後からの話で・・・。
- A. 抜けれるっていうんじゃないで、あの～、道路としてしっかりした道路を・・・。
- Q. いや、そこを通る、要は、今、台数調査もかけてて、でっ、通る台数もたぶん把握されてると思うんですよ。明らかに、メインストリートではないんですね。
- A. ただ、まあ、位置関係から言えば・・・。
- Q. 何が言いたいかという、それだけ24時間営業かけた時に、来るお客さんっていうのは、彩都以外のお客さんばかりになってしまうんですよ。
- A. そこはちょっと多少認識が違ったんですけど、やっぱり、お住まいがあるところであれば、

会 議 内 容

本来自由な・・・。

- Q. 通常ね、スーパーさん出そ思ったら、あの～、3万戸以上ないと採算取れない。だから、今、え～、\*\*\*さんところが出て、それ以外のスーパーが出店しない原因なんです。これから先、伸びていって、箕面彩都の方が、戸建てが増え来て、集客が見込めるようになったら、考えるテナントさんはおるかもしれないけども、今、現状でスーパーどこも出てこないっていうのは、それだけの需要が、周りから引っ張ってくる需要がないから、普通の生鮮食品のスーパーさんは出ないんです。ラ・ムーさんは、24時間営業で、よそから引っ張ってこようとしてるから、お客さん来るやるとして想定で、考えておられるんでしょうけど、住んでる人間からしたら、そんなこと知ったこっちゃないと。よそから引っ張ってこられたら、生活に関して、騒音問題とか、いいことなんにもないんで、出ないでくださいと。
- Q. それは、ずっと前に言ったんですよ。全く同じような事を。
- Q. だから、9時～22時とかにして下さいという意見が、みんな出てくる訳なんです。
- Q. それに対してね、何か、24時間、まあ、いろいろ働き方が変わったとか、近隣の方に新しいサービスとか利便性を提供したいと言ってるけど、他の地区行ってやってくれたら、皆、文句言わへんのにって言って、まあ、結局、同じ繰り返しなんです。一方的に言いたいこと言うばかり、やりたいこと言うばかり。あの～、仰られていたあれから考えると、この敷地内にスーパー2件できるなんて、明らかに供給過剰なんです。ちょっと行けば、\*\*\*\*があってという状況なのに、今までも、駅前って、いろんなお店が潰れてきている中で潰しあいされて、また、駅前が寂れるって、ほんとにまちにとってよくないから・・・。あの～さっきも言ったゲスな企業さんやなあと思ってますけど、何しに来たんですかここに。今日のやり方もお粗末やし。
- Q. あかねに出さはったらどうです。あかね。24時間やっても、多分文句でないですよ。
- A. どこですか。
- Q. あかね。そのまま、ぐるっと回らずに、そのまま真っ直ぐ上がっていってもらったら。
- Q. モノレールの下を真っ直ぐ行ったら。あそこ、24時間の物流があるから、24時間の店舗なんてすごい喜ぶよ。晩ご飯、買いに行こって。
- Q. それこそ、彩都からでも、買いに行きたい人は行くかもしれないですよ。
- Q. いや、言ったんですよ、そのね、ここやっぱし住宅地だから、24時間(もう24時間しないと)言ってるけど、24時間営業されて、ここ、結局みんな寝るところじゃない、仕事して、そら、いろんな働き方あるから、警察の人なんか、夜出て行ったりするけど、でも、普通やっぱし人間、夜寝て、朝起きて行くのに、そんな隣で、パラパラパラ外から来られて、住宅街のところで、寝る時間妨げられたらかなわん。
- M. さて、そしたら、次(の予約)の方がお待ちですので、そろそろ・・・。
- Q. それで、この後、あなたたちどうされるんですか。なんか、これを説明会と位置付けて、さっきから仰ってる説明会と位置付けたかったみたいですが、全然説明会の体はなしてないし、協議してないでしょう。実際、我々、全然協議なんかしてない。
- Q. あの～、今日、みんな、名前書きましたけど、説明会ではないんで出さないでくださいね。名簿を。(あっ、名簿出しません。書いていただいたのは、こちらの控えとして出しません。拒否します、提出、はい。) はい、お願いします、説明会じゃないんで。

## 会 議 内 容

- Q. 私、お友達から、いろいろ質問したいと言われて、今日、いっぱい持ってきたんですけど、ほとんど質問できてないんですが、工事、明日から止まりますよね。だって、お返事、返せないの・・・。
- Q. それは、発注者の責任として止めてくださるんですよね。確認とれるまで。
- A. 回答されたとおり、対応、確認さしていただき、法に触れるようであれば止めます。
- M. そしたら、まあ、あの～、また今日も3時間・・・、もうええ加減にこれは・・・。あとは、また、私の方から市の方に言いますし、何回やっても、結局は・・・。今日ほんとに、まあ、森組さんの現場代理人が来るいう事で許可したんですけど、顔に泥を塗られたみたいで、ちょっと、この後どうしようかなと思います。まあ、市も市で、どうもならんで、その辺の対応は、ねっ、「ここだけ(要綱を)強制したら、他のとこで困るから」いうことかもわからんですけど、彩都東地区の件もあるんやろけど、まあ、どっち(住民か企業・地権者か)向いて仕事しとんやろと思います。ところで、明日からはどうすんの。ねっ、\*\*さんじゃなくて、(森組の)監理会社としてどうします。
- \*A. この状態を受けて、強引にやるようなことは、私は・・・。
- Q. やってもらって結構ですよ。すぐ、止めにかかるだけなんで。
- Q. (森組の)コンサルさん(コンサルではありません)は、あれですか。このような状態になっているのは、ご存じなかったの。
- \*A. こういう、こうしたらいけないという明細、中身の認識は持っておりませんでした。早く29条許可が、早く下りたら我々の分野として、あの～、森組に指示ができる。こういう、ほんとの、明日できるとかなんとかということの理由の認識がありませんでした。コンサルが別に、新洲という立派な会社がおりましたので。
- Q. えっと、この先、コンサル(新洲)がどう係わっていくのか、私素人だから知らないんですけど、この後、新洲さん、仕事されるんですか、この案件。
- A. はい。あの～、立地法の説明もしてもらいます。
- Q. こんなでたらめな企業に・・・。
- M. そしたら、次の予約の方が、外で待っておられますので、これで終わります。

以上



平成29年11月12日

**ラ・ムー茨木彩都店新築計画・打合せ**  
**第 4 回 議 事 録**  
 (平成29年度)

日時	平成 29 年 11 月 11 日 (土) 14 時 00 分 ~ 17 時 00 分	配布資料	・打合せ③レジメ回答 (開発・宅造)
場所	彩都西コミュニティセンター・まち協事務所		

## 出席者

【開発者】4名

【住 民】36名(別紙名簿の通り)

【茨木市議会議員】2名

## 会 議 内 容

## 【彩都西自治会協議会 \*\*会長より】

前回(5/21)、開発・宅造に関する回答をいただいてなかった。施工業者も決まり、回答ができることなので、本日の場(打合せ④)を設けた。今回は開発・宅造に関する打合せであって、大店法に関する打合せではないことを申しておきます。開発・宅造に関する回答の前に、懸案事項である3項目について社内での検討をお聞かせ願いたい。

① 24時間営業 ② 駐車場・交通問題 ③ 営業(販売)内容

## 【開発者 \*\*課長より】

深夜営業(0~6時)はやめる。前回の打ち合わせ後、改めて深夜に彩都に来たところ、たくさん的人数ではないが、暴走族がいることを確認、住民が困っていることを理解した。助長しないことはお約束するが懸念はごもっともなので、営業時間を短縮、まず深夜営業をしない。営業形態をチェックしてもらい、きちんとやっていることを認めていただければ、その時点で改めて協議させていただきたい。届出自体は24時間営業で申請と行政と協議してはいるが、自主規制でこの後立地法届け出をし、住民説明会で協議をする。交通問題・安全問題・騒音その他も協議したい。駐車場出入口は2か所、茨木警察署、茨木土木事務所、茨木市と協議中である。

## ① 【営業形態に関して】 Q. : 各自治会代表者 A. : \*\*氏・(株)新州

Q. 0~6時は営業しないというのは確定ではなく流動の可能性はあるのか?

A. ある。ただ、突然発表・開始することはない。深夜の時間帯は営業しない。

Q. 深夜営業は自主規制でしないとあったが、住民の理解を得られたらもう一度話し合いをして営業時間の見直しもあり得るとのことか?

A. 弊社としては24時間営業をしたい。住民の皆さんのご理解がいただければ、営業時間の見直しに関して検討いただきたい。

Q. 再度話し合いをしても深夜営業に反対があれば、そのまま深夜営業無しで継続できるのか。やはり、24時間営業やりたい、と変わっては困るが。協議をして、その場で決まるのか。

A. 勝手にするという事はない。営業時間を短くするのは難しいが、どちらにしても営業時間を変更

## 会 議 内 容

する際には協議会にかけることはお約束する。

Q. 変更届はいるのか？

A. 変更届はいらぬが、立地法の説明会で意見をいただいたら報告する。最終的には法的な市への報告書に載せ、市に報告する。

Q. 24時間営業で届け出はするが、深夜0～6時はやらないというやり方はどうしてか。最初から24時間営業で申請していると今後の変更届が要らないはずで、彩都住民としては今後も24時間営業をしても良いとは思わぬと思うが、24時間を見据えた申請というのは引かかるものがある。深夜営業をしないというのがどこまで本気なのか。なぜ最初に24時間営業で届け出するのか。

A. 事前協議でも24時間を出していた。24時間営業ではない申請になると、やり直しになるので、申請を出し、2か月以内に住民説明会をし、最終的に市が判断するという流れになる。手続きは24時間営業でしたい。必要であれば、深夜営業することをご提示することもできるが、弊社として策があるということではない。

Q. 営業形態の話があったが、\*\*\*\*\*は現状ほど賑わっていて、この周辺、車で5～10分でスーパーがいくつかある中で、今回の出店はこの地域には供給過剰だと思う。選択肢があるのはいいが、業務形態として住み分けはどのようにしていくのか。安いのが強みだとは思わぬが、単純に潰し合いをするのは困る。一時的にはいいのかもしれないが、同業他社の競争でどちらかが倒れ、生き残るとするのはこの彩都にはよくないと思う。171号線の(箕面)\*\*\*\*\*でも、地域外からの客でごった返している。地域外の方はやりたい放題やっている。ディスカウント勝負するというのは個人的にはして欲しくない。地域のスーパーを目指すなら、事業の在り方は考えて欲しいと思うが？

A. この地域は人口がどんどん増えている、\*\*\*\*\*さんは地域を愛されて作られているが、子育て世代の方がたくさんおられる中で、選択肢がないというのはプライスもスーパー独自の決めてしまう。\*\*\*\*\*さんを潰そうなんてつもりはないが、選択肢をひとつご提供させていただく弊社のディスカウント形態は地域貢献を認めていただける方もいると思っている。ディスカウントは国民にいらぬということはない。\*\*\*\*\*さんとは共存していく。商品種類も\*\*\*\*\*さんの方が多し。弊社は商品アイテム数を絞り、安く提供して、お客様が使い分けてもらえればと思っている。

Q. \*\*さんがどのように会社で報告されているか、こちらとしては分からない。結局持ってくる回答が第1回から何も変わっていない。進んだのは「深夜営業撤回」のみだが、このままいけば出店に影響するから「自主規制」してだけで、こちらとしては納得していない。申請上は24時間営業の許可を取り、実際は0～6時はしないが最後には24時間営業すると持っていくよう、そっちの方が都合がいいからではないか？

A. それはしない。

Q. 茨木の\*\*\*\*\*も同じで、元々24時間営業で申請を出しているのに、営業時間を変更する時は有識者会議で簡単に決まる。24時間営業での申請を止めて最初からやり直すのはどうしてできないのか。\*\*\*\*\*・\*\*などでも0時まで営業したかったが21時までという条件をのんで出店している。手続きをやり直すのはどうしてだめなのか。時間と経費がかかるからか。それは会社の都合ではないのか。

A. 24時間営業申請をし、深夜営業はさせていただかぬということをご理解いただきたい。だからといって勝手に変えることはしない。

## 会 議 内 容

Q. ひとまずは深夜営業しないが、住民と話し合いで元に戻すため、24時間営業で申請した方が都合がいいからではないのか。

A. 今日の議事録にも残る話なので、損なうことはしない。

Q. 開発者としての責任者と開業後の店の責任者は違うのでは。約束はあくまで開発責任者としての約束であり、申請の段階で24時間営業をやめないのか。今までの経緯で信用がない。

A. ごまかしや嘘は一切ない。この場逃れで言うのではなく、検討するともお伝えしている。信頼関係が構築できていないかもしれないが、書面でも残っているし、会社にも報告は上げている。いい加減なことをしているつもりはない。

Q. 駐車場・建物の位置など計画が出来上がって申請し、それで前へ進めているから、一から手続きをやり直すとかかるから無理だと言っているのでは？ 24時間営業も含みを持っている。開店後一年もしないうちに変更もありえるのでは？申請も24時間を辞めればいい。全く納得はできない。

A. 協議をしなくて勝手に営業時間を変えるということはない。

### ② 【駐車場・交通問題に関して】 Q. : 各自治会代表者 A. : \*\*氏・榑新州

Q. 第1回目から駐車場問題・府道入口は2車線越えて入場するのは懸念をお伝えしていて、住民意見を吸い上げて回答と言っていたのに、第4回目の今回でもこのやり方は大丈夫だということしか言われていない。現状でも、\*\*\*\*前の交差点はUターンが一度できずに車が滞る。来るドライバーが全員運転がうまく滞りがないということはある得ない。一度止まるとごった返しになることは住民は分かっている、\*\*\*\*・\*\*\*\*含めて検討しないといけないという話が出ているが、それを踏まえてもこのやり方はよくないと申し上げているが、回答がないのは、「問題がない、よほど自信・根拠があり、警察も言っている」ということなのか。再三出入口が検討と申し上げていることにゼロ回答なのか。

A. 決してゼロ回答ではない。関係機関と協議は進めている。東からの車は中央分離帯があり、南側出入口からは入れない。他の道は生活道路になるので、既存街区に誘導するのは危険と関係機関と話し、法律上転回禁止にはなっていないが、かなり懸念があるので右折して西側出入口から入ると既存街区には走ることではない。左折入庫 左折出庫が大原則ではあるだろうが、道路の配置上、やむを得ずこの協議になったという経緯である。

Q. 他の街区に通したくないというのはありがたい話だが、西側に出入口を設置しなければならないというのと、この交差点一帯が上手く流れるのかは別の話だと思うが？

A. 交通量を測り、交通量が多ければ渋滞も考えられるが、今概ね1時間6～8台の交通量しかない。

Q. この問題は第2回からずっと議題に上がっているが、今の既存の交通量とオープンしてからの交通量は違うと何度も話に出ている。郵便局の駐車場が満車になった場合、駐車場横に数台路駐し、右折レーンが塞がれる現状がある。平日でも頻繁に起こっていて、郵便局にも苦情を出している。出入口が西側にできれば、交差点で車がどういう動きをするかわからず乱雑になる。誘導通りに運転される補償なんてない。駐車場を150台用意している、と前回の話にもあり、渋滞が起こらないかもしれないが、もし起こったらプレミアムテラス・のぞみ丘・やまぶきの住民は車で外出できない。茨木市側には出られず、西方向、彩都トンネル方向からしか街から出られなくなる。彩都西公園を利用する車も困り、今でも動きがめちゃくちゃで、\*\*\*\*前の交差点で実際に事故も起こっている。この計画に理解ができないが？

## 会 議 内 容

- A. この件に関し、立地法の説明時に当時測った平日・土日の台数、弊社がオープン後のシミュレーションも改めてご報告させていただき、まだ交差点の出入口の協議、道路法の協議はこれから。改めて立地法協議の際に皆さまと改めて協議させていただきたい。
- Q. 駐車場の出入口が設計上変わることはあり得るのか？ もう決定なのか？ 今後変わるのか？ 設計自体を変えらるとなるとかなり大事になるが、その可能性はあるのか？
- A. 現状これで検討は進めているが、住民のご意見でどうしてもという部分が出てくるのであれば、この出店させていただく変更はもうないので、ここでベストな状態はどうか現場にお住まいの方々のご意見を拝聴したい。ただ弊社をしては何度も警察と現場を見てこれがベターだと思っている。交通処理に関しては警備での対応は開店後でできる。地元にご迷惑をかけないよう安全にするというのは弊社の考え。前回には西側に出入口を作ってはだめという意見もあったが、ないと逆に迷惑がかかるので弊社としては西側出入口がベターだと思っている。次回までに住民のご意見を聞かせていただきたい。
- Q. ラ・ムーに来店するなら、やまぶき大通りは東から来る車が大半で多く、西側からは少ないのではないかと。北側からは朝7～8時・お昼の時間帯は混み、後はそこまで混んでいないが、彩都でも車で買い物する人が多いと思うが、大多数の車が東から来て右折するとして、スムーズにいけるのか。南側出入口だけではUターンなどの懸念から大変だとは思いますが、右折で西側出入口に入るにはもっと検討が必要では？ 距離が少ない。
- A. この新店計画は既存の東大阪店と同じくらいの規模。警察からできるだけ車を詰まらせずストレートに入れなさいという指導から、この出入口の設計になった。この開口部はどうするかはこれからの協議だが、弊社の意向としてはこの2か所という結論になっている。
- Q. 建物の位置を南に下げることができないのか。
- A. スーパーでは入店時間が2～30分程という特徴から、基本的には道路に面して近いところに駐車場を設けるのが通例。
- Q. 西側も南側も出入口、どちらも車が出入りするとなると確実にパンクすると思うが？
- A. どちらかを出口・入口と定めてしまうと、帰る方向によっては帰れなくなる。
- Q. 本来なら、どれだけシミュレーションしているというのをここで言わないといけないのに、どうして具体的なものを出してこないのか。回答しますと言いながら「大丈夫」という根拠の材料を次回ばかりんと出してもらえないのか。前回からずっと、随分待たされているが？
- A. 今日は持ってきていない。次回はご用意する。
- Q. 駐車場の件は6時から営業するとしても、「中部地区の物流センターへ向かう車が食事を買ってくるのではないか」という質問に対し、\*\*氏もそうではないかと仰っていたが、その件に関してどのように考えているのか。シミュレーションして出入りを数字でどう、という単純な話ではない。ここは住宅地なので相当しっかりした材料を出してくれないと皆納得しない。シミュレーションが不十分なのでは？
- A. 感覚で言うつもりはない。全方向で計っていて、来店予想も踏まえて報告させていただく。
- Q. のぞみ丘としては、南の方に下っていけない。茨木警察署に要望書を出させていただいた。茨木土木事務所の方から封鎖はできないという回答だが、茨木警察署としては必ず左折入庫・出庫、警備員も置いて、指導すると言っている。ラ・ムーの右折入庫でいくという根拠が全く分からないが、西側出入口、右折入出庫の根拠はどこか。プレミアムテラスの前は一方通行・生活道路で、通さないと

## 会 議 内 容

てもらえるのはいいが、\*\*\*\*・\*も左折入出庫している。警察も必ずそのように指導すると言っているのがどうするのか。なないろ公園へ行くのも、土日祝日、現状でも車が並んでいる状態。やまぶき3・4丁目の住宅街でUターンや路駐も考えられる。のぞみ丘敷地内でUターンする車も多々ある。敷地内に無断駐車も考えられ、子どもたちが遊ぶ場でもあり、危ない。お店のせいではなく客のせいだが、このような彩都西駅近辺の自治会皆が困る話を提示されて、受け入れられる訳がない。本当に地域と共存していけるのか真剣に取り組んでいただきたいが、まずは駐車場の入出庫についてどのようにするのか。

- A. 警察も道路関係者も左折は大前提であるが、交差点で転回させることなく生活道路に侵入させないため、西側に関しては右折入出以外考えられない。警察とも話をしたが、右折前提で協議をしている。
- Q. 警察の回答が違うということか。右折で検討するなら、警備員は常駐させるのか。\*\*\*\*でも\*でもそのように対応しているが、必ず渋滞にならないような対応をするのか。
- A. 交通の安全対応などは状況を見て準備をする。
- Q. 警察は右折はだめと言っているのに右折で計画を立てているという違いについてどのように考えているのか、と問うているのだが、どこの課の誰と話したのか。こちらは茨木警察署の\*\*警部補(\*\*課)とお話して、回答をいただいている。
- A. \*\*課の\*\*\*\*様。茨木警察署\*\*課から大阪府警本部\*\*課へ事案としてあげ、大阪府警察本部\*\*課から茨木警察署の処理案件ということで茨木警察署と協議するよう指導いただいた。その内容が「転回・生活道路への侵入を防ぐ」を大きな方針として、交通量も測らせていただき、ラ・ムーの既存店舗を元に客数シミュレーションを入れ検討させていただく。
- Q. そのことではなく、右折入場前提で計画を進めているかもしれないが、茨木警察署はだめと言っているのをどう考えているのか？ 今この違いを初めて聞いてどうなのか
- A. 交差点や他の街区に必要以上に安全を犯すことがないように考え、左折が原則かもしれないが、右折がベターと考え出店にあたり地域に混乱・混雑を与えないようにしたい。もう一度茨木警察署と確認してくる。この場所を右折で入出庫は私共(ラ・ムー)からお願いをしてこういう形になっている。駄目ならば代替案を考えなければいけないが、現状でいうと右折の方が良いと考えている。
- Q. 警備員は立てるのか？
- A. それはまだ検討していない。
- Q. 警備員を常駐させるという前提がないとどのように処理するのか。混んだら後から対策するということか。並ぶのは交差点から出入口まで車2台分しかなく、詰まるのは見えている。
- A. 警察からの指導もあると思う。警備を警察が指導したと初めて聞いたので次回それも踏まえて報告する。
- Q. 仮に右折が認められても警備員がいなければ、交差点の動きが必ず乱雑になる。
- A. 現状、\*\*\*\*さんの出入口をイメージしてもらいたい。お客様の数として、あれだけの施設と比べれば・・・
- Q. 全く比較の対象にならない。立地も違い、台数も多くない。\*\*\*\*には地域外から来る客は少ない。今回は地域外からの来客が多いと見込んでの話をしているが？
- A. \*\*\*\*さんで台数・売上のことを考えると、今の\*\*\*\*さんで右折で渋滞して入れないということはない。
- Q. 彩都のことをどれだけ分かっているのか。住んでいるこの住民が言っているのに、全く分かっていないのではないかと。店をオープンするにあたり、警備を最初から置くという約束がなぜできないのか。

## 会 議 内 容

A. 警備の件に関してはもう一度持ち帰る。今日初めて聞いたので、経費の問題もかかってくるためこの場で即答はできない。

Q. 経費は会社の都合であり、住民にしてみれば関係ない。交通安全よりも経費節約を優先するということか。「(警備は)置かない」と言ったが、前向きに検討するとなぜ言えないのか。\*\*\*・\*\*\*  
\*でも警備員が常駐して安全に努めている。通学路でもあり、住民が安心して通行できるように意見を取り入れ、せめて警備員を常駐させて欲しい。一番混むのはオープン時と年末年始。どの立地条件・どのお店でもオープン時に看板を立てたり警備員を配置するのは当たり前の話ではないのか。経費等言い訳ばかりで「検討します」もないのでは、住民としては憤りしかない。今現在でもやまぶき交差点の車の動きには困っていて、そちらは開業すればそれでいいかもしれないが、こちらはずっと生活を続けていき、車や子どもたちの登下校安全の問題もずっと続いていく。前向きな約束をしてもらわないと、今の段階で全く安心材料がない。

A. 申し訳ありません。撤回させていただき、検討させていただく。オープン時には置かないとは言っていない。繁忙時等は別。

Q. 駐車場の出入口ゲートは立てるのか？

A. 立てない

Q. ゲートを立てないというのは本気か。今、彩都西駅周辺の有料駐車場、\*\*\*・\*\*\*・\*\*\*も土日は全て満車になっている。来店客以外が停めることになるのでは？

A. それは想定していなかった。

Q. 交通量調査したと言っていたが、周辺駐車場の調査はしていないのか？\*\*\*でも、実際の来客数より車の駐車台数は多い。有料の場所ですらこの現状なのにゲートがないと停め放題ということか。

A. 不法駐車を認めない

(意見) 不法駐車と来店客の選別はできないのではないかと。駐車違反ではないから取り締まりもできない。シミュレーションと言っているが、近隣駐車場の状況、地域全体のことをどの程度まで調べているのか。調査が明らかに足りない。ゲートがないならトラック対策はどうするのか。中部地区に物流センターがあり、トラックが来ると想定され、前回それに関して検討すると言っていたが、どうなのか。現在\*\*\*でもトラックが駐車、工事車両など大型車両も停まっている。その対策は？ 少し考えただけでも問題山積だが？ 全部調べた上で対策を考えていただかないと、こちらには生活がかかっている。あの土地は商業用地としては不適だと思う。区分としては商業地だが、開業するには難しい場所。これまで3回打ち合わせがあり、今回も時間を費やしているが今まで説明で「はい」と頷ける人はいない。各自治会に持ち帰り報告もできない。自治会によっては打ち合わせも意味がないから来ないと言っている人もいる。仕事が雑すぎる。車の流入が制約されてすぐ隣に住宅地がある場所、考えなければいけないことが山積しているのに、データの出し方や結論づけるプロセスもおざなりすぎる。

Q. 交差点から右折入場出入口まで何メートルか？

A. 約20メートル。

Q. 車間距離を考えると2台分。ぎりぎり詰めても3台分しかない。茨木警察ともう一度話し右折入出庫がだめとなった場合はどうするのか。

A. 想定していなかったなので、現時点では何もお答えできない。次回、きちんと確認して必ずご報告させ

## 会 議 内 容

ていただく。

Q. 本当に回答はいただけるのか。今までの第3回までの打ち合わせでも同じ事を聞いたが、未だに明確な回答がない。土曜日の貴重な時間を割いてボランティアで出席しているのに、そちらの都合の主張ばかりだが、住民の都合も考えるべき。調べ考える程懸念が出てくる。スーパーは地域密着、客ありきじゃないのか。繁盛するのはいいかもしれないが、開発に関しては住民をきちんと考えてもらいたい。開業するなら住民ありきではないのか。開発前からこれだけ揉めていてこの先どうなるのか。本当に決定権のある方と話をしたいのだが、次回説明会をする時に出席されないのか。

A. 決定権ということであれば、今回の責任者は私(\*\*)。報告は全て役員会でし、可否は社長含む役員会で決定する。窓口でもあるが、責任者でもある。決定は役員全員です。

Q. ならば、役員全員出席すればどうか。これは前も話をしたが？ 全員でなくても何人かだけでも来られないのか？ 報告で聞くのとこの場で聞くのとでは違う。

A. 申し訳ありませんが、できない。

Q. \*\*\*\*\*(\*)のように駐車券方式でゲートがあれば、駐車場に大型トラックが入ることはないと思うが、どのくらいの大きさの車までなら入れるのか。0時まで営業するとなると、夜間暴走族などのたむろなども困る。\*\*\*\*\*(\*)でも住宅街通さないように、自治会と話し合い、看板立て、右折入場できないようポールも立て、警備員も立てている。これから住宅も増えていき、街全体を踏まえた上、厳しい見通しでシミュレーションをし、約束をしていただきたい。もう一度調査はするのか？ 詳細なデータを書面なりで示してもらいたい。たくさん対策しておいて、実際はそうでなく減らすくらいでちょうどいい。経費を言い訳にはせず、そちらが当然と思っていることでも、先に説明してもらわないとこちらも分からず、信用できない。

A. させていただく。ご説明に関しては気を付けさせていただきます。

(意見) やまぶき3・4丁目の戸建地区は、平日夕方・土日でも子どもたちが家の前で安心して遊んでいる。その、昔のような微笑ましい光景を見て入居を決める方もいる。ラ・ムーへの来客で通り抜けや転回などの車が来ると、子どもたちが安心して遊べず一番怖いという声もある。きちんと対策をしてもらいたい。

Q. 駐車場出入口で他の案を検討されるのか。今の現状はこの状態で決まりなのか。今の話し合いの時点で、この出入口は良くないと住民の意見だが。それを踏まえて次回の説明の時に案が変わらなければ、また一緒ということになるが。

A. 今日はそのつもり、これがベターという提案をしに来た。次回の立地法の説明会の時にご理解をいただけたら。検討するための対案をいただけると有り難い。

Q. それはそちらが考えることでは。こちらは意見も再三出しているが、無理、決定とも言ったが？ 例えば建屋の位置を変えるなどの提案をしても「無理」と聞き入れない。検討事項にはならないのか。建物を東に寄せ、今、東西に向いている建物を南北にひっくり返し、東の端に寄せればいい。南西の角に移してもいい(交差点側)。建物の位置が今の計画でありきなので、提案が固まってしまうのでは。駐車場の出入口でこれだけ揉めているのだから、もっと柔軟にできないのか。それで出入口の計画も変わるのでは。駐車場出入口はもっと考えていただかないと、今の案では絶対に無理。

A. 弊社としては今の提案でいきたい。建物の位置も含めて検討する。申請は出して、市の方で検討されて、最終、住民説明会が終わった後に市から意見をいただく。

## 会 議 内 容

### 【彩都西自治会協議会 \*\*会長より】

懸案事項3項目の内なんとか①だけは前に進んだが？ 交通量調査は12/10以降にして欲しい。新名神が開通するので、車の流れが変わってくる。茨木千提寺ICから\*\*\*\*\*(\*)を通ってくる乗用車、3つの物流センターへの大型車、3月末に全線開通し、彩都も山手台も更に増える見込み。賃貸住宅に関しては大家さんにご出席いただいているが(3軒のうち2軒)、住んでいる住民には話がっていないので、個別にやっていただきたい。②と③に関してはまだまだ宿題が多い。茨木警察署内で意見が違うということは、こちらから問い合わせる。

(意見) 深夜営業をしないと聞き、ひとまず安心した。東大阪の店は値段安く繁盛していたが、茨木市には景観条例がある。彩都の街に合った設計(看板・建物)にして欲しい。

(意見) \*\*\*\*課によると大店法の処理はほとんど出来上がっているとのこと、それを出してから住民意見を4か月間出すことができる。

(意見) 交通量調査に加え、周辺の駐車場調査もしっかりやってもらいたい。私たちは安心・安全を求めているので、こちらの提案を受け付けないと言われると何を信用していいかわからない。

(意見) 彩都西公園でも、土日に駐車場に入れられない車は公園横道路に多数路駐していることがある。なないろ公園も同じ。店がなくても公園だけでも土日は日常的に駐車がパンクしている。新しいマンションなどの建築計画も踏まえ、彩都の街全体をきちんと調査し直し、街の現状を把握して欲しい。

Q. 第1回から時間が経ち、当初の予定から随分遅れていると思うが、今後のスケジュールはどうなるのか。当初から修正されているはずだが。

A. まだ明確にはなっていないが、造成工事が最大6ヵ月を想定、それが終わり検査に1ヵ月、7ヵ月後からしか建物の着工はできない。建物自体は概ね5ヵ月を想定。その中には消防設備点検や什器搬入なども含まれている。

### ③ 【開発・宅地造成に関して】 Q. : 各自治会代表者 A. : \*\*氏・(株)新州・(株)森組建設工業

Q. 工事(約40,000m<sup>3</sup>・岩石切土)の計画(施工方法・工期)は？

A. 工期は大体6か月。バックホーにて掘削・ダンプトラックに積込み搬出する。岩石等もあるので、その際は油圧ブレーカーで破碎する。

Q. 工事車両出入口、出入りの方向は？

A. 工事車両出入り口は別途資料参照。車両出入口はやまぶき大通り線側(将来の店舗出入口)に設ける。但し、スロープが出来るまでは、老人ホームの出入口を利用(約1週間)する。

Q. 工事用車両の経路は？

A. 往路は、亀岡より彩都トンネルを経由し現地に入る。往路は、茨木箕面丘陵線より亀岡に戻る。

Q. 工事用車両出入口での小学生下校時の対応は？

A. 小学生の登下校時の対応につき、彩都西小学校長と\*\*\*\*\*(\*) (彩都やまぶき店)横断歩道前に警備員を付けて欲しいと要望があったので、配置する予定。現場の出入口には必ず警備員を配置する。

Q. 歩道側への落石防護対策(工事開始時は高低差8m)は？

A. 高さ3mの万能塀を設置し、防ぐ予定。万能塀の仮設工事は来週中に行いたい。

Q. 特定建設作業対策は？

A. 騒音・振動が出ることが分かっているので、届出を提出してから作業する。

Q. 土壌汚染対策(土地の形質の変更)は？



## 会 議 内 容

- A. 法で決められており、3,000m<sup>2</sup>以上の土地での工事する場合には届出が必要なもので、法に沿ってさせていただきます。ただ、有害物質を使う予定はない、今後も有害物質が出るようなことはない。
- Q. 茨木市生活環境の保全に関する条例における事業者の責務に対する対策は？
- A. 騒音振動について市の条例が制定されているので、市の指導を順守し作業する。
- Q. 河川(川合裏川)環境汚染対策は？
- A. 水中ポンプ・土嚢・ブルーシートを常備し、工事に関しても上部を工事するので、濁水が川に流れるようなことはない。環境汚染するようなことはない。
- Q. 試験掘削を先日していたが、作業が終わってからもバックホーが敷地内に停めたままなのはなぜか。
- A. 今度工事に入るまで単に置いていただけ(場所がないため)。作業は許可が下りるまで始めない。
- Q. 工事車両の基地はどこか。
- A. 亀岡に当社があるので、そこが基地になる。
- Q. \*\*\*\*横の警備員配置は登下校時のみか。
- A. 一応登下校時との話だったが、ご要望があれば対応する。
- Q. 箕面の彩都の丘学園の前に見通しの悪い交差点があり、その前を工事車両が通行するという話だが、彩都の丘学園校長とは話はされたのか。特に学校前交差点は全ての児童が横断しているもので、圧倒的に多い。茨木市の工事なので箕面に挨拶は本来不要かもしれないが、通学路だということと、工事車両の往来はけっこうな量になるのではないか。話をしていないならすぐにするべき。
- A. 校長とはお会いしていない。(これから)します。
- Q. ネット上にラ・ムーの事前協議回答資料pdfが上がっているが、その中で工事時間帯について厳しい注文がついていたはずだが(9～14時)。
- A. 工事に関しては8～17時で茨木市の小学校・教育委員会と協議している。
- Q. 書面には9～14時の間で工事、との指導であるはずだが、登下校時にはガードマンをと書いてあるが、茨木市の回答書にある時間と今予定されている時間帯が違うがどうなっているのか。
- A. 協議させていただき、事業者から書面を提出、8～17時でお話をさせていただいている。
- Q. 箕面市の案件ではないので、箕面市を無視するというのならそれでもいいが、箕面市の中での宅地開発事業では朝8:30～9:00は大型車両は大通りを通らないという約束にしているのだが、それはどうするのか。
- A. 勉強不足で箕面市の情報は得ていなかったもので、箕面市と報告・打ち合わせに参る。
- Q. 現状、他の業者は一致して朝の登下校時間は通らない、下校時間帯は台数・警備員配置も事前に自治会等に話してもらい、了承が出た場合次に話を進めるということで足並みを揃えてもらっている。本来なら箕面市役所には行く必要のない案件かもしれないが、実際に学校前を通る工事なので、他の業者と同じに話してもらいたい。8時からの工事はできなくなると思うが、どうするのか。
- A. 検討させていただく。
- Q. 9～14時は事前協議でそれ以外の時間帯で工事したい場合、茨木市教育委員会・校長と話し合い、許可が出ればできるという認識だが、茨木市教育委員会から9～14時以外の時間帯にも許可が出たということなのか？
- A. 手続き途中。回答はまだ得ていない。
- Q. 彩都西小学校長とは話されたのか。どのような回答か。
- A. 警備員を配置し安全を確保すること、朝は7:50までには児童が通るので、朝は8時までには車両は

## 会 議 内 容

通行しない。下校時のために警備員を配置して欲しいという話だった。時間帯については8時から。教育委員会からは正式な回答は得ていない。

Q. 大きな岩盤を掘削する際の騒音に関して、測るものなのか。

A. 測らない。削岩機を搬入し使う前提で特定建設作業の届け出をしている。騒音の基準を超えるから届出が必要。

Q. 測定箇所にもよるだろうが、生活環境について、昼間でもそれなりの音が出る。それが住民には我慢できず市から指導が入った場合はどうするのか。

A. いろんな方法を考え、騒音を抑えるつもりはしている。仮設の防音壁を使うのも一つの方法。

Q. 大体何デシベルくらいの騒音になるのか。

A. 予想はし難いが最大で100dbくらいの可能性はある。

Q. そんなに騒音が出れば、日中子どもが家で遊べない。プレミアムテラス・やまぶき・のぞみ丘はすぐ近所。振動が出るわうるさいわでは、子どもを家にも呼べない。外に行っても騒音がするし、家にいるなということか。平日はずっとうるさく、揺れ、日祝以外は我慢しろということか。作業は土日にするのか。

A. 日祝はしない。土曜日はする。一応条例で基づいた通りにやっていく。

Q. 工期に影響する場合、日曜日もやるということは出てくるのか。

A. 日曜日はやらない。それは守る。

Q. 騒音・振動を半年間我慢しろということか

A. 恐らく半年もかからない。工期は半年だが、試験掘りさせていただいた結果、岩を削岩する工期は1ヵ月くらいではとみている。毎日毎日うるさいというわけではない。

Q. 低騒音型機械もあると思うが、それは使うのか。

A. 低騒音型の規格の重機で作業する。それは守る。ただ、削岩機自体は低騒音型を使う予定はしていない。

Q. どちらにしても音は出る。想定外のものが出てきた場合どうするのか。工期が滞ってしまうだろうかと、どうにかして砕くだろうが、一時的に騒音が大きくなってでもやるのか。

A. 出てきた場合は協議させていただく。

Q. 必ず防音壁を使った中で工事をやるのか

A. 違う。騒音があまりに出る場合に使う。

Q. 掘削作業をやる場合「必ず防音壁を使う」対策をして欲しい。協議ではなくやってもらわないと困る。老人福祉施設では1ヵ月ずっと騒音振動がすぐ近くで起こることになる。騒音が出ることは分かっているならば、防音壁を必ず使う、とはなぜ約束できないのか。騒音が出たら後で使う、ではなく最初から約束できないのはなぜか。

A. そのつもりはしているが、要望に対しては検討させていただく。

Q. 検討ではなく必ずやってもらわないと困る。この場で「やる」ということができないから不信感が募る。後から対策するのではなく先に対策を講じてもらいたい。それで初めて信頼できるということになる。苦情が出てからでは対応が後手すぎる。経費の都合などこちらは知らない。毎日生活がかかっている。小さい子どももたくさん住んでいる。工事が終わるまで毎日我慢し続けたいいけないのか。こちらは自治会の代表できていて、持ち帰り住民に説明しないといけない。「やらない前提」で話を進めているのは困る。前向きに検討をお願いしたい。

会 議 内 容

- A. この場では即答できない。持ち帰って検討させていただく。
- Q. 100dbといったら、電車のガード下の音。彩都は閑静な場所なのにそれを近所で聞き続けるスーパーコートの住民は大丈夫なのか。どういう話をしているのか。
- A. 100db出るとするのは少しオーバーな話で、80dbかもしれない。それも含め、削岩機に毛布をかけて作業するなど、できるだけことはするつもりでいる。防音壁をつけるということについても検討して、改めてお答えさせていただく。
- Q. \*\*\*\*入居している関係者の方はこの場にいない。高齢者を置き去りにしていいのかという疑問。数字ではイメージが湧かないが、電車のガード下くらいの騒音がずっと鳴り続けるのが分かっているなら対策をきっちりやっていただきたい。数字上はどうしても、感じ方は人それぞれ。数字上は規定上良くて、それでいいと言われても納得できない。
- A. 100dbというのは岩を割っているすぐ近辺での音。離れたら騒音はかなり減る。
- Q. ここは閑静な場所でパトカー1台通っただけでも町全体に響く。パトカーのサイレン以上の音が鳴り響くと分かっている、現場のすぐ隣に高齢弱者がいる状況で、地域に根差した事業をやりたいと思っているなら、説明は行っているのか。施設長ではなく入居者に。やまぶき3・4丁目、のぞみ丘、プレミアムテラスなど周辺の住民への配慮が全く感じられない。手続きを踏めばいいということなのか。対策はどこにあるのか。小さい子どもだけでなく年配の住民もいる。\*\*\*\*のテラス席で飲食もできなくなるのでは。騒音だけでなく埃対策は？
- A. 散水する。排水は排水路から側溝に流し込む。埃に関して宅地内を散水するので、浸透していく分もあるので外に出すのはあまりないと思う。
- Q. 防音壁を立てれば音はどのくらい軽減されるのか。
- A. 万能塀である程度音は上へいく。機械の周りに防音シートパネルも設置できる。それでかなり軽減されるはず。
- Q. ある程度軽減ではなく、防音壁は機械の周りを取り付けるだけでそんなに費用も規模もがからず、万能塀と防音壁両方使ってなお軽減されるなら最初から設置の約束はないのか。
- A. 持ち帰って前向きに検討したい。作業機械に毛布を巻き付ければかなり効果はある。それでだめなら防音壁を検討したい。
- Q. だめかどうかは住民の苦情次第か。どうやってわかるのか。
- A. 経験上分かる。基本的にうるさくならないように仕事をさせていただく。音を立てても早く済ませるということではない。やらないということではない。できることはやらせていただく。
- Q. 造成開発許可はまだ降りていないということだが、路盤を決める時に西側の出入口を協議するという話があったが、北へ行くほど道路から宅地は下がっているはずだが、このままの計画では建物の位置を変えないと道路がこれ以上北に行かないのでは。開発計画を変えないと許可が下りないということはないか。\*\*\*\*などはわざと下げて通路幅を取っている。駐車場前はスロープにしてはだめというような決まりもあるが、西側出入口を北側に寄せるのは可能なのか。
- A. 路盤は南側の歩道までひとまず下げるつもり。西側入口も降りてくるスロープなので、もっと北に寄せれば傾斜が厳しくなる。西側出入口に関しては今日出てきた話なのでこれから検討する。路盤の位置は出入口に関わらず変えない。29条の路盤許可自体は変更がない。
- Q. ダンプカーなど出入する際、歩道などに土砂が出ないように前もって洗車するなどし、歩道などに出た場合は清掃も必ずしてもらおうということでもいいのか。

## 会 議 内 容

A. その予定である。

Q. 西側出入口を北に上げたいという話が出たが、造成が始まってしまうと、出入口の変更は後からできるのか。

A. できる。工事が別なので。まだ検討の余地はある。

Q. それは嘘じゃないのか。西側出入口を設置するにあたり、1mの高さをスロープで上がるのに10m必要なはずだが今の設計図では建物に当たるのでは。

A. 建物の位置が検討できるかどうかはこれからの話。開発上は建物の位置に関係なく造成をする。

以上

平成29年5月24日

**ラ・ムー茨木彩都店新築計画・打合せ  
第3回議事録**  
(平成29年度)

日時	平成 29 年 5 月 21 日 (日) 16 時 00 分 ~ 18 時 20 分	<b>配布 資料</b>	①第1回・2回議事録 ②住民の意見(改訂版) ③ラ・ムー彩都店新築計画・打合せ③レジメ回答
場所	彩都西コミュニティセンター・まち協事務所		

**出席者**

- 【開発者】3名  
【住民】26名(別紙名簿の通り)  
【茨木市議会議員】1名

**会議内容****【開発側 出席者の紹介】**

(株)大黒天物産 恵比寿天 \*\*課長・\*\*マネージャー(書記として出席)、(株)新州開発部 \*\*氏  
基本的にこの出店プロジェクトに関する責任者は\*\*氏。打合せ内容に関しては、社長以下担当役員に報告している。現段階で答えられるものに関してはさせていただくが、それ以外の事で結論を出せる者はいないので責任を持って対応させていただく。出店の可否・決済は役員会決議事項で社長の一存では決められない。

**【彩都西自治会協議会 \*\*会長より】**

「結論を出せる方、持ち帰って検討ではなく即答できる方の出席を」というお願いに対し\*\*氏がこの件に関して最高責任者ということ。第1回・2回の打ち合わせ議事録、質問事項を(株)大黒天物産(ラ・ムー)に事前送付、それに回答をいただいたのでそれに沿って質疑応答を進めていきたい。

**1 議事録の確認**

第1回・2回の打合せ議事録を彩都各自治会で共有、大阪府・茨木市・彩都協・関係各所にも議事録を送付している。最終的に公文書になる。

- ① 第2回議事録への異議・・・概ね記載してあるが、「彩都地区にやってくる暴走族や郵便局前でUターンする車両。コンビニでタイヤ交換する若者などの問題に対し、住民は対応をしていなかった。その問題とラ・ムーの問題をごちゃ混ぜにして話をするのはおかしいのでは」という意見が抜けていたので追記。
- ② 茨木市と協議(開発・大店法)の進捗状況  
現在、事前協議申請を関係各課に行い、回答書を受領した状態。自治会との協議を経て、各課の回答を基に大規模小売店舗立地法(大店法)を含み、詳細協議を行う予定。  
回答書の中で茨木市から特記事項として「住民と十分協議して行うように」とあった。

## 会 議 内 容

### 2 住民の意見(茨木・箕面)への感想について

① Q. 住民の意見(茨木彩都は追加改訂)を事前送付し社内で水平展開していただいたと思うが、\*\*社長はじめ経営層の感想は？

A. 出店の意向には変更はない。多くの商品を取り揃え、あらゆる時間帯で食料品を購入いただける  
 便利さ・安さを追求。あらゆる時間帯とは「24時間」のこと。24時間・365日営業・年中無休  
 (元旦含む)。

### 3 これまでの打ち合わせの再確認

① Q. 地主はラ・ムー進出に対して「彩都住民は歓迎している」との認識の上での契約ですか？ に対し、  
 「そういう質問はしていないのでわからない」との回答をされているが、4/9同質問(何度も聞いた)  
 では「そうです」と回答されたはずだが、どちらが真実か？

地主は住民の意見をご覧になりましたか。そのご感想は、への回答。

A. 「地主様はディスカウントスーパー・24時間営業も理解し、既存店舗を見た上で契約している。  
 『歓迎している』等の質問はしていない」「住民の意見・議事録共に見ていただいている。いろ  
 いろな意見があるものだとされていた」「サ高住の施設長には事業計画を説明、理解いただい  
 ている」

Q. これは本当か。地主は住民の意見・議事録を本当に読んでそのように仰ったのか。

A. そうです。

### 4 開発・宅地造成工事について

A. 3月に事前協議を申請し、回答受領で止まったまま。建設会社も決まっていない。

Q. 一定の回答がないと前に進まない。打合せを重ねることは住民にとっても負担である。

宅地開発に関して24時間営業の話もでてくるのか。

A. 建物を含めての申請である。

### ※以下、Q・・・\*\*会長、A・・・\*\*課長・・・\*\*氏

Q. 前回の議事録でも「24時間営業は協議事項」となっており、それを含めての経営層の回答がこれか？

A. 24時間営業に関しては近隣にご迷惑をかけないという大前提で進めていきたい。イメージも理解して  
 いるが、開発場所は商業集積のある場所。24時間営業をし、問題があるのであれば管理能力がないと  
 いう非を認めざるを得ないが、24時間営業がだめという大前提の話であれば協議に進めない。

Q. 「撤退する考えはないか」と改めて質問したところ「するつもりはない」との回答だが、彩都に滞在して  
 街の状況を把握してはいかがか。深夜は3時頃から暴走族などがたむろしている。

A. 彩都地区に来る暴走族と店内にたむろするという話が前回からも出ているが、暴走族・招かざる客は  
 「客」と認識していない。従業員・常駐夜間警備・警察・防犯カメラ等で今までも対応できている。

会 議 内 容

【\*\*会長・各自治会代表者からの意見、\*\*課長からの回答など】

- ・暴走族の話を抜きにしても24時間営業はして欲しくない。静かな環境・自然を求めてきたのに便利だから良いというのでは意見が相容れない。24時間営業はやめて欲しい、が率直な意見。
- ・24時間営業に拘る理由は？ という質問があるが、集客や利益のためではなく夜間6～8名(日中はおよそ12～20人くらい)の従業員体制で、夕方くらいまでに物流は店内に納め、夜間に品出し作業を毎日する。その従業員のうち1人がレジを対応しているだけ。24時間営業をやめたからといって人件費・水光熱費が下がる訳ではない。収支に関わらず搬入作業をセットで考え24時間営業ということになっている。来客数は車でいうと10台くらいで足りる。搬入は深夜・早朝はしない。
- ・騒音・暴走族問題・照明など、近隣の住民の不安要素を一つ一つ払拭するべく対応するので24時間営業をしたいというのがラ・ムーの主張。
- ・静かな環境を保持し、暴走族など人の出入りが増える夜間営業・24時間営業は絶対にしてほしくない、が彩都住民の主張。国際文化公園都市のイメージにそぐわない。  
地元としては\*\*\*\*や彩都の他商業施設と同じように、夜間は店を閉め、せめて9～21時営業にして欲しいというのが出店に際しての最初の最低条件。彩都地区の他の商業施設は地元住民に配慮し、交通ルートや営業時間、閉店後も照明を全て消すなどやっている。
- ・のぞみ丘のB棟、プレミアムテラスの北側に寝室を設けている住居は、カーテン張替なども対策が必要になってくる。その辺の個々への対応はどのようにするのか。
- ・前回の議事録を読み、社長・役員各位の考えはどうなのか。藤井氏以外の方にも参列いただきかけたかったが、叶わなかった。打合せに関しては前回の内容と一緒に、24時間営業は絶対譲らない、ということが今回のはっきりした。
- ・24時間営業という問題がある限りは前に進まない。仮に造成の話が進んだところで、24時間営業に関して妥協できないのであればこれ以上打合せをしようがない。
- ・今日の意見を踏まえて妥協点の検討してまた回答があるのか？ 協議事項に時間の変更が含まれないなら協議しても一緒では。我々が協議したいのは24時間営業である。住民目線で考えていただきたい。

※以下、Q・・・彩都自治会各代表者、A・・・\*\*課長・\*\*氏

Q.(開発の申請に際し)関係各課とは具体的にどのようなものがあるのか？

A. 都市計画法第29条開発行為許可にかかるので、\*\*\*\*課を中心に\*\*課・\*\*\*課・\*\*\*\*課・\*\*課、諸々約20課の協議対象になっている。各課からは事前協議の回答をいただいている。  
茨木市は街づくりに力を入れているので、市長から許可が出るまでに事前協議・詳細協議・都市計画法32・29条と段階を踏んでいく必要がある。事前協議は事業者が構想している開発土地の位置・規模の届け出、各課から自治会と協議するよう回答が出ているので、この場を設けている。今は構想を提出している段階。詳細協議はこれから。

Q. 協議内容が衝突した場合、茨木市が指導するようなことはあるのか？

A. ケースバイケース。開発者側は法の基準通りにやらせていただく。

## 会 議 内 容

Q. 法的に違法性はないとしても街を大事にしたいという住民の希望を汲んで欲しい。そこに相容れない場合、市としての役割はどうなるのか？

A. 法的・要綱・条例的に計画として合致したものを提示すれば、市としては間に入るのが難しい。

Q. 茨木市からは「自治会の意見を十分に協議できなければ市は受け付けない」と聞いている。

A. 24時間営業・景観に関しても要望によって変えることも考えると前回の議事録にもあった。茨木市景観条例があるのでその条例の中でやらせていただく。企業カラーを押し付けるわけではないがその協議にはまだ至っていない。法を逸脱して進めることは絶対にありえない。地域とこれから協議をしていく。

Q. 法律にのっとれば、住民の理解がなくても進めていくのか？ 実際に協議をやっても住民の意見が流されることは？ 企業努力義務としてやっているだけでは。

A. そうであればこのような場を設けない。あくまで現段階は「事前協議(打合せ)中」である。

Q. 年中無休24時間営業というが、消防法により年2回消防点検をやると思うが平日日中やるのか、夜間か？

A. 消防点検は電気も止めてやるので、短時間夜間閉店でやる。

Q. 夜間でやるとすれば90db以上のサイレン・放送・ベルを鳴らして消防法に沿って点検すると思うが、その放送は夜間・深夜にやるという認識でいいのか？ 例えばフレンドマートなどでは平日日中休業してやったりする。夜間というなら必ず近隣への配慮をするべきだが？。

A. それに関し、認識不足で正確なお答えできない。点検の時間は当然レジも動かないので、既存店舗では夜間でやっているが、近隣に大きな音が出るような作業は非常識な話になるので、確認をさせていただいてから回答したい。スプリンクラーの設置はない。

Q. 惣菜・揚げ物等調理の匂い対策は？ そのまま換気扇から放出されるのか？

インフォミュージアム敷地内のフリーマーケットで揚げ物を少量やっているだけでものぞみ丘まで匂いが来る。季節により風向きも違うが？

A. アクアフィルターをダクト内で使用する。匂いがゼロにはならないが、メーカーの指針によればかなり除去できる。既存店舗でも近隣に住宅があるような店舗では設置している。揚げ物・ベーカリーに関して類ビル側に換気扇の吹き出しを設ける予定。フィルターで除去した上で排出する。

Q. 2つのフィルターを通して排出するにしても、風向きによっては匂いが出てしまうという可能性は否定できないという認識でいいのか？

A. はい

Q. 生ゴミの廃棄・集配はこの店舗規模だと1日1回になると思うが、日中やるのか？ 夜間やるのか？ 集配には音が出ると思うが？

A. まだ未決定。一番匂いが出る生ゴミに関しては冷蔵保管するので匂いが漏れることはない。集配のタイミングでは多少漏れるかもしれないが、できるだけ腐敗発酵はさせずに店舗で保管する。集配の音はけっこううるさいので深夜早朝にはしない。



会 議 内 容

Q. 暴走族への調査は、実際に夜間何日程、時間帯はいつ、どれくらいしたのか？

A. 調査した日、4月の金曜夜・土曜日の24～26時に来たが街は静かだった。暴走族等にも会わなかった。

Q. 夜中の交通量や人の動きなどの調査は？

A. 平日・休日と警察道路関係課と相談しながら調査時間を決めて交通量調査はした。深夜はしていない。7～21時でやった。

Q. 夜間調査をして採算が取れるから24時間営業なのか？ 人がたくさん来るからなのか？ 彩都住民は夜間に出て買い物のニーズは低いと思う。深夜トラックなどのニーズをあてにしているのか。

A. 24時間・深夜労働などの方のニーズを、というのは考えていなかった。

Q. 中地区に流通センターができ、これからの建設計画もあるが、大型トラックが路上駐車や駐車場に入る、道路に乗り付けへはどのように対応をするのか。駐車場で弁当を食べたり停泊などへの対応は？

A. トラックの問題は今聞いて対応が必要だと思った。通常の来店車両(普通車両)への騒音測定の上で対応は考えていたが、トラックに関しては検討課題。駐車場利用制限もできる。大型車両搬入制限も含まれるかもしれないが、大型車両が頻繁にくるとというのは想定していなかったので対応を検討する必要がある。止めさせないという選択肢もあるかもしれない。

Q. 制限がなかったら、駐車場が広ければトラックは入ってくる。普通車両用などは関係ない。

A. 利用制限をするために、住宅側に停めないようにするというのは既存店でもやっていること。

Q. 前回の話でも夜間停泊(不審車かそうでないかに関わらず、エンジンを吹かしっぱなしで夜間駐車)の話があったが、防犯カメラ・ナンバーで管理して出ていってもらうという回答もあり、先程のトラックに対しても対応があるのかもしれないが、前回から今のこの場でも24時間営業は会社として絶対譲れない。ニーズの多少に関わらず、住民に迷惑にならず不安がなければ24時間営業はやるが決定事項という風にしか聞こえてこない。協議事項というのはどこに折り合いがあるのか？

A. トラックの件も出たが近隣の方のご迷惑になる、不安な問題があれば一つずつ払拭して対応させて頂く。一度やってみて現状を見て頂いてから判断して欲しい。

Q. 住民の声を地主に届けて地主が心変わりすれば、契約はなしになるのか？

A. 既に契約を終えているので難しい。撤退の意志がなければ、契約破棄は難しい。諸費用等もかかっている。(契約内容等については明かせない)

Q. 彩都は夜暗い中で星や山のシルエットが見える環境。そこに安らぎを感じ移り住んできた住民が圧倒的に多い。このような住宅地での出店経験はあるのか？ 反応は？

A. 出店前のスタートで反対意見が出るのはよくあること。いつもお伝えしているのは、今日(前回までも)出てきた話と同じ話をしている。結果的にオープンした後は納得いただいているケースが多く、改善して欲しいという意見はほとんど出ていない。

## 会 議 内 容

Q. 他の地域と比較されても困る。彩都住民は最初からずっと嫌だと言っている。出店に際して街・地元への配慮が感じられない。24時間営業ありきなので出店が嫌だと言っているのだが？

A. 問題があるから24時間営業を反対をされているのではないか。

Q. 問題があろうがなかろうが営業しているのが嫌。照明が一晩中ついていることが問題。

コンビニと食品スーパーは違う。せめて会社で24時間営業を検討してもらいたい。

A. 1回目・2回目・今日に関しても、レジメ・議事録に対して社内承認を取って来ている。社の見解としては24時間営業はやらせていただきたい。開業前から嫌という話になれば、これ以上は話ができない。

Q. 普通、自分の生活する家の住宅の隣に(例えば)「防音をして音を絶対漏らしません。24時間営業のライブハウスを作ります」と言われても、多分「うん」と言う人はいない。昨今いろいろな働き方があるので、夜に車で出ていく人もいるかもしれないが、ここは生活する場で、隣でゴソゴソされるのは嫌。

原因がどうではなく心情的・主観的な主張かもしれないが、対策するからのもんでくれというのは住宅地に出店するにあたり、住民の意向は汲むものではないということか？

A. お気持ちは分からなくはないが、今回の場所は住宅エリアではなく、住宅までは道路を挟んでいる商業用区域で出店検討しているということは認識いただきたい。建設予定地は住宅が建たない場所であるはず。

Q. そういう事を言っているのではなく、法律上・計画上はそうかもしれないが、道路を挟めばすぐ傍に住宅がある。実質迷惑がかかるところは潰す、音は漏らさないなど約束されても心情的には嫌で、24時間営業が街としてどうなんだ、感情的・主観的部分は会社として加味、配慮するに値しないのか？

A. 近隣に住宅・老健施設があるのは理解しているが、ご迷惑をかけるのを最小限にして出店したいというのが社の意向。

Q. 住民は主観的な主張、企業としては論より証拠、手順にのっとってやると言われれば歩み寄りどころがない。この会議は「対策を受け入れて」と言う場なのか。反対は不安があるからではないのだが、それは論ずるに値しないのか。感情的な部分に対し、今日も何も回答を貰えていない。対策するとは言われているが、住民は寝起きし生活する場。どうして取り合わないのか？ 主観的な部分に関しては何もできないのか？

A. そこに対する回答は難しい。明確な回答は思いつかない。

Q. 例えばオープンから暫く夜間営業をやらず、その後で24時間営業に移行する等の妥協案を提示するのではなく、24時間営業ありきで進めていくのに拒絶感がある。議論はなされないのがどうしてなのか不思議で仕方がない。住民の意見を汲み入れるならば、例えば、まず1年間やらずその後24時間営業などの議論なら納得もでき折り合えると思うが、反発を招くのは仕方がないのでは。配慮していると言いながら何をしているのか？ ゴミ・匂い・騒音を出さないのは住宅エリアのここでは当たり前の話ではないのか。

A. 配慮ではなく、普通のことをきちんと守り、守れなかったなら24時間をやめるという話。

皆さんにご理解いただきたいのは、まず開業した上で問題があればやめるという方向にもなる。

会 議 内 容

- Q. 対策などいろいろ挙げているが、以前の茨木店(2013年閉店)等の例もあったが、できもしないことを「できる」といい、出店の担保にしているようにしか聞こえないが？
- A. できなければコメントなどは記録にも残っている話。茨木店は複合施設に1テナントとして出店、施設の立体駐車場等は直接管理をしていない。東大阪店は単独店舗で自社管理。自治会とも話をさせていただいている。
- Q. 夜間の集客は重視しておらず、夜間は品出し業務などでニーズ有無に関わらないなら、夜間閉店すればいいのでは？ 会社の主義として「24時間営業が曲げられない」というが前回の議事録にも記載している、『(24時間営業は)協議事項だと認識している。茨木市からの回答は地元含めて協議するよう指導されている』この場が地元であり、これだけ反対意見が上がっているのに、地元との協議とはどのことになるのか。
- A. 先程の話の「主観的・感覚的」なことではなく、問題点に対する回答を受け容れていただけるかが協議だと思っている。住民の方は24時間だめ、こちらはやらせていただきたいという所からスタートしている。
- Q. 先に夜間(24時間)営業にならずにその後移行、という議論にはならないのか？
- A. そういう見解は持ってきていない。逆に1年間24時間営業をやらせていただいてから判断してもらいたい。
- Q. 迷惑、というなら営業している事自体、照明をつけて光っている時点で迷惑。営業している限り照明を真っ暗にはできない。夜間営業をやめれば閉店作業が終われば照明は消える。閉店してから完全に真っ暗にしる、というのではなく、24時間、毎日365日「営業」し続けるのを辞めて欲しい。彩都地区の他の商業施設によっては閉店後完全に照明を落とし真っ暗にしているところもある。24時間営業の協議で話が進まないのなら、開発に際して、もっと進まないのでは。開発に際し施工会社が決まっていないというが、工法はいくらでもあるのでは。
- A. 工法自体は考えてはいるが、発注する業者に現場を見てもらってからになるので、工法に関して約束はまだできない。
- Q. 設計会社なら大まかな仕様ができているのでは？
- A. 今は事前協議の段階で、まだ業者が決まっておらず仕様書の段階までにも至っていない。茨木市は開発に関し慎重に考えており、4段階のステップを踏んでいく。現在は構想・店舗計画について協議する場。その後施工会社・工事工程・工法が決まり、それについてまたご相談の場を設けさせていただく。工法・期間に関してもまだ至っていない。
- Q. 住民の意見を無視して先に進めたいということなのでは？
- A. 24時間営業出店を継続するというわけではない。今は茨木市に構想を届けた状態。詳細の協議はこれからの話。
- Q. では、折り合いがつかないまま、ずっと同じ話し合いを続けていくのか。
- A. 今、2つの動きがある。営業時間は大店法にのっとって進めていく。住民から市に意見を出してもらうことは可能。それに対して茨木市が出店に対して返答する。土地造成に対する協議、営業時間は建物が建っても開店のタイミングで立地法の中で市の指導もでてくる。

## 会 議 内 容

Q. 法に違反していなければ、市が24時間営業をOKすればそこまでではないのか。

住民が市を説得すればやめられるものなのか。

A. 法律で規制されているものならば当然やめる。大阪府下でも24時間営業を法律で規制している市町村があるが茨木市ではそのような法はない。茨木市とも事前協議をしている。法律に抵触しなければ何をやってもいいというのならこういう場は設けない。感覚と実際の問題で認識に差がある。

説得はしたがご納得いただけなかったことは会社に報告する。

Q. 大店法で協議は定めているが、法律的に違反していなければ市はどちらにもつけないので許可するしかないのでは？

A. 法を盾に取るつもりはない。できれば説得できないかと思っはいる。

Q. 感覚というより、便利で安い商業施設が建つより静かで落ち着いた生活という価値観を住民が選んでいる。子どもを育て住んでいることを誇れるような成熟した街にしたい、長く住みたいと思っている住民が多い。その中で今回の出店はかなり異質と捉えている。今までの意見でも24時間営業は反対多数で総意に近い。仮に妥協点があるとすれば、営業時間帯。

A. ご意見を会社に伝えることはお約束する。回答を書類としてご用意する。

Q. 社長以下、社内で本当に住民の意見を読んでいるのか。それに対する反応は？

A. 書類、口頭でも抜粋して伝えた。今日お話しした内容が会社からの指示内容と同じ。問題点に対して納得してもらえるように話をするようにとの事。こちらが妥協点を提示できていないのは分かっているが、営業時間に関しても9-21時以外に一切の妥協点を見出していない。

Q. 撤退して欲しいところを妥協して、「出店するならせめて24時間営業はやめて彩都地域の他の店と同じ時間帯にして」と言っている。認識が違いすぎる。

### 【\*\*会長より】

- ・ 24時間営業反対(9-21時営業)は彩都(茨木・箕面)住民からの意見で、第1回目からお願いをしている。
- ・ 改善ではなく、24時間営業をやめて欲しい。10年前の街びらきと同じ環境を守りたい。
- ・ 最初に申し上げたが、前回の議事録で24時間営業は「協議事項」と回答されているのに、ラ・ムー側は「譲れない、24時間営業に妥協点がない認識」だと市に報告させていただく。
- ・ 今回前もってお渡ししたレジメ③に対する回答を今一度社内で検討していただきたい。

### 【\*\*市議会議員より】

- ・ 法律上クリアしていると市としてはお願いしかできない。問題があれば潰していくからわかってくれ、という理論、住民は主観的に嫌、というどちらも分かるが、互いに信頼関係を築けていない。

[5/21打合せ③により追記・5/24]

住民から24時間営業の拒否反応があるのは分かっている話で、妥協案の検討は一度もしていないのか。

ぜひ検討して、信頼関係を築いた上で問題がないなら住民も納得されるのでは。企業側の正論ばかりでは、理解されるのは難しいと思う。

平成29年4月23日

**ラ・ムー茨木彩都店新築計画・打合せ  
第 2 回 議 事 録**

(平成29年度)

日時	平成 29 年 4 月 22 日 (土) 13 時 30 分 ~ 15 時 30 分	配布 資料	①ラ・ムー彩都店新築計画位置図、 土地利用計画平面図、造成計画断面図 ②ラ・ムー東大阪店概観(写真) ③(株)大黒天物産会社概要・企業情報
場所	彩都西コミュニティセンター・まち協事務所		

出 席 者

- 【開発者】2名  
 【住 民】23名(別紙名簿の通り)  
 【茨木市議会議員】2名

会 議 内 容

【彩都西小学校区まちづくり協議会 \*\*\*さんより】

ラ・ムー彩都店新築計画・打ち合わせ第一回の報告  
 ラ・ムーはどういう会社か、こちらの懸念をお伝えし住民アンケートを取り、その内8~9割の方が出店反対との意見。前回の議題に対しラ・ムーさんから回答があると思うが、その前にこちらから質問をしたい。

【(株)大黒天物産 (株)恵比寿天 開発部 \*\*課長より】

ラ・ムーの事業内容は食品スーパー。代表者 大賀昭司社長、売上規模1450億円。  
 店舗数109(2017.4現在)、出店エリアは長野・新潟・東海エリア、近畿、四国、中国エリア、福岡。  
 直近の新店舗は東大阪店(古箕輪1-14-3 TEL0729-61-8070) 2017.1月オープン。  
 取り扱い商品・・・生鮮品(野菜・肉・魚)、食品、惣菜・弁当・ベーカリー・ピザ(共に店内調理)。  
 全体の7~8割はNB(ナショナルブランド ※メーカーが商品につけたブランドのこと)商品。  
 PB(プライベートブランド ※小売業者が販売する独自のブランドのこと)も展開。  
 取扱品目はフレンドマートと遜色ないと認識している。  
 大きな特徴として、24時間営業、メガディスカウントストア。安く提供する、を売りにしている。

【(株)新州 \*\*氏(建設コンサルタント)より】 計画概要について

計画地は彩都やまぶき2丁目内(別途資料配布)、敷地面積約11,200㎡(駐車場含む)  
 接道は府道の南側・西側。入口は市道に1カ所、府道に1カ所。  
 一階建・平屋、地下はなし。茨木市と既に事前協議をし、回答済。

※以下、Q・・・彩都自治会各代表者、A・・・\*\*課長・\*\*氏

【進出・出店について】

Q. 撤退はないのか?

A. 現段階では、撤退は全く考えていない。

会 議 内 容

Q. 24時間営業に関して、協議事項か？

A. 協議事項だと認識している。茨木市からの回答は地元含めて協議するよう指導されている。

Q. 地主はラ・ムーの進出、24時間営業・メガディスカウントに対して「彩都住民は歓迎している」という認識の上での契約か？

A. そういう質問はしていないので、わからない。

Q. スーパーコート(老人福祉施設)はラ・ムーの出店を知っているのか？ 納得しているのか？  
いつ(何日)誰と話し合いをしたのか？ 明確に。

A. 挨拶をしに行ったので、知っている。事業計画については説明済み。反対はされていない。  
現状でいうと、事業計画は地主を通じて説明には行っているという報告。

Q. 運営会社の業者は誰？ 納得はしているのか？

A. 運営は別の方だと聞いているが、そこまでは分からない。特に反対はされていない。

Q. 計画地の土地と老人福祉施設の土地の地主が同一人物と聞いているが、間違いないか？

A. 同一の方で間違いない。老人施設の建物所有者も同じ方。

Q. 4/9に\*\*会長から声かけがあり説明、とあったが違う。話をしたいと持ってきたのは㈱大黒天物産の方からのはずだが？ 4/9に駐車場入口のなど対案を持ってくるという話だったが、「これで問題ない」という話しかない。結局、前回から問題がなかったという判断か？

A. 誤解を招く発言であったことを謝罪する。住民の危惧を聞いていたので、どこからアプローチしていいかわからず、茨木市から\*\*会長の連絡先を聞き、説明したいという経緯に至った。  
前回は彩都茨木市地域を中心にアンケートを取り、彩都箕面市側の役員会ができていないので、もう一度次回にやろうという話だった。今日は皆様の意見を吸い上げる場として考えている。  
回答はできていないが、この場で回答をするという約束は前回していない。

**【駐車場・渋滞について】**

Q. 府道に出入口が設けられているが、彩都は利便性がいいので色々な地区から来る車の渋滞がひどくなると現状から安易に予測できる。駐車場151台とあるが300台くらいの立体駐車場を検討しなければいけないのではないかと？ 現在でもりくろー・類農園で土日に渋滞が起こる。2車線の道だから1車線を潰して対応しているが、計画地の府道は1車線。生活道路を潰すという計画になるが、そこを考えられているのか？

A. それは懸念している。現在、交通量調査を大阪府警、茨木警察と連携してやっている。  
府道の管理者も含めて協議は進めている。

Q. 八幡・摂津のラ・ムーも渋滞が起こり、それなりの駐車台数もあるが車で入るのに苦労する。彩都は摂津ほど道が広くなく、ひどい渋滞になるのが安易に想像できるが、道の大きさなど含め考えているのか？

A. 摂津店はコーナン、アルペン、ジョーシン電機など他店舗が入っているので、一緒にはできない。

会 議 内 容

来客数、来客層も含め検証すると、本来、国の指針では今回出店の店舗規模だと100台くらい。120台あればある程度集客できるが、今回150台用意している。オープン時や年末年始は別。通常は渋滞することはないと想定し圧倒的に多い駐車場台数を確保している。渋滞を招くのは駐車場で出入りがスムーズではないため。

Q. もし事故が起こった場合、誰が責任を取るのか？

事故が起こらなくてもトラブルは起こる。その辺をどう考えているのか。

A. 既存の交通量の調査を進め、交通量を測り、類似店舗から概ねの入店台数を時間ごとに割りだしている。現在北側からの車は非常に少ない。

Q. それは意味ないのでは？ どういった計算式でやっているのか？

他の店舗の周りの範囲、競合があるかないかなど踏まえてやっているのか？

A. 類似店舗でやっている。

Q. 「類似店舗」と言うが、土地により状況が違うのでは？ 全て当てはまるなど考えにくい？

A. 今回151台と、この規模の店舗にしては駐車台数は多い。

Q. 渋滞が起きないように要望したい。且、渋滞が起きた場合どのように対策するのか一定の回答が欲しい？

A. 地域の方々が渋滞を大変懸念しているという話は前回も出たが、今回もしっかりと受け止める。

転回(Uターン)禁止の話が出たが、茨木市道路課・警察とも何度か協議をしている。

Q. 交差点が転回禁止になっていないのに、無理ではないのか。現在でもりくろーから出てくる車がUターンする危険があることは安易に想像できるが、どういう対策を取るのか？

A. Uターンが危ないということは認識しているが、一企業が交差点の改良というのは聞いてもらいにくく、出店前と言うのは難しい。問題が起こるようなら、警察に働きかけもする。

出店後の交通量も加味しながらシミュレーションしている。今現在では交通量はかなり少ない。

多くの車が交錯するようなら、ここに設置すべきではないと、地主も警察もそのようになると思うが、今は解析途中なので、相談させていただきながら報告したい。現状、ガーデンモールに渋滞を招いている事実はない。類農園の駐車場は30台と少なく、入れない台数が溢れて問題を起こしている。

Q. 府道に入口を設けるのは絶対にやめてもらいたい。東側に設ける案はどうか。

渋滞は起こらないようにしてもらいたい？

A. 府道東側に入口を作らないと渋滞が起こるということは持ち帰る。社内で設計士との協議はする。

我々事業者としては渋滞は招きたくないし事故も起きて欲しくないで、できる対応はやっていく。

地元の皆さんの意見をできるだけ受け入れ、その上でできることできないことを選別しながら回答させていただきたい。

住民の皆さんの意見も新しいものをいただいたので、持ち帰り、協議の場を設けさせていただきたい。

今日解決ができるなんて思っていない。今日は意見をしっかり聞く場だと思っている。

回答させていただきたい。

## 会 議 内 容

Q. 一番混むのがオープンチラシの入った開業時だが？

A. 東大阪店が火曜日にチラシを入れずに近隣のみプレオープン、火・水曜日として木曜日にオープンチラシを入れた。最初に来店されるのは恐らく近隣の方々という認識。

どの程度特売を入れるかによって変わってくる。先着何名、などの商品があると多数来店されるし、単に曜日ごとに分ければ分散できる。その店舗の状況に合わせて内容・数量を変えていく。

### 【商圈・オープンに際して】

Q. オープンに際し、商圈調査は半径どのくらいの範囲までやっているのか？(町名で)

集客予想をどの程度精査して調査しているのか？

A. 今回の商圈は直線距離で約3km。南は国道171号線まで。小野原・外院地区など、マックスバリュの辺りれることは？ 企業努力義務としてやっているだけでは。

Q. ラ・ムーの店舗は南の地域が多い。北摂地域だと摂津くらいで、以前茨木店があったが(2006-2013)、既存や類似店舗と言うが、地域により客層もニーズも違うが？

A. 地域の方々のニーズにはある程度応える。売れない物を店頭にも並べてもロスが出るばかり。

ただ、阪急オアシスやいかりスーパーのような、ハイグレードな商品は置けない。

ただし例えばお肉なら和牛など、足元3kmの方々の要望にあった店舗づくりはできると考えている。

Q. 商圈は彩都近辺だというのが、コントロールできないのでは？

近隣だけでは渋滞は起こりにくいというが、彩都住民も実際車で遠くまで買い物に行くこともある。

全体の商圈のうち、彩都が全員の署名で全員不買するとなったらどうするか？

A. 仮定のお話に回答はできない。やはり地元の方あつてのスーパーなので、できるだけ皆様のご意見を大切にしたい。問題・反対意見に関してできるだけお答えしていきたいと思っている。

Q. 彩都全体・小野原・171号線までという話だったが、何世帯をターゲットにしているのか？

A. ざっとではあるが、171号線までと栗生地区も含め13,000世帯。

Q. 彩都が4600世帯だが、13,000世帯以外のところは？

A. 想定している商圈は13,000世帯程。3km範囲だと19,000世帯だが2.5km少し超えるくらいで商圈として考えている。通常、食品スーパーは3km超えてはなかなか来店されない。自転車でそれくらい。

車では5分程度の距離。

Q. オープンチラシもその範囲になるか？

A. オープンチラシはケースバイケース。渋滞の恐れがあるのであれば、少なくする。

Q. 予定より配布範囲を広げることはないか？

A. 分けるとか止めるというのは過去経験したことがない。



会 議 内 容

**【彩都の位置付・国際文化都市について】**

- A. 調査した日、4月の金曜夜・土曜日の24～26時に来たが街は静かだった。暴走族等にも会わなかった。
- A. もちろん理解している。
- Q. 店舗外観(別途資料・東大阪店)を見たが、あのような色彩は派手でよくない。  
彩都の街並みにしっくりくる色合いにすべきだが?
- A. 外観に関しては、茨木市より細かく指導いただくことになっている。
- Q. それは景観条例に基づくことを言っているのか?
- A. それに従い、企業カラーを押しだす訳ではなく、地域のご指導の内容に沿って対応させていただく。

**【24時間営業・防犯面について】**

- Q. 彩都は数年前まで凄く静かで山並みが見えていたのに、段々街が変わり静かな環境がなくなってきているのを実感している。外から来る人や暴走族・交差点のUターンなどは彩都全体の問題。  
ただ、そういう問題が今回の出店によって増えるのは確実。警察に問題定義・検視エリアにってもらうなど街としても対策をしていかななくては行けないが、出店すれば暴走族がたむろする場所に利用されかねないが?
- A. 24時間営業に関しては前回は聞いている。問題の解決部分を一つ一つ潰していく必要があると思う。  
たまり場になるという懸念に対しては、ないように責任を持つ。夜間に棚卸作業をするが、暴走族のたまり場は基本的に無人の所が多い。店内にはもちろん入れないし売らない。従業員が排除するのがまず第一段階。それでもたくさん来る場合は、夜間警備で入口から入れないということ是可以。
- Q. たまる場所は駐車場や店頭では?
- A. 駐車場入口から入れないようにする。
- Q. 入口から入れないのはおかしくないか? 客を選択するのか?  
暴走族かそうでないかの確認はどのようにするのか? 問題はバイクだけではなく、車も来るが?
- A. 恐らく、警備もない・注意もしない無法地帯にたまる。うちはそれは絶対させないと約束できる。  
それでも管理できない場合は24時間営業をやめるという選択肢は当然ある。店内はガラス張りなので駐車場の様子がよくわかる。暴走族だけでなく、スケートボードやローラースケート、花火で騒ぐなどを含めてそういう招かざる客は必ず排除する。
- Q. 24時間営業は間違いないのか? 対応の余地はあるのか?
- A. 24時間営業に関してもう少し説明したい。暴走族などの人達は、車や顔が記録に残されるのをすごく嫌がる。地域からの要望で、なないろ公園など街にたくさん防犯カメラをつけていると聞いているので、街としてもかなり対策していると理解しているが、弊社もいろんな対応はやっていける。  
敷地内で騒がせることは絶対させないし、弁当等買って公園に行くというなら売らないと選択肢もできる。

## 会 議 内 容

- Q. 暴走族じゃなくても夜間停泊の車がある。どこから来たか分からず、やんちゃや悪さをするのでもないが、夜間ずっといて朝になるといつの間にかいなくなる。見た目も暴走族じゃないが、そういう車が以前にあった茨木店では実際にいた。住民としては他の地域から来た人が車で停泊して夜間いるのは気味が悪いし、それが不審者になるかもしれない。24時間営業だとそういう全体的な防犯面で懸念が増える。それに対してどういう対策を取るのか具体的に指針を出してもらいたい？
- A. 防犯カメラの台数を増やすとか死角を減らすなど、内部も外部も設置できるので問題ない。あとは警備会社の担当者を入れるなど状況によって変わってくると思う。例えば身なりが普通でも、夜間に騒ぐのは近隣に迷惑をかける客、ということになる。
- Q. 迷惑をかけなくても車を停泊したままずっといるのは気持ち悪い。車のナンバーや来店頻度で判断するのか？
- A. 防犯カメラがあるのでナンバーなどで判断できる。今回の出店場所は夜真っ暗だが、夜間の照明が眩しければ間引きすることは造作ない。店内の明かりを外に漏らさないようにしている店もある。ただ少なくとも、街灯があることは防犯対策にもなる。
- Q. 24時間営業でなければ、少なくともその懸念が減る。例えば22時に閉店すれば夜間停泊はなくなる。街の皆が反対しているのは、暴走族じゃなくても一晩中ずっと人の出入りが増えるという懸念から。ここは静かな街なので、車で来られたら不審かそうでないかが分からない。それが嫌だと言っているのだが？なぜそこまで24時間営業に拘るのか？
- A. ニーズがあるから。
- Q. ニーズとは、彩都のニーズか？きちんとリサーチできていないのでは？
- A. 恐らく。24時間営業に賛成意見はなかなか表に出てきにくい。実際にマックスバリューは24時間営業だが、夜中もそこそこ。100～200台も来る訳じゃない。ばらばら来られてる。
- Q. ニーズがあるかないかでいえばあるかもしれない。ライフスタイルはそれぞれだが、少ないニーズのために多くの住民の反対をかうのか？
- A. 出店計画自体は反対とは思っていない。懸念事項に関しては一つ一つ潰していき、出店させていただきたいという意向。
- Q. 今、総意に近い形で24時間営業はやめてくれという話をしているのだが？
- A. 今後、協議会という話し合いの場を何度かやりませんか。不審車が長時間停まっているという話があったが2時間、3時間に1回でも場内巡回すれば車がすぐ分かり、声かけして出ていってもらいなどもできる。不審車のナンバープレートが画像に残る。空き巣があったというなら情報提供ができる。ご意見があれば対応はできる。話し合いをし、実際にやったが守れていないというのであれば、管理能力がないので24時間営業をやらないという話になってくるんだと思う。24時間営業が暴走族のたまり場・環境悪化・青少年のたむろというようなイメージがあると思うが、所詮、所詮食品スーパーなので、マンガも雑誌も置いていないのでコンビニのように楽しい事なんてない。通常は買い物に来るお客様だけ。

## 会 議 内 容

Q. それは認識が違うのでは？ 明かりがあり座れる場所があればたむろし、追っ払われても時間を潰してまた来る。そのいちごっこでは？

A. 基本的に管理の甘いところにたまる。管理されていけるさい場所となれば、どこかに行くと思う。問題点は彩都地区に入れないうための対策は？ ということであれば、企業側として皆さんと協力させていただく。

Q. 24時間営業の問題でも今、全員の代表の人がやめてくれ！ と言っている。95%が反対と答えている自治会もある。では、全体の何%なら時間を変えたり撤退をするのか？

A. 基準はまったくない。皆さんの意見は本社に報告はする。前回もした。私の段階で止めるということはない。地元はこういう意見でそれでも計画を進めるか、最終的には会社として判断すること。

Q. 24時間営業に賛成主張は出にくいだろうが、今日参加しているどの自治会も(総会など)何らかの形で決を取り、「24時間営業反対」はこの地域としてまとめた意見で総意。自治会全体としての主張。

個人で賛成の意見がいくつかあるからというのは違うのでは？ 持ち帰るのであれば、彩都区域の自治会は「全自治会、全会一致で24時間営業反対」で検討してもらわないといけないが？

A. 今日の場合は意見を集める場で少し回答させていただいた部分もあり、24時間に対しての不安・懸念の部分に対して対応を示したが、それでもなおかつ反対か？

私どもの説明がない中での総意だった筈で、それぞれ自治会で「ラ・ムーはこんな対応策を約束している」と話してもらった上で今後の協議を代表の方々とさせていただきたい。

Q. 24時間営業はやはり考えて欲しいというのが第一希望。色々対策を含めても今日ここでは反対だが？

A. そうなのか？

Q. それは認識がおかしい。そちらの意向では24時間営業。こちらは嫌だと言っている。

真っ向から食い違っていることを認識してもらわないと困る。

A. 皆さんのご意見を認識した上で、会社に説明をして対応を考える。「全然反対意見が出ませんでした」と報告することは絶対にない。

Q. 対策案を提示されても反対、というのが今日、この自治会側の主張。納得できない。

この先、どういう形で効力を発するかご協議いただきたいが？

A. 会社の立場としては24時間営業はさせていただきたい。はなからだめ、では平行線のまま進まない。

問題がないならやってもいい、という意見があればありがたい。

今後もやりとりをし、協議会・茨木市・箕面市側の連合自治会長様とも改めて協議させていただいた上で進めていきたい。

### [彩都西小学校区まちづくり協議会 \*\*\*さんより]

24時間営業は彩都には似合わない。駐車場の出入口、交通問題、営業販売内容、メガディスカウントでいく。前回聞いた話では、コスモスと3分の1の取扱商品が競合するということだった。

これらの話は、大店法の説明会以降じっくり協議しましょう。宿題としたい。

会 議 内 容

【開発・宅地造成工事について】

Q. 開発宅地造成工事について様々な工法があるが、彩都には似合わない。どのようにするのか？

特定建設工事、騒音、振動が出てくるが、対策は？ 土壌汚染は、場合によっては必要では？

茨木市生活環境の保全における事業者の責務について、は前提にあるのか？

A. そうだ。

Q. 工事用車両はどうするのか。府道とフラットにするのでは？ 小学生の登下校対策は？ 岩盤の搬出経路は？

高さ8メートルくらいあるが、歩道に落ちて来ないように防護柵をどのようにするのか？

それらを安心できるような方法でやっていただかないとこの話は止まり先に進めないが？

工法にはどのようなものがあるのか？

A. 茨木市・市長の許可をいただかないと今回の工事はできない。開発許可がかかっているのは土壌汚染の対策。これは大阪府条例・国の法、両方がかかっている。URが区画整備で造成した土地なので、間違いなく土壌汚染するようなことは無いが、法に定められているのは3000㎡以上の敷地で区画形成の変更(土を掘ったり埋めたりする行為)に関しては届け出を法に従って出させて頂く。

掘削は、(配布資料の最後のページの断面図参照)図面で黄色に着色している部分を切土によって掘削する。ブレーカー(削岩機で掘削していく方法)、薬剤を注入して一旦クラック、ひび割れを入れてそれを搬出していく。音の出ない方法がよくとられている。

まだ造成工事業者が正式に決まっていない計画の構想段階なので、未決定。正式に決まれば事業者に対策をさせる。土砂搬出ルート、重機搬入ルート、ゲートをどこにもっていくか、はかなり慎重に検討が必要なので、順を追ってご相談させていただきたい。

Q. 工事期間、のべ1万台、往復でいうと2万台のトラック(工事車両)が行き来することになる。

Q. 撤退して欲しいところを妥協して、「出店するならせめて24時間営業はやめて彩都地域の他の店と同じ

A. 今のところ造成工事業者が決まっていないが、決まり次第まず現場を見せる。薬品についても無害な薬品、薬品と言うより水系統のものもあるので、工事業者が決まったら解体の選定をさせていただく。

【彩都西小学校区まちづくり協議会 \*\*\*さんより】

24時間営業・交通に関する・渋滞・犯罪に関しての問題、国際文化公園都市という位置づけに関する考えこの地域にあった店舗づくり。これらを言葉ではなく具体的に文章及び図案で、次回には提示していただきたい。それから、茨木・箕面の市議会議員、市役所関係者にも参列してもらいたい旨、今後陳情しに行く。

【\*\*茨木市議会議員より】

以前、ユニバーサル園芸が改装オープンした時に、府道北側にかなりの渋滞が起こった。

府道の渋滞は予測できるし、懸念事項だと認識している。

【5/21打合せ③により追記・5/24】

「彩都地区にやってくる暴走族や郵便局前でUターンする車両。コンビニでタイヤ交換する若者などの問題に対し、住民は対応をしていなかった。その問題とラ・ムーの問題をごちゃ混ぜにして話をするのはおかしいのでは」

平成29年4月9日

**ラ・ムー茨木彩都店新築計画・打合せ  
第 1 回 議 事 録**  
(平成29年度)

日時	平成 29 年 4 月 9 日 (日) 13 時 00 分 ~ 15 時 00 分	配布 資料	①開発・大店法フロー図 ②ラ・ムー彩都店新築計画 ③住民の意見
場所	彩都西コミュニティセンター・まち協事務所		

出 席 者

【開発者】2名

【住 民】7名(別紙名簿の通り)

【茨木市議会議員】1名

会 議 内 容

**1 ラ・ムー彩都店進出の経緯 (\*\*課長)**

- ・ 4～5年前に当該地を現状のまま使用できないかとの話が不動産会社よりあったが、現状地盤での営業は不可能なため断った。
- ・ 平成27年12月(～1月)ごろに不動産会社より「地主が造成(やまぶき大通りの高さまで切り下げる)するので再検討してほしい」との話があった。
- ・ 社内で検討の結果、平成28年5月(～6月)地主と土地賃貸契約を行い、同年7月に(株)新洲に開発協議の依頼をした。
- ・ 平成29年3月7日に茨木市に事前協議(開発および大店法)を提出した。
- ・ 現在、開発は「事前協議書回答」まで、大店法は、「関係課との事前協議」まで進捗している。

**2 ラ・ムー彩都店進出の理由 (\*\*課長)**

- ・ 彩都西部地区は周辺道路の整備が進み、スーパーはフレンドマートのみであり、もう1店舗あったほうがよいと判断した。予定地を中心に半径3km範囲の住民(特にフレンドマートの顧客)をターゲットとしている。
- ・ 「24時間営業」と「メガディスカウント」を2本柱とし、深夜でも生鮮食料品を提供でき、良いものを安く売ることがモットーとしている。

**3 住民の意見 (\*\*より\*\*課長へ)**

- ・ 進出について、「都会の田舎(自然・静寂)を求めて(大金を投じて)移ってきたが、近年のバス大規模車庫の建設、箕面なないろ公園(コンビニ)を起因とする暴走族の横行、相次ぐディスカウントストアの進出に非常に憤慨している」が住民の意見の集約である。
- ・ 進出の撤退はできないか? (\*\*課長⇒地主との契約上、撤退はできない)
- ・ ①24時間営業 ②駐車場・交通問題 ③営業(販売)内容の順番で話し合っていきたい。
- ・ 住民の意見をお渡しするので、回答をいただきたい。

## 会 議 内 容

## 4 住民意見の検討

- ・ 社内で検討し、回答します。
- ・ 経営層の感想は？
- ・ 次回は、平成29年4月22日(土) 13:30～ コミセン・まち協事務所
- ・ 各自治会にも出席の要請を行う。